

# 多文化共生の推進に関する研究会（第5回）

## 議事次第

日時：令和2年5月15日（金）  
13:30～15:30  
場所：オンライン開催

### 議事

- 1 外国人住民向けの防災対策について
- 2 外国人材の適正な受入及び労働環境の確保について
- 3 地方公共団体へのアンケート及び地方公共団体が策定した  
計画に関する調査の結果について

### （配付資料）

- 資料 1 第5回研究会資料
- 資料 2 多文化共生の推進と防災～これまでの取り組みと今後の展望～  
（田村委員発表資料）
- 資料 3 総社市の多文化共生事業と平成30年西日本豪雨災害時の対応につ  
いて（総社市発表資料）
- 資料 4 クレアによる災害時の外国人支援に向けた取組について  
（自治体国際化協会発表資料）
- 資料 5 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組  
（出入国在留管理庁発表資料）
- 資料 5-2 大都市圏その他特定地域への集中防止策等に係る法令等
- 資料 6 地域での安定した就労の支援（厚生労働省発表資料）
- 資料 7 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査  
結果報告（第4回研究会 資料5）



# 第5回研究会資料

令和 2 年 5 月 15 日  
自治行政局国際室

## 【目次】

「地域における多文化共生推進プラン」における生活支援 (労働環境、防災)	...	1
総合的対応策(改訂)における集中防止策、防災対策及び 就労支援に関する施策	...	3
多文化共生事例集 ～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～	...	8
平成18年度多文化共生の推進に関する研究会概要	...	14
平成24年度多文化共生の推進に関する研究会報告書概要	...	15
平成29年度災害時外国人支援情報コーディネーター制度に 関する検討会報告書概要	...	17

## 地域における多文化共生推進プラン

1、2 〔略〕

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策  
〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 生活支援

①、② 〔略〕

③ 労働環境

ア. ハローワークとの連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善

地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。

ウ. 外国人住民の起業支援

起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

④ 〔略〕

⑤ 防災

ア. 災害等への対応

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。

また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこと。

ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定

東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

⑥ [略]

(3)、(4) [略]

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

令和元年 12 月 20 日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議

## ※集中防止策、防災対策及び就労支援の主な関係箇所を抜粋

### I 基本的な考え方 〔略〕

### II 施策

#### 1 〔略〕

#### 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

##### (1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

###### 【現状認識・課題】

特定技能制度の運用に当たっては、特定技能外国人が、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。

また、「特定技能」での就労を希望する国内外の外国人の中には、求人情報に接する機会に乏しい者もあり、他方で、特定技能外国人の雇用を検討している中小企業の中には、外国人雇用の経験に乏しく、求人情報を効果的に提供する方法を必ずしも熟知していない企業が存在する。

このような観点から、特定技能外国人と企業とのマッチング支援をはじめとする各種の措置を講ずる必要がある。

###### 【具体的施策】

- 特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。
  - ・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業 PR 活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供。（14 分野）
  - ・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催（14 分野）
  - ・ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施（14 分野）
  - ・ 地方における技能評価試験の実施（14 分野）
  - ・ 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県（適切な団体に委託可）に対する必要な

#### 経費の助成（介護分野）

- ・ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ。（ビルクリーニング分野）
  - ・ 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人を設立し、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないように、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施。（建設分野）
  - ・ 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援（自動車整備分野）
  - ・ 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備。（宿泊分野）  
〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕《施策番号 8》
- 外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業（仮称）」を実施し、優良事例や効果を検証する。〔厚生労働省〕《施策番号 9》
- 特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。  
〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 10》
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。〔法務省〕  
《施策番号 11》
- 「特定技能」の在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生）、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 12》
- 以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。

- ・ 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施
- ・ 元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進  
〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号 13》

(2)～(4) 〔略〕

### 3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 〔略〕

(2) 生活サービス環境の改善等

① 〔略〕

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

#### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

#### 【具体的施策】

- 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成(11か国語)、当該11か国語多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化(11か国語)を進めたところであり、これらについて、さらに対応言語を14か国語に拡大するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。  
こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関等を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 64》
- 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。〔総務省〕《施策番号 65》

○ 災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕《施策番号 66》

○ 外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。

外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号 67》

(2) ③～⑤ 〔略〕

(3)～(5) 〔略〕

(6) 適正な労働環境等の確保

① 〔略〕

② 地域での安定した就労の支援

【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。

また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要である。

【具体的施策】

○ 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し 14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号 129》

○ 特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応（14か国語）により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 130》

○ 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、



定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業（外国人就労・定着支援研修事業）について、実施地域及び対象者数の拡充を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 131》

- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 132》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号 133》

(7) 〔略〕

4 〔略〕

# 多文化共生事例集

～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～

< 抜粋 >

多文化共生事例集作成ワーキンググループ



2017年 3月

### ①居住

外国人住民の入居にあたって、敷金や礼金などの日本特有の住慣習やゴミの処理方法などの地域における生活ルール等、生活習慣の差異に起因するトラブルが起こりやすい。

民間住宅に関する情報提供や生活相談への対応、地域全体でのサポートは、地方自治体が直接関わることのできない場面が多く、NPOやその他関連団体との協力により進めていく例が多い。本事例集では、NPOや公益財団法人が取り組んでいる先進的な取組を紹介する。

### ②教育

長期間在留する外国人の増加に伴い、外国人の子どもも増加し、学校教育の問題は喫緊の課題となっている。外国人の子どもに対しては、日本語教育と教科教育の両方のサポートを考慮する必要がある。また、外国人の子どもが学校で孤立したり、いじめにあったりして居場所を失う問題、様々なルーツを持つ子どもたちのアイデンティティの問題、保護者の不安定な雇用環境に伴う経済問題、さらには保護者の日本語能力や日本の教育制度への理解が十分でなく、学校と保護者の間でうまくコミュニケーションが取れないことをはじめとする様々な理由により、不就学の子どもが生まれてしまう問題など、その課題や背景は複雑化している。

これらの課題に対し、外国人の子どもが日本の学校生活に戸惑わずに早期に適応できるようにするため、就学前の子どもを対象に行う「プレスクール」の取組が注目されている。また、子どもへの支援には保護者の理解や日本語能力が重要であることから、子どもだけでなく保護者も対象とした取組や、子どもの居場所づくりへの取組など、課題解決に向け、各地域の実情に合わせた取組を紹介する。

### ③労働環境

多文化共生の推進において、外国人の労働環境の整備は重要な役割を占めるが、労働環境は雇用主と被用者たる外国人との関係から

決まることから、地方自治体やNPOなどの公的団体が直接関わる機会が少ない。

人口減少社会においては、産業の現場において外国人が重要なポストに就くようになるなど、その存在が増加する傾向にあると考えられる。国においても高度人材の活用や技能実習制度の拡充が本格化する中、日本語能力の低さが就職に支障をきたしたり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができないなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多い。

地域産業の原動力として地域の発展に貢献してもらうことが外国人のみならず地域社会にとっても重要となっていることを踏まえ、地方自治体や各団体が行っている外国人住民の就労支援や労働環境の改善にかかる取組を紹介する。

#### ④医療・保健・福祉

「はじめに」でも述べた通り、永住者がこの10年で倍増したことに代表されるように、長期間在留する外国人は近年増加している。これに伴い、主な国籍別に見ても、韓国・朝鮮人やブラジル人をはじめ、高齢化が進んでいる実態がうかがえる（下記参考の通り）。

これにより、ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。また、外国人観光客をはじめとする訪日外国人も急増しており、医療通訳のニーズは大きくなる一方である。

そこで、外国人住民の医療・保健・介護に関する課題に対する、各地の医療・福祉関係機関や地方自治体における取組を紹介する。

（参考）在留外国人の総数に占める65歳以上の世代の変化（括弧内は割合）

	2005年	2015年
全体	110,743人(5.5%)	→ 153,735人(6.9%)
韓国・朝鮮人	90,265人(15.1%)	→ 118,283人(24.1%)
ブラジル人	2,440人(0.8%)	→ 5,437人(3.1%)
中国人	9,988人(1.9%)	→ 16,503人(2.3%)

（注1）法務省の在留外国人統計（旧登録外国人統計）による。

（注2）2005年は外国人登録者数、2015年は在留外国人数である。

（注3）2005年の「中国人」は台湾を含むものであることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。

（注4）「韓国人」と「朝鮮人」は、2005年は「韓国・朝鮮人」として合算して計上されていることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。

## ⑤防災

災害発生時には、外国人は情報伝達の点で災害弱者として捉えられやすい。プランにおいても、「災害等への対応」や「緊急時の外国人住民の所在把握」など、外国人住民を「支援される側」として捉えた施策（公助）の例が多く挙げられている。近年の外国人観光客をはじめとする訪日外国人の増加もあいまって、外国人に対する災害時の対応策は各地域において重要なテーマとなっている。

こうした中、防災に関する知識の習得や意識啓発による外国人住民の自助力の向上を目的とした取組が進められている。また、地域ぐるみの訓練等を通じ、外国人住民を地域の一員として日本人住民と共に「支援する側」（共助）として捉えた先進的な取組が見られるようになった。

そこで、本事例集では、「公助」だけでなく「自助」、「共助」の観点から、各地の取組を紹介する。

### （３）多文化共生の地域づくり

#### ①地域における多文化共生の啓発

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる必要がある。

プランでは、多文化共生の意識啓発のため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催を施策の例として挙げている。

本事例集では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生やJETプログラム参加者などの人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介する。

## (2) 生活支援

---

### ③労働環境

---

- ◇ 公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会  
外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業 …………… 75
- ◇ 浜松市国際課  
「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業 …………… 77
- ◇ 一般財団法人 グローバル人財サポート浜松  
介護職員初任者研修 …………… 79
- ◇ はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会  
地域における技能実習制度への新たな関わり …………… 81

## (2) 生活支援

---

### ⑤防災

---

- ◇ 公益財団法人 仙台観光国際協会  
外国人市民への防災啓発 ..... 99
- ◇ NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会  
災害時相互支援に向けた取組 ..... 101
- ◇ 草津市危機管理課  
外国人による機能別消防団員 ..... 103
- ◇ 公益財団法人 和歌山県国際交流協会  
Let's Study BOSAI ..... 105
- ◇ まんのう町国際交流協会  
外国人防災リーダー養成講座 ..... 107
- ◇ 鹿児島市危機管理課  
桜島火山爆発総合防災訓練 ..... 109

## 背景

- ・ 外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人、10年間で約46%増。
- ・ 外国人住民施策は一部の地方自治体のみならず、全国的な課題に。
- ・ 外国人労働者対策あるいは在留管理の観点からの検討だけでなく、外国人住民を生活者・地域住民として、多文化共生の地域づくりが必要。

## 報告書

昨年度(様々な問題について総合的、体系的に検討)

- 1 コミュニケーション支援
  - 2 生活支援(居住・教育・労働環境・医療・福祉・保健・防災)
  - 3 多文化共生の地域づくり
- ほかにも、多文化共生施策の推進体制の整備

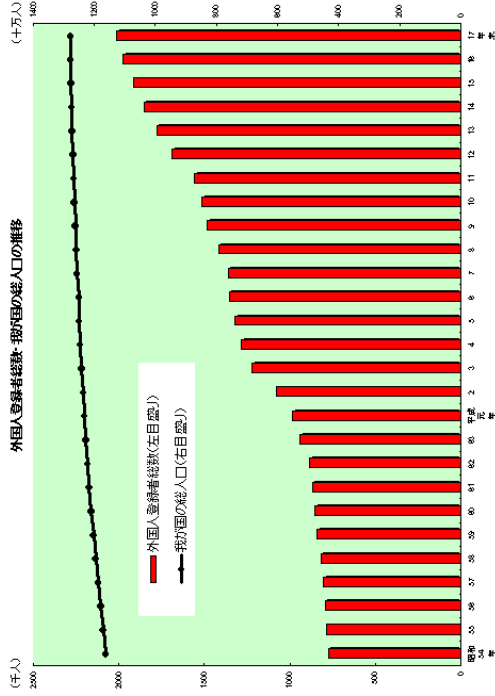
本年度(さらに個別課題を検討)

### 1 防災ネットワークのあり方

- 地方自治体の内部及び相互間、あるいはNPO、自治会などの関係者との連携
- 日本語のコミュニケーション能力が十分でない外国人住民に対する災害情報の伝達
- 避難所等における支援策など

### 2 外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方

- 行政サービスの提供の前提となる外国人住民の所在情報の的確な把握のあり方
- 情報を提供する際の多言語化の具体策
- 日本語学習及び日本社会に関する支援の具体策





現状と課題

一 東日本震災等の外国人住民への対応の検証から

①外国人住民の情報把握に課題
災害時の外国人住民対応に際して、必要となる外国人住民の情報など実態の把握が不十分

②多文化共生を担う人材の育成・活用に課題
災害時の多言語対応を含め、平時から多文化共生の役割を担う、専門的な人材の育成や外国人キーパーソンの活用等が不十分

③地域内での連携に課題
地域国際化協会やNPOなど地域内の様々な主体との間で、災害時の外国人住民対応にかかる連携が不十分

④県域及びさらに広域での連携に課題
市区町村において、単独で災害時にきめ細かい外国人住民対応を行うことには限界があるが、その支援体制は確立されていない。大規模災害を考えると、都道府県域を超える広域的な連携が不十分

⑤情報の多言語化体制等に課題
制度的情報や専門情報の多言語化、少数言語への翻訳などが困難。わかりやすい日本語の利用も不十分

⑥情報の確実な伝達に課題
情報を多言語化して発信・提供しても、その情報を必要とするエンドユーザまで、必ず届いているとは限らない

⑦平時時からの外国人住民の地域へのかかわりに課題
外国人住民の平時時からの地域活動等の参画や災害に対する理解が不十分

さらなる充実・連携の必要

提言

1 外国人住民の実態把握

市区町村等が、外国人住民の地域での居住状況等について、外国人コミュニティや関係団体とのネットワークを活用し、日頃からその把握に努めることが不可欠

2 中核的な人材育成と活用

専門的な人材育成と活用
地域における多文化共生を支える専門的な人材やボランティアの育成、確保をさらに進めるとともに、地域間での派遣、融通を検討することが重要

ともに活動する外国人住民

支援する側としての外国人住民の潜在的対応力を引き出すことが大切であり、そのためには、とくに外国人コミュニティのキーパーソンとの継続的関係をもつ取組が大切
また、地域の大学等との連携による支援活動等への留学生の参加も有効



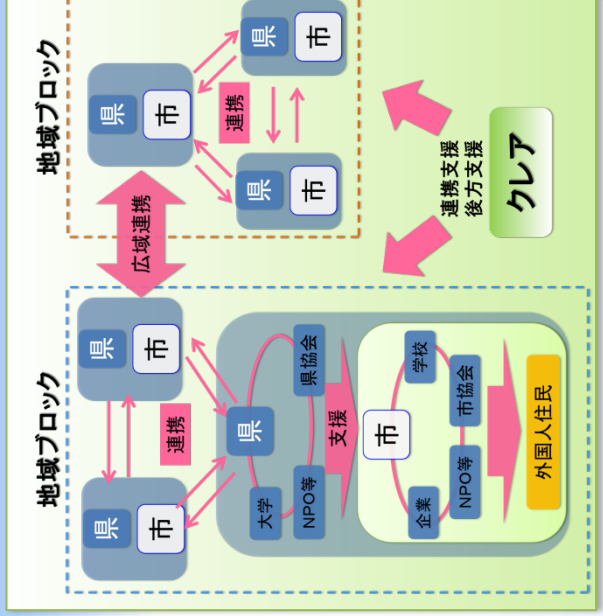
3 関係者間の連携

市区町村における外国人住民、関係団体との連携強化
都道府県における関係団体との連携強化による市区町村支援

外国人住民との総合的窓口機能を担う市区町村は、様々な分野の中間的支援組織（地域国際化協会、社会福祉関係機関、NPO等）と多角的に連携し、災害時の外国人住民対応に備えることが必要
自治体内においては、平時より国際担当部局と防災担当部局の連携を図ることが必要
都道府県が関係団体との連携等により、支援体制を確保することが必要

都道府県域を超える連携の取組推進

災害時の人的相互支援などについて地域国際化協会を活用し、まずは地域ブロック内での連携を図り、大規模災害に備え、さらに広域的にブロック間での連携を推進することが重要
自治体国際化協会においては、全国の地域国際化協会に対し、災害時に各地域に設置される災害多言語支援センターの立ち上げ運営等への後方支援のほか、ブロック間広域連携協定のテンプレートを提供等により支援を行うことが必要
また、災害時の自治体等の活動を支援するため、災害多言語支援センターの設置運営ガイドラインや避難所等で用いる支援ツールなどを引き続き整備することが必要



4 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用

ボランティアに加え、地域の大学等の専門家をコアにした翻訳・通訳の体制を確保することが必要
災害時の多言語対応の限界を踏まえ、外国人住民への情報発信についても、多くの外国人住民が理解する「わかりやすい日本語」を活用していくことが有効
また、外国人住民に伝わる情報伝達手法として外国人コミュニティ等への電話・訪問等による情報提供や外国人住民に認知されている媒体の活用が有効
国の災害関連情報も、国の責任で速やかに多言語提供できる仕組みを検討することが必要

5 日常的な取組の重要性

外国人住民が災害時に適切な対応を自らとれるよう、外国人住民の防災学習への支援をきめ細かく行うことで啓発を図ることが必要
また、防災訓練への外国人住民の参加を促し、外国人住民を想定した避難所の運営や災害多言語支援センターの設置を含めたより実践的な防災訓練の実施が極めて重要



## 仙台国際交流協会「東日本大震災時における

### 仙台市災害多言語支援センターの取り組み



財団法人仙台国際交流協会では平成23年3月11日の東日本大震災発生以降、仙台市が仙台国際センター内に設置した仙台市災害多言語支援センターを運営し、外国人留学生を含む市民ボランティアや関係機関からの協力を得て、多言語による情報発信と電話での相談対応、避難所の巡回、大使館やメディアへの対応などの活動を行った。

発災3日目に電気が復旧するまでは、暖房もなく、使えるパソコンも少ない状況で、初めの6日間は24時間活動していた。

情報発信は主に仙台市、他関係機関や地元の新報から出てくる情報を翻訳してインターネット、ラジオ、避難所巡回の中で発信していた。仙台市における災害多言語支援センターの役割があらかじめ決まっていたので、毎日アクセスで送られてくる対策本部の情報から、外国人被災者に必要な情報を選択して翻訳していた。

情報の翻訳については、当日使う情報などは自らが行き、量の多いものや時間がかかっても正確性が問われる情報などについては大学やNPOなど遠隔地の様々な団体に、翻訳作業を分散させて協力を求めた。また、クレーアの協力のもと他の国際交流協会などから職員の派遣を受け、通訳が不足している言語の通訳や、増大した事務の処理の支援を受けた。

## 長岡市「新潟県中越・中越沖地震の経験を生かした

### バックアップセンター」

長岡市では新潟県中越・中越沖地震での教訓を生かし、市と社会福祉協議会とNPOの3者で相互協定を締結。東日本大震災の際には社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とし、その周囲に子育て、介護などのほか外国人支援の専門性を持ったNPO等を配したバックアップセンターを立ち上げ、6月末までに延べ約四千名のボランティアをマネジメントした。

バックアップセンターに配された専門家団体がお互い連携することでスムーズに機能した。例えば外国人の母親からおむつのSOSが来た時に、外国人支援の団体のみでの対応だと、おむつを集めて送るので時間がかかるが、子育てのNPOに相談したところ、あるものでできる代替のやり方を教えてくれるなど、協力して対応できた。社会福祉協議会が立ち上げる通常のボランティアセンターだけでは不十分な専門性をバックアップセンター方式によって補い、多言語支援もその一部として連携できた。

## 「多文化共生推進人材の育成と活用」

平成18年3月に「多文化共生推進プラン」が総務省より発表されたことを受け、地域で多文化共生を体系的にマネジメントできる人材を育成することを目的として、同年5月より、全国の地方自治体、地域国際化協会・国際交流協会、国際連NPO等の職員を対象に、クレーアとJIAMが共催で多文化共生に関する専門家を養成する講座を開講。講座の修了生をクレーアが「多文化共生マネージャー」として認定している。多文化共生マネージャーは外国人住民に諸制度や諸課題について理解し、関係機関・部局等とのコーディネート及び企画・立案を行うことが期待される。災害時には培ったネットワークを生かした外国人住民支援などが期待されており、東日本大震災の際には各地の多文化共生マネージャーが各種支援活動に従事した。

また、多文化共生マネージャーの修了生を対象とした、「スキルアップ講座」が行われており、多文化共生を取り巻く最新事情の共有や各マネージャーの実践事例発表や各地域の課題等についての意見交換等が行われ、個々のスキルアップも図られている。さらに、クレーアにおいては、多文化共生や国際協力分野で専門的な知識や経験を有する有識者などを「地域国際化推進アドバイザー」として登録し、国際化協会などの要望に応じ、多文化共生や国際協力推進のための研修会や講演会などへ派遣している。具体的には災害時に外国人支援を行う人材の養成講座における講演に加え、避難所巡回の際の外国人避難者に対する情報提供やニーズ把握の方法等を指導等をしている。

## 東京外国語大学「東日本大震災時の災害情報支援活動」



東京外国語大学では、外国語大学ならではの社会貢献を行うため、教職員や大学院生等の言語ボランティアの活動を推進し、登録してもらっている。また、多言語・多文化社会専門人材養成講座を開講し、自治体や国際交流協会等の職員などを対象とした多文化社会コーディネートおよび外国人相談活動等の経験者を対象としたコミュニケーション通訳者の養成を行っている。

東日本大震災発生時には、即日翻訳チームを立ち上げ、災害情報の翻訳を行い22言語による「多言語災害情報支援サイト」を立ち上げた。言語ボランティアやコミュニケーション通訳に加え、海外に居住している東京外大OB、OG、ネイティブの参加により正確性と迅速性を確保した。

当初は仙台市の災害情報、その後放射線被曝に関する基礎知識、入国管理局から出されるお知らせの翻訳、日弁連の電話法律相談チャットの翻訳およびトリオフォンによる通訳を行った。また、海外居住者がインターネットを活用して参加することにより、計画停電などで日本において作業が滞る時にも海外で翻訳を進めてもらったなど役割分担ができた。

## 「東北地方太平洋沖地震多言語支援センターの取り組み」



阪神・淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震での活動経験から、NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会が、東日本大震災発生時には即日「東北地方太平洋沖地震多言語支援センター」を被災地外の全国市町村国際文化研修所に設置。

災害関連情報の発信については、WEBサイト等を通じて日本語と外国語9言語により行ったところ、47,072件のアクセスがあった。電話による相談では、多言語ホットラインという、日本語と外国語5言語での対応を行い、放射能や支援希望などについて133件の相談があった。また、茨城県や宮城県といった被災地の国際交流協会等へ災害多言語支援センターの立ち上げ支援等のスタッフ派遣を行った。これらの活動は平成23年3月11日から4月30日まで続けられ、運営スタッフは延べ456人に上った。

## 「中国・四国ブロックで行われた実践的防災訓練」

クレーアの多文化共生担い手連携事業として、全国を数ブロックに分けて教育や災害支援等のテーマを設定し、会議等を開催している。

平成23年度は7ブロック中5ブロックで災害関係のテーマが扱われ、東日本大震災時の取り組みを振り返る事例発表が行われたほか、中国・四国ブロックでは外国人住民を含めることを想定した避難所づくり、災害多言語支援センター設置・運営訓練やその一環としての避難所巡回など、外国人住民も参加しての実践的な防災訓練が行われた。自治体、地域国際化協会やNPO・国際交流団体の職員などが参加し、一般住民も参加しての災害時外国人サポーター育成にも活用された。

## 静岡県「地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版」

静岡県においては、東日本大震災においては多言語での情報を発信したものの、実際直接被災したときに同様の対応をするのは困難ではないかとの懸念があった。また、防災訓練に参加する外国人が少なく、災害に対する備えを外国人住民の間に浸透させることを課題と認識していた。

そこで、日本語を学ぶ外国人に着目し、日本語を学びながら防災知識を習得できる「地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版」を作成した。

これは地震の前に準備しておくべきことや、地震が起きた時にとるべき対応などを、分かりやすい日本語で簡潔にまとめたものである。

日本語教室での教材として活用するほか、自治体や自主防災組織に配布し、日本人による活用も期待している。

## 大泉町「文化の通訳事業、外国人ボランティアチームによる被災地支援・防災を軸とした協働のまちづくり」



外国人の日本滞在が長期化している今日、大泉町では外国人住民をいっつかは帰るお客様ではなく「共に地域に暮らす生活者」ととらえ、それぞれの母語で日本の習慣や制度、マナーなどを伝えることのできる「文化の通訳登録事業」を実施。「習字と日本のマナー講座」「日本料理の基礎とゴミの分別講座」など、楽しみながら日本のマナーや制度等について学べる講座を実施している。

東日本大震災では、ブラジル人コミュニティの中から被災地支援の声が上がり、救済物資や義援金の協力のほか、東北への炊き出し支援事業にも積極的な参加があった。これらの機運の高まりを一過性のものにならないため、大泉町では日頃から情報交換をして、行政と顔の見える関係を築いているブラジル人を中心にボランティアチームを結成、町が活動支援を行っている。

### ・JIAM及びJAMPと共催する専門的研修

- <http://www.clair.or.jp/fj/multiculture/jiam/index.html>
- ・多文化共生実施担い手連携推進事業
- <http://www.clair.or.jp/fj/multiculture/sokushin/ninaite.html>
- ・地域国際化推進アドバイザーの派遣
- <http://www.clair.or.jp/fj/multiculture/sokushin/advisor.html>
- ・災害時多言語支援センター設置運営マニュアル
- <http://www.clair.or.jp/fj/multiculture/tagengo/saigai.html>
- ・多言語情報の提供
- <http://www.clair.or.jp/fj/multiculture/renkei/tagengo.html>
- ・外国人住民災害支援情報
- <http://www.clair.or.jp/tabunka/shinsai/>
- など

### ■本報告書の内容全般に関する問い合わせ先：

総務省自治体行政局国際室  
(Tel) : 03-5253-5527  
E-mail : [soumujiichi@m.soumu.go.jp](mailto:soumujiichi@m.soumu.go.jp)

### ■本報告書の地方自治体における実施・取組にあたっての相談・問い合わせ先：

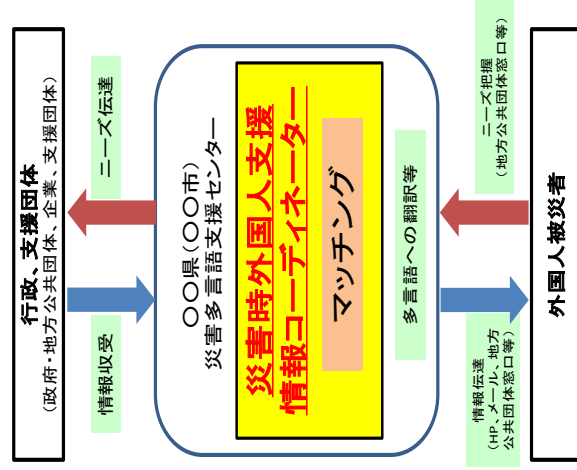
(財)自治体国際化協会 多文化共生部  
多文化共生課  
(Tel) : 03-5213-1725  
E-mail : [tabunka@clair.or.jp](mailto:tabunka@clair.or.jp)

## はじめに / 第1章 災害時の外国人対応に関する施策のこれまでの動き

- 近年、外国人住民数が増加している中、大きな被害をもたらす自然災害が頻繁に発生している状況。
- 総務省では「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)において、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援する「災害時外国人支援情報コーナーディネーター」の配置が示された。
- これを受け、「災害時外国人支援情報コーナーディネーター制度に関する検討会」を設置。(平成29年5月)
- 災害時における外国人対応に関し、以下の3つが大きな課題とされた。
  - ① 言語の壁がある、② 背景知識が不足している、③ ニーズが多様である(食生活、習慣等)

## 第3章 災害時外国人支援情報コーナーディネーターの概要

- 災害時における外国人被災者への情報伝達に関する課題としては、
  - ・ 災害時に行政等から提供される情報量は膨大
  - ・ 外国人のニーズ<sup>※1</sup>を求める情報は多様であることがあげられる。
- 情報コーナーディネーター<sup>※1</sup>は、災害多言語支援センター等において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、外国人被災者のニーズとのマッチングを実施<sup>※2</sup>。
- 災害時に円滑に情報コーナーディネーター制度を機能させるために、平常時から関係団体等<sup>※3</sup>の間で連携を図っていくことが重要。
- まずは都道府県及び政令指定都市で配置可能な体制が確保されることが期待される。



※1 情報コーナーディネーターの担い手は、都道府県・政令指定都市から推薦された者を想定。具体的には、地域の実情に応じて、日頃から外国人対応に習熟している地方公共団体の職員、地域国際化協会や市区町村の国際交流協会の職員など。  
 ※2 情報コーナーディネーターは、外国人被災者からニーズを直接把握したり、必要な情報を翻訳して外国人被災者に伝達したりするスタッフと連携して活動することが想定される。  
 ※3 連携を図る関係団体としては、行政、地域国際化協会、多文化共生マネージャー、NPO、社会福祉協議会等が考えられる。

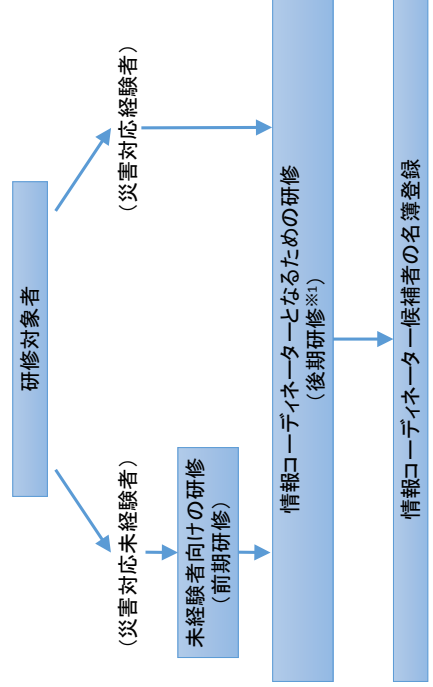
## 第2章 災害時の外国人対応に関する調査結果<sup>※1</sup>

- 都道府県・政令指定都市において、約8割の団体<sup>※2</sup>が災害多言語支援センター等の外国人支援体制を整備済みである。
- 地域国際化協会は、地域のボランティアや日本語教室等多様なつながりを持っており、災害時における外国人支援にあたり、その果たす役割は大きい。
- 災害時の外国人住民のニーズ把握方法としては、地域国際化協会等の活用や窓口での情報収集、避難所への巡回等が多い。
- 地方公共団体が災害時に外国人に期待する協力分野は、通訳・翻訳のボランティアが最も多い。

※1 都道府県・政令指定都市・312市区町村(抽出)、都道府県の地域国際化協会を対象としたアンケート(平成29年3月 総務省実施)より。  
 ※2 協定に基づくものが6割程度、協定に基づかないものが2割程度。

## 第4章 災害時外国人支援情報コーナーディネーター制度の仕組み

- 情報コーナーディネーターを養成するため、既存の研修の活用を含めて必要な研修が実施されることが望ましい。
- 情報コーナーディネーターとして誰を配置可能か管理しておくため、研修修了者を掲載する情報コーナーディネーター候補者の名簿を作成すべき。



※1 後期研修は、「災害多言語支援センター等の役割や運営」や「災害時における外国人被災者への情報伝達」に関する研修のほか、ロールプレイ等を予定。

# 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

## 1. 背景・経緯

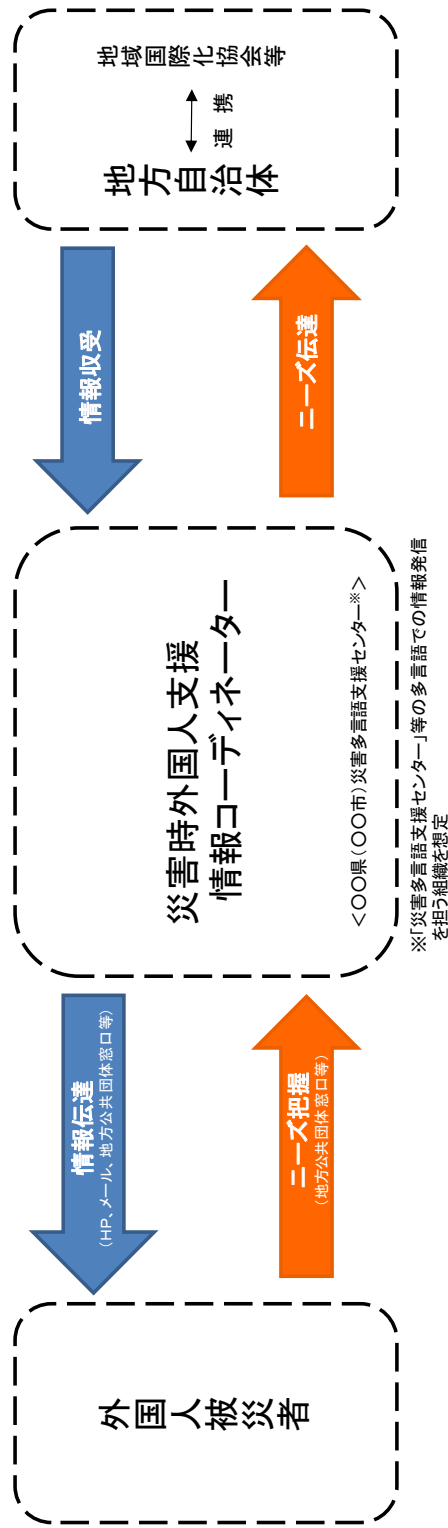
- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。

## 2. 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成について

- 「災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目的に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。」(総務省)《施策番号65》

出典:「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年12月20日関係閣僚会議決定)

### イメージ図



## (参考) 養成研修の実績

- 平成30年度 日程: 平成31年2月21日(木)～22日(金)、場所: 総務省自治体大学校
- 令和元年度 日程: 令和2年2月5日(水)～6日(木)、場所: 総務省自治体大学校

総務省国際室 多文化共生の推進に関する研究会

# 多文化共生の推進と防災

～これまでの取り組みと今後の展望～

---

一般財団法人ダイバーシティ研究所

代表理事 田村太郎

## 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

### 「災害時要援護者」とは？

- 災害時に配慮や支援が必要な人
- 2013年の災害対策基本法の一部改正で、避難所などで配慮が必要な「**要配慮者**」と、そのうち自ら避難することが困難で避難の確保に支援が必要な「**避難行動要支援者**」とを明記

### 「要配慮者」としての外国人

- 言葉の壁や文化や習慣、宗教上の配慮など、避難生活での情報やサービスの提供で配慮が必要

### 「避難行動要支援者」としての外国人

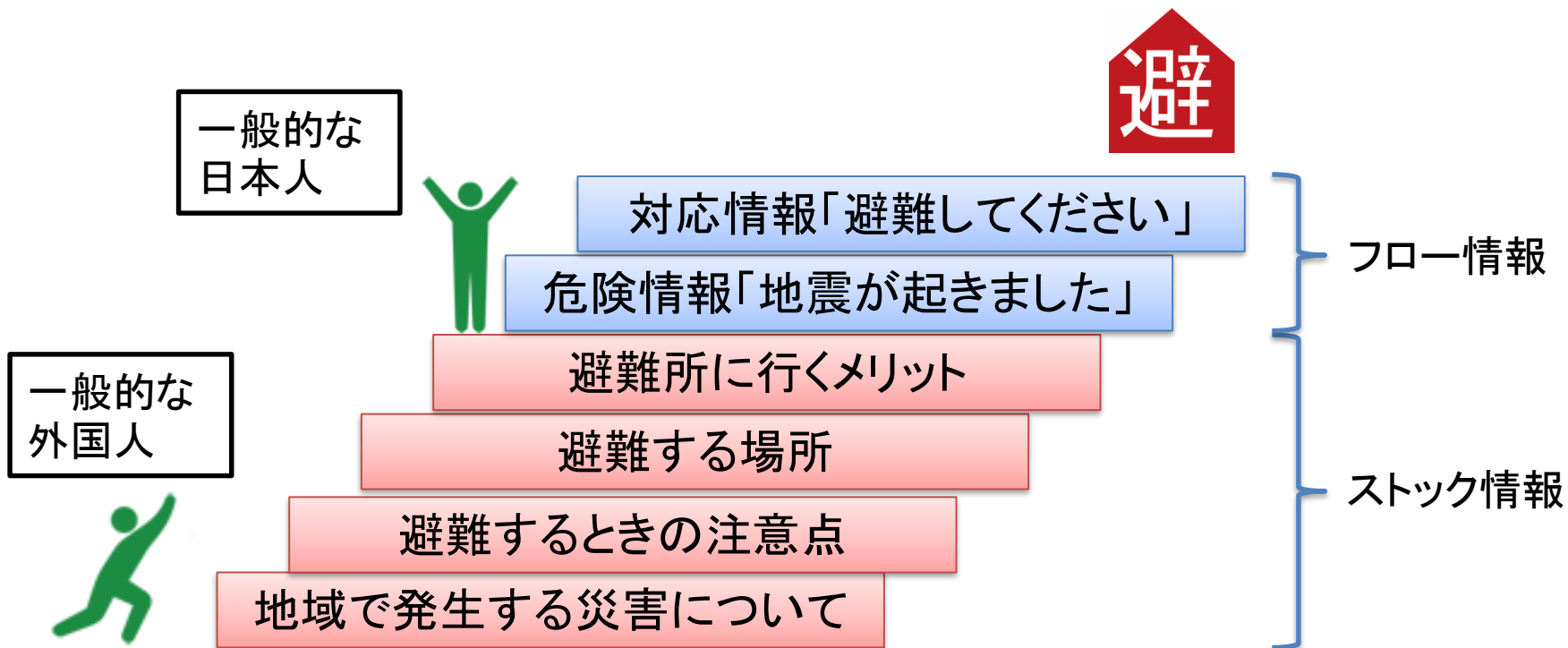
- 日本語がわからないため、「危険情報」が届かない
- 災害や避難に関する知識に濃淡があり、地理にも不案内なので、適切な避難行動がとれない

情報を翻訳するだけでなく、外国人の特性に配慮した対応が必要

# 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

## 「ストック情報」と「フロー情報」のちがいに着目！

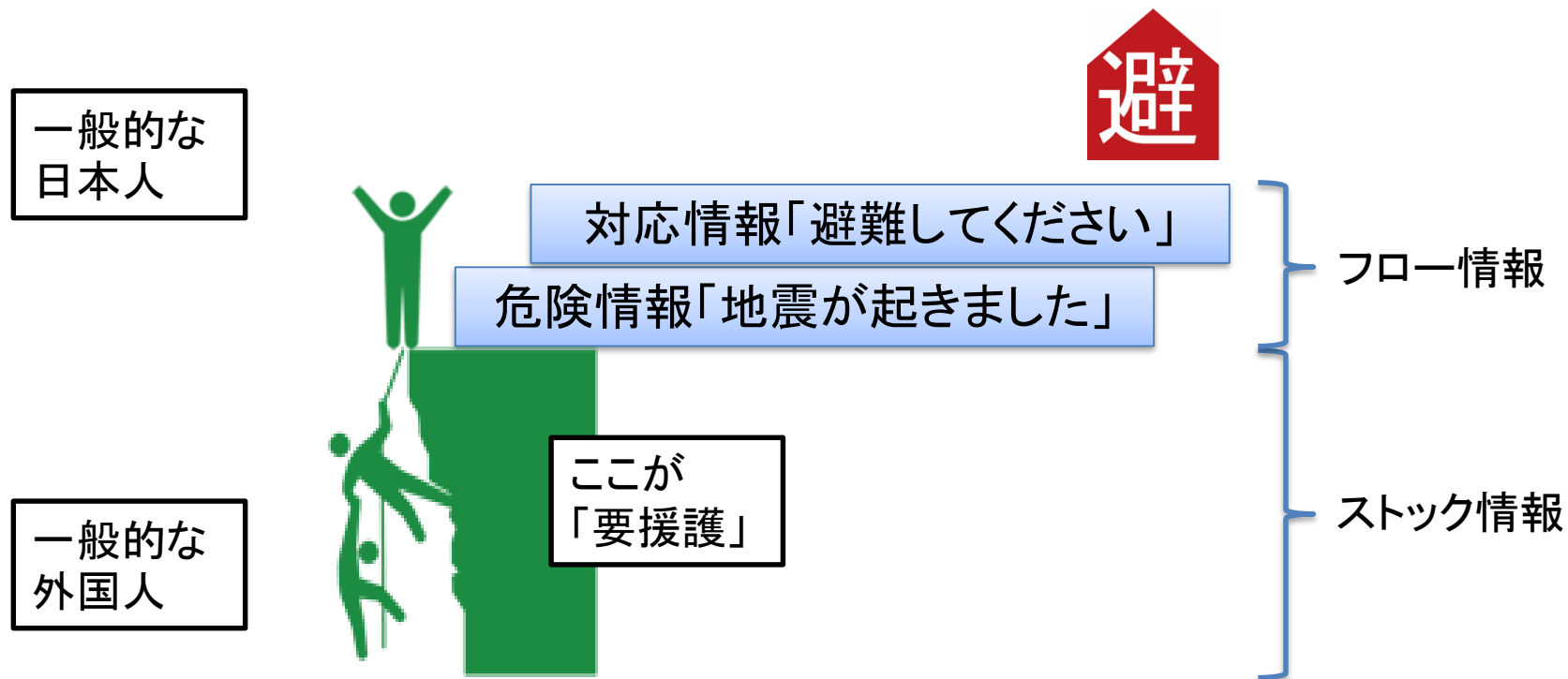
- 人が行動を起こすときには、あらかじめ提供された情報やこれまでの教育・訓練などで蓄積された情報(＝ストック情報)がスタートラインとなる
- 災害発生後に危険情報(例:地震が起きました)や対応情報(例:避難してください)を受け取っても、ストック情報がなければ適切な避難行動はとれない



# 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

## 「ストック情報」と「フロー情報」のちがいに着目！

- 人が行動を起こすときには、あらかじめ提供された情報やこれまでの教育・訓練などで蓄積された情報(＝ストック情報)がスタートラインとなる
- 災害発生後に危険情報(例:地震が起きました)や対応情報(例:避難してください)を受け取っても、ストック情報がなければ適切な避難行動はとれない





# 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

## 災害時に外国人からよく聞かれる悩み

### 外国人側の「ストック情報」の不足による困りごと

- 災害そのもののリスクがわからない
- どのように避難すればいいかわからない
- 避難所の場所や受けられるサービスがわからない
- 避難所でどのような行動をとればいいかわからない

### 「フロー情報」での配慮不足による困りごと

- 災害時にしか出てこない日本語による混乱（例：不通、救援、給水...）
- 直訳しても意味が伝わらない  
(例：余震に気をつけましょう、ご自由にお取りください)

### 日本人の「理解不足」による困りごと

- 外国人の存在を知らないことによる誤解に起因する排除や差別
- 外国人の行動に対する誤解に起因する排除や差別

「自分の言語で話ができる」「周囲の日本人とのあいだをつないでくれる」  
という安心感を提供することが重要！

# 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

## 外国人が災害時に直面した事例

### 「ストック情報」に関連したもの

- 「震度6」といわれてもどれほど大きな地震かがわからない
- 「トンジル」に何が入っているかわからず、食べることができなかった
  - 日本でしか使わない尺度やルール、常識は外国人には伝わらない

### 「フロー情報」での配慮不足による困りごと

- テレビで「つなみ」「しんぱい」と表示していて不安になった
  - 「津波の心配なし」という日本語やふりがなのふり方がまぎらわしい
- 「電車がふつう」と聞いたが、駅に行ったら動いていなかった
  - 日本語がある程度わかる人ほど混乱することもある

### 日本人の「理解不足」によるもの

- 公園に多数、避難した外国人を見た住民から、110番通報が相次いだ
  - 海外では地震のときは屋外に逃げるのが一般的
- 家族や友人の分もと思いおにぎりやパンを紙袋に入れ始めたら、日本人に殴られた
  - 祖国を離れているときほど、友人や家族のことを大切に思って行動する

# 1. 災害時の外国人支援に関する考え方

## 多言語化の「3つの効果」について



### 1) 翻訳効果

情報を翻訳して伝える

### 2) 承認効果

自分の言語があることによる安心感  
= 社会から存在を承認されている

### 3) アナウンス効果

「日本語以外の言語を話す人」が存在している  
ことを地域や組織全体で認識する

災害時に想定される事態から必要な情報をあらかじめ翻訳しておき、発災と同時に速やかに掲出することで、外国人へ「情報」と「安心感」を届けるとともに、日本人にも外国人の存在を認識してもらう必要がある

多言語化は手段であり、目的は「全体的な安心感の醸成」

## 2. 過去の災害対応の事例から

### 北海道胆振東部地震(2018年9月)での外国人の様子

- 未明の地震・全道でブラックアウト
  - 大規模停電も住民の多くは自宅におり、帰宅困難等は発生せず
  - 外国人を含む観光客が札幌駅や新千歳空港で滞留
- 札幌市が「観光客向け避難所」を開設
  - チェックアウト後に行き場のない観光客の受け皿として設置(詳細は下表)
  - 利用者の6割以上が外国人。空港や他市バスで移動してきた人も

【札幌市内の観光客向け避難所の開設および利用状況】

施設名	開設	閉鎖	宿泊者数				
			6日	7日	8日	9日	合計
わくわくホリデーホール*	6日13:30	6日15:00	-	-	-	-	-
大通高校**	6日14:00	8日15:00	400	220	-	-	620
市民交流プラザ	6日16:00	8日12:00	550	130	-	-	680
北海道庁別館	6日17:30	8日19:00	400	140	-	-	540
中島体育センター	6日18:50	9日10:00	300	320	30	-	650
地下歩行空間	6日20:45	9日11:00	70	250	30	-	350
合計			1,720	1,060	60	-	2,840

停電時にはポンプが停止で断水が発生  
ホテルを出た外国人観光客が特定の場所に集中する

## 2. 過去の災害対応の事例から

### 大阪北部地震(2018年6月)での外国人の様子

- 都市直下、通勤・通学時間帯の「震度6弱」
  - 通学中の児童や見まもりボランティアが犠牲に
  - JRだけで14万人が停止した車内に閉じ込められる
  - 5万基以上のエレベーターが停止、339件で閉じ込め(東日本の1.6倍)
- 外国人観光客等への情報提供が課題に
  - 大阪駅などで訪日外国人が多数滞留
  - 当日中に主要な鉄道が運行を再開し、大きな混乱には至らず
- 大阪府が「多言語支援センター」を設置
  - 大阪府の情報の翻訳と相談窓口の開設を即時決定
  - SNSやウェブサイトへ多言語での情報提供を実施
- 市域を越えて外国人が集まり、デマによる不安で長期避難
  - 「見た目」の被害状況が比較的軽微な地区の避難所に外国人が集中
  - 海外の「予言者」によるデマで、日本人ほぼ帰宅した後も避難を継続

翻訳した情報を配信するだけでなく、  
双方向性の高いコミュニケーションが必要

## 2. 過去の災害対応の事例から

### 西日本豪雨災害(2018年7月)での外国人の様子

- 広域・多発的な水害
  - 1府10県に大雨の「特別警報」
  - 14府県で死者219人(7月22日現在)
- 「外国人の姿が見えない」
  - 日本語教室や国際交流協会のない地域では外国人の所在把握が困難
  - 避難所の場所や避難する意味がわからなければ避難所には行かない
- 各県および県国際交流協会がウェブサイトが多言語情報を掲載
  - 「多言語支援センター」は設置せず
  - ボランティア向けの情報も多言語で配信
- 同時に複数箇所で災害が発生した場合の対応に課題
  - 広域・多発的な災害は、避難所巡回も難しい
  - 場所ごとに被災状況も異なり、一律な情報提供ではニーズに対応できない

多様な災害想定に基づいた多様なシミュレーションが必要

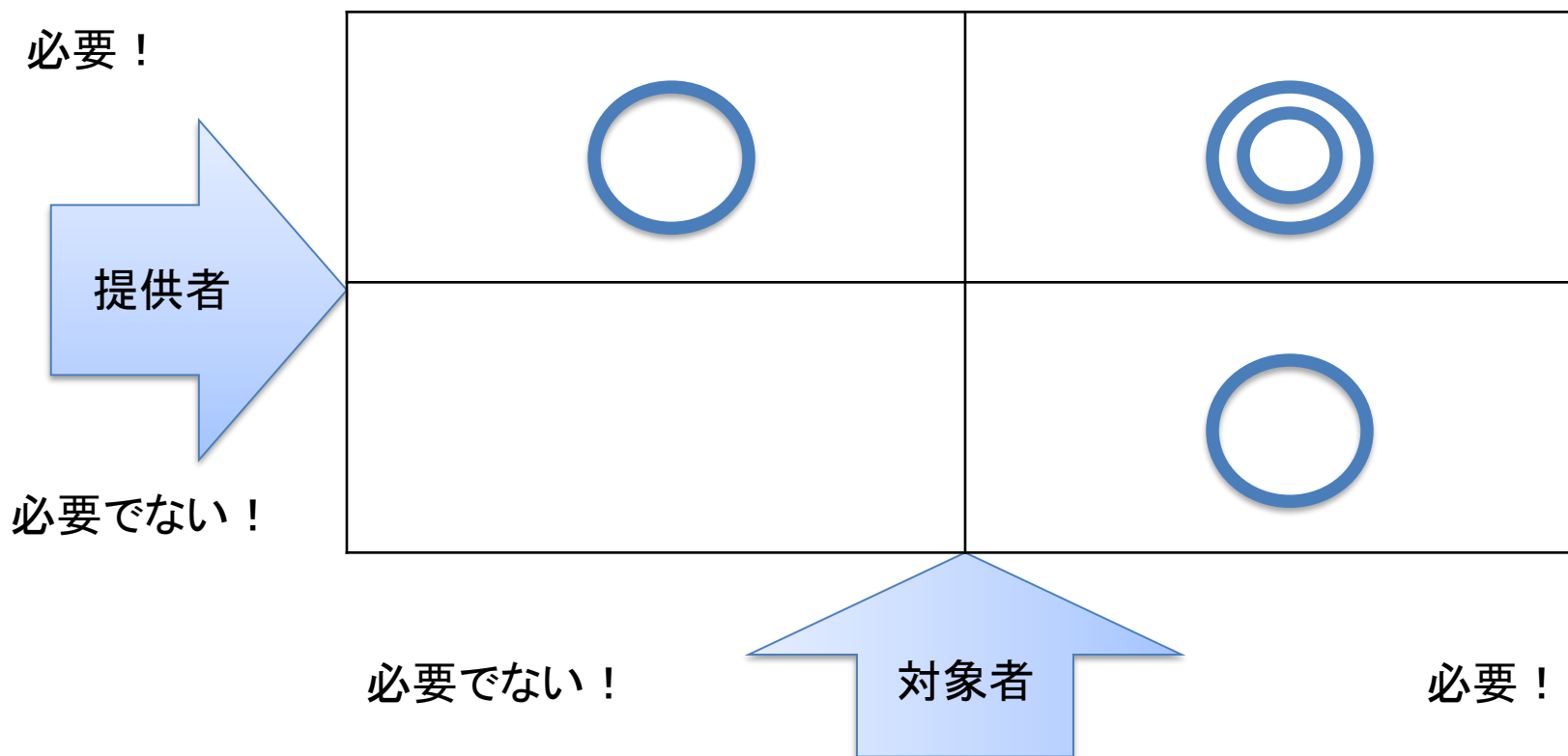
## 2. 過去の災害対応の事例から

### 安心感の醸成に有効な災害時対応の事例

- 災害時対応のポイントを**多言語**でまとめたリーフレットを配布 (MUJI HOTEL)
  - チェックイン時にホイスルとともに「お守り」として**宿泊客に配布**
  - Wifiスポットなど、外国人がとくに必要な情報をマップに表示
  - 「どこにいるか」で初動を分類、行政区を越えて避難場所を紹介するなど、**観光客向けに工夫を凝らした**
- レンタカーに外国人が運転していることがわかる**マグネットを掲示** (沖縄・北海道等)
  - **周囲の日本人ドライバーに注意を促す**ためにレンタカー会社が作成
  - 「急ハンドルを切るかもしれない」「右左折が不慣れかもしれない」と、周囲のドライバーが車間距離を開けるなど、配慮するようになったとの声
  - 交通ルールやハンドル位置のちがいによる**外国人の事故率の高さを低減**することに一定の効果を発揮
- 「外国人対応避難施設」の開設 (熊本市)
  - 外国人もすべての避難所で受け入れられることが基本だが、多言語での情報提供や食事・物資などでの配慮を**すべての避難所で提供することも難しい**
  - 外国人にとくに配慮のある避難施設として、多言語対応の他、**周辺のホテル等と連携し**、ハラル対応の弁当やアルコール以外の除菌を用意

### 3. 担い手としての外国人への視点について

外国人に必要な配慮には、外国人の参加が不可欠



対象者側にいる人が提供者側に参画しなければ  
コミュニケーションのズレは解消できない

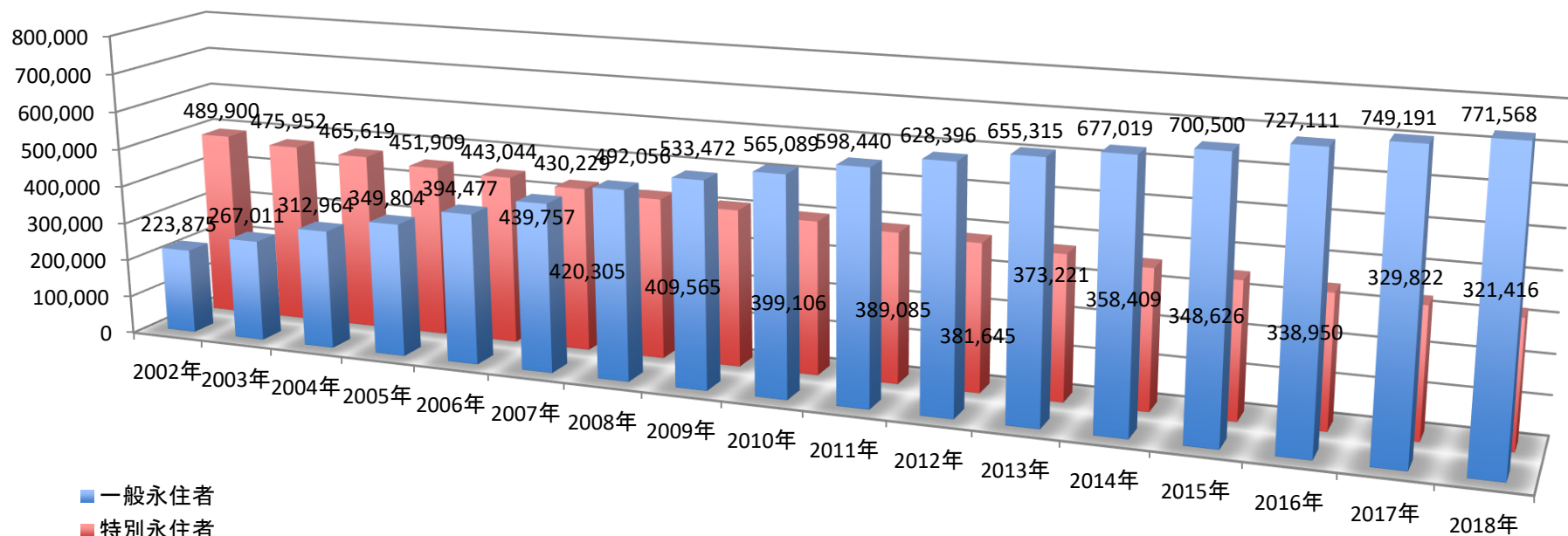


### 3. 担い手としての外国人への視点について

## 永住者資格を持つ外国人が毎年2～3万人ずつ増加

#### • 「永住者資格」とは？

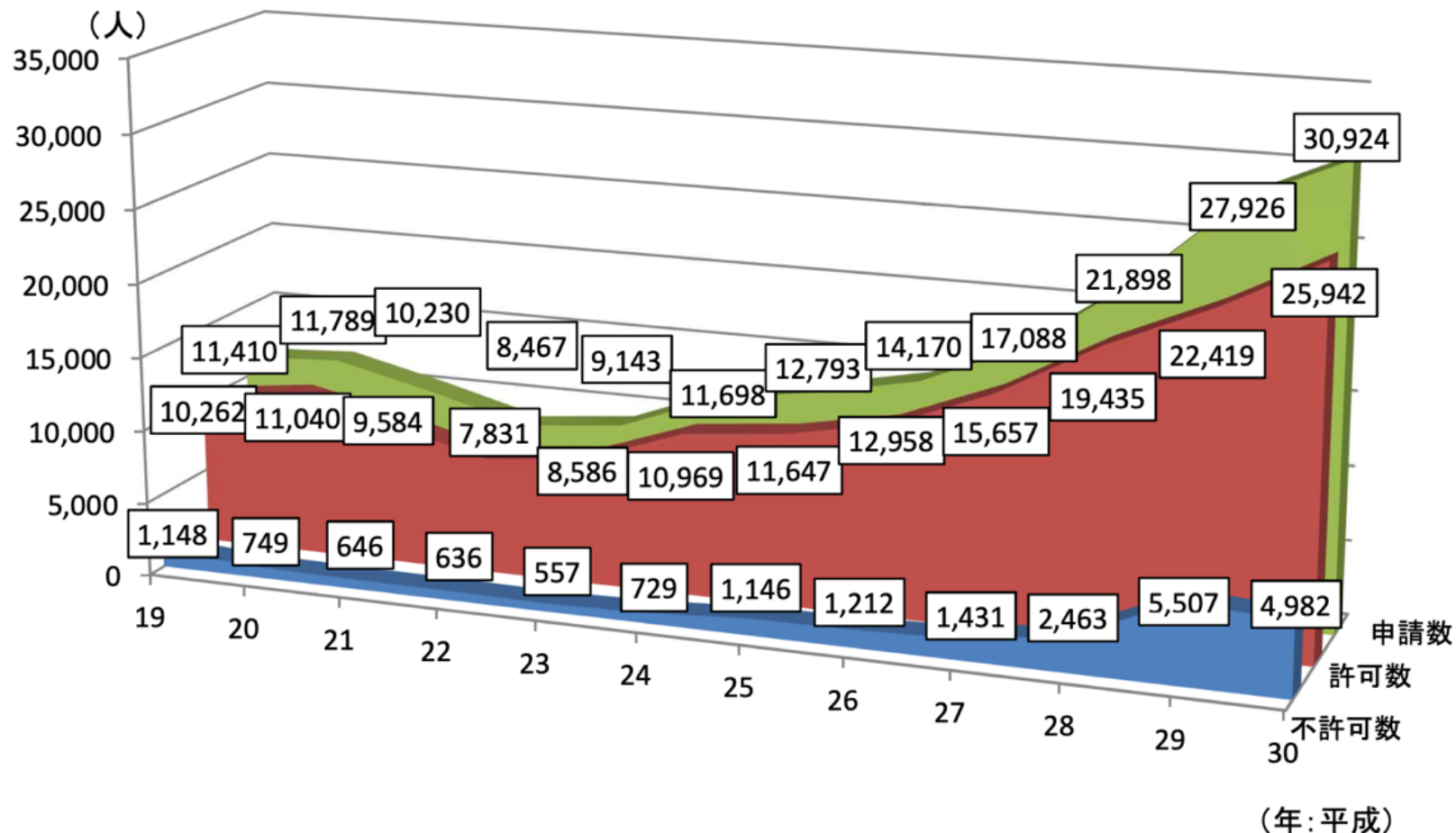
- 在日コリアン等、旧植民地出身者とその子孫(特別永住者)のほか、原則として10年以上、継続して日本に滞在し、法令違反などがない場合に申請して認められる
- 永住者資格があれば、外国人も日本の多くの金融機関で住宅ローンが組めるなど、**日本で資産を形成する外国人も**増えている



### 3. 担い手としての外国人への視点について

## 「留学」からの就職も年間2万人以上

・「留学」からの在留資格変更申請・許可の年次推移

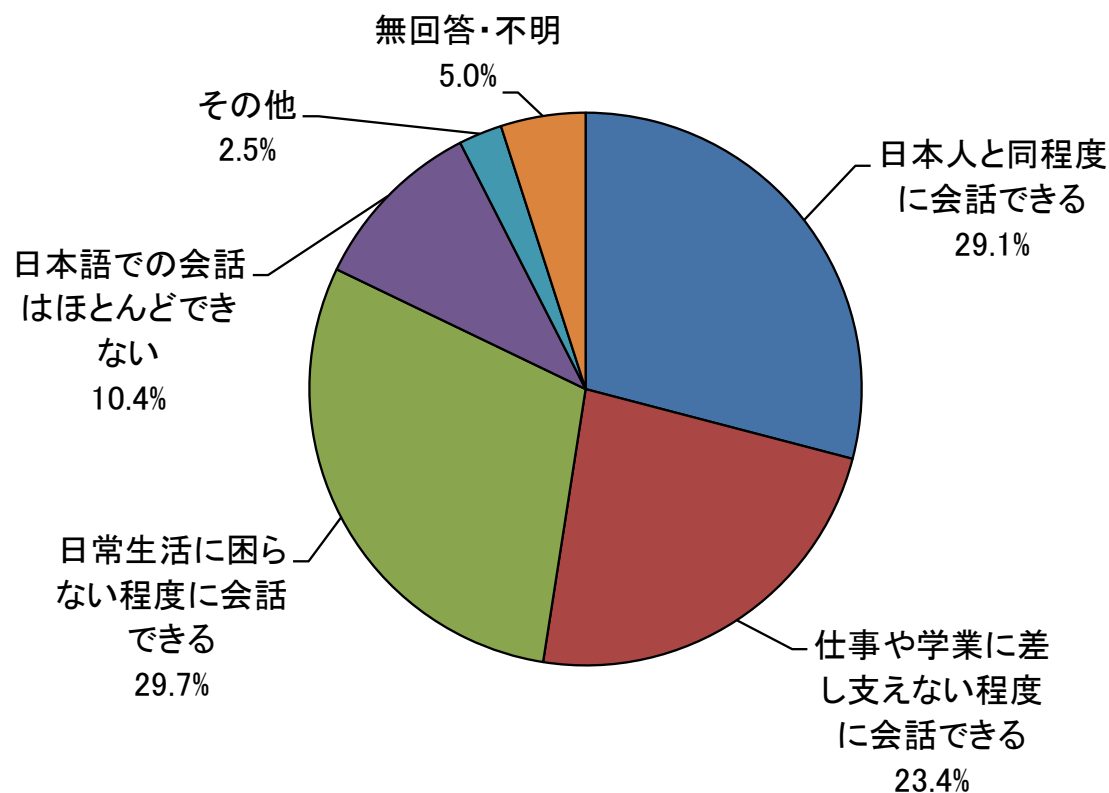


法務省出入国在留管理庁『平成30年における留学生の日本企業等への就職状況について』(2019年10月)より

### 3. 担い手としての外国人への視点について

## 日本で暮らす外国人の90%は「日本語での会話ができる」

国内37地区に住む18歳以上の外国人を対象にした調査から  
(18,500人中4,252人が回答)



日本語ができる外国人に仲介役をお願いすることも有効

### 3. 担い手としての外国人への視点について

## 災害時に「支援する側」として期待される外国人

- 「**災害時帰宅支援ステーション**」となるコンビニや外食チェーン

- 大規模災害で電車などが止まったとき、歩いて帰る人を支援
- 具体的な支援の内容は次の2つ
  - ①水とトイレの提供
  - ②避難所や通行できる道路等の情報提供
- 多くの店舗でアルバイトの主軸は外国人



- 「**福祉避難所**」となる高齢者施設でも増える外国人

- 高齢者や障害者など、医療的ケアが必要な人を収容することが期待されている
- 外国人は「技能実習」や「介護」、EPA協定に基づく「特定活動」に加え、19年4月に新設された「特定技能」の在留資格でも、介護施設で就労可能。
- 介護福祉士資格が取れる専門学校の入学者の6人に1人が外国人(2018年)となるなど、福祉現場での外国人の存在感は増している

支援の対象としてだけでなく、「担い手としての外国人」にも注目する必要がある

## 4. これからの災害時における外国人対応に向けて

### アプリやツールを最大限活用しつつ、「安心感の醸成」に努めよう

- 多様なアプリやツールを日ごろから活用する
  - AIやITの進化は著しく、機械翻訳も使えるレベルになってきたが、普段から使っていない道具は災害時にも使えない
  - 外国人が直接アクセスして利用するだけでなく、周囲の日本人が使用することを想定したツールの開発も期待したい
- 情報を届けて終わりにせず、双方向性の高いコミュニケーションを心がける
  - 言語のわかるスタッフやボランティアに期待されていることは、情報を伝えることよりも話を聞いて不安を和らげる
  - 周囲の日本人にも外国人の存在を伝え、ともに支え合う関係の構築を促す

#### <災害時に使えるツールの紹介>

多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」 <http://voicetra.nict.go.jp>

18言語でニュースを配信する「NHKワールド」 <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

自治体国際化協会「災害時多言語情報」 <http://dis.clair.or.jp>

気象用語を翻訳した「多言語辞書データ」 <http://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>

## 4. これからの災害時における外国人対応に向けて

### 多文化共生時代の地域防災のこれから

- ・地域で暮らす外国人の様子やニーズの変化を知る
  - 地域で暮らす外国人の国籍や在留資格から**ストック情報**の特性を分析する
  - 地域へ出かけ、観光客も含む外国人の**ニーズの変化を正しく認識**する
  - 翻訳が必要な言語や有効な情報提供手段を知り、地区ごとに整理する
- ・外国人の存在を前提とした災害時対応を標準化する
  - 避難誘導や避難者の受け入れにおいて、**多言語・多文化対応は必須**
  - **日本語や日本の習慣がわからない住民や顧客の存在を前提とした施策や商品・サービスの提供に努める**
- ・地域の訓練や災害ボランティアに外国人の参加を促す
  - 自分が暮らす地域の訓練に参加し、**日本の「防災文化」を知る機会を提供する**
  - **外国人住民にも企画段階から参加を呼びかける**
  - 定期的に実施して工夫を重ねるとともに、主催者側も変化する地域の状況を知る

外国人とともに地域防災をも直すことで  
誰ひとり、取り残さない災害時対応をめざそう！

# 総社市の多文化共生事業と 平成30年西日本豪雨災害時の対応について

---

総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課

国際交流推進員係 主事 譚 俊偉



# 総社市の在留外国人の状況

---

## (1) 総社市の人口

総人口: 69,353人 令和2年4月1日現在  
(対前年度 +359人)

うち在留外国人 1,755人 (対前年度 +224人)

(総人口に占める割合 2.53% (対前年度 +0.31%))

うちベトナム人 888人 (対前年度 +130人)

(在留外国人に占める割合 50.60%) (対前年度 +1.09%)

ブラジル人、中国人、など (27ヶ国)

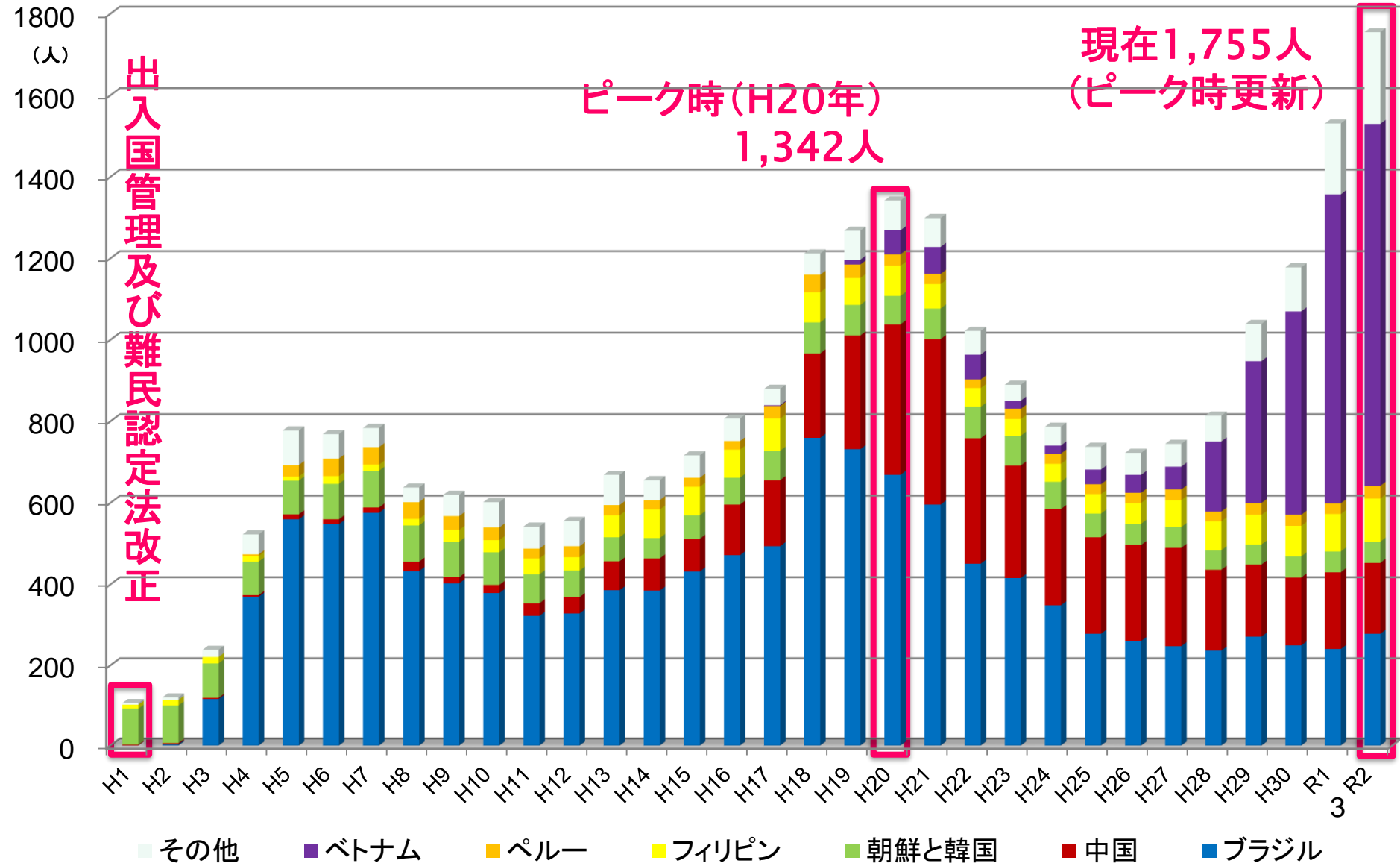
## (2) 在留資格別内訳

南米出身者は「定住者」「永住者」及びその配偶者、  
中国・ベトナム出身者は「技能実習」



# 在留外国人数の推移(H1～R2)

平成27年度以降、ピーク更新中です。



# 主な事業

## ○外国人相談事業

外国人の増加に伴い，平成21年10月から，外国人の相談窓口を人権・まちづくり課に設置し，多文化共生推進員を配置。

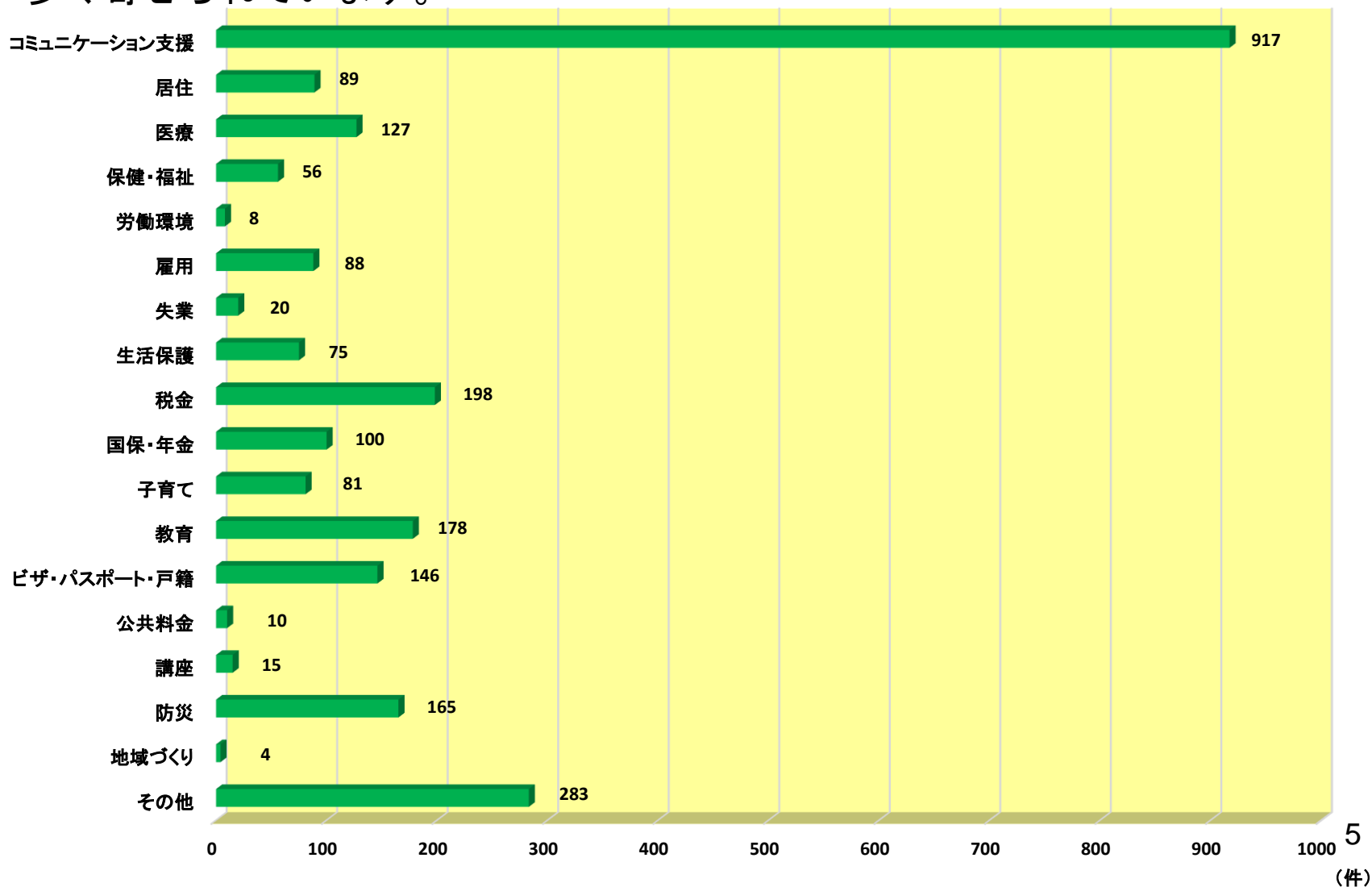
ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語に対応。



前列チンさん 後列左から，赤澤さん・譚さん

# H30年度相談内容別集計

コミュニケーション支援が最も多く、子どもの教育・税金・防災についての相談が多く寄せられています。



# ○ブラジリアンニュース・チャイニーズニュース ベトナムーズニュースの発行、全世界配付

「やさしい日本語」版も作成しています。



# ○コミュニティ交流事業

平成22年7月から、助け合いと交流活動の推進を目的として、「総社ブラジリアンコミュニティ」を設立。  
 現在は、「総社インターナショナルコミュニティ」と改称し、年に1度、外国人と日本人の交流イベント「インターナショナルフェスタ」を総社市コミュニティ地域協議会と開催。



# ○医療・防災支援事業

## AMDAグループと総社市との 多文化共生に関する協定締結(H21. 6)

AMDAのノウハウを本市の多文化共生に生かすため、協定を締結。



# 外国人防災リーダーの養成について

## 支援される側から 支援する側へ

平成23年3月の東日本大震災を受け、災害時に言葉の壁から情報弱者になりがちな外国人住民の自助・共助の担い手として、行政と連携のできる人材「総社市外国人防災リーダー」が必要と痛感し、平成25年度から「外国人防災リーダー養成研修」を実施。令和2年4月1日現在、19名（ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名）の外国人防災リーダーが、“支援される側”ではなく、積極的に“支援する側”として活動している。



# 外国人防災リーダー

令和2年4月1日現在，19名（ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名）の外国人防災リーダーが活動している。



写真は，第1期生（平成25年度・15名）のものです



# 外国人防災リーダーの活動



【水防訓練】平成26年6月  
地域の消防団とともに土のう作り訓練

【防災訓練】平成27年11月  
「教える側」として参加



【研修参加】平成27年2月  
岡山県国際交流協会主催の「外国人と共に学ぶ  
災害時対応」研修に参加

# 外国人防災リーダーの活動



【研修参加】令和元年5月  
「第1回外国人防災ミーティング」開催

【研修参加】令和元年10月  
「第3回外国人防災ミーティング」開催



【防災訓練】令和元年11月  
「教える側」として参加

# 外国人防災リーダーの活動

## 多言語防災カードの作成



ワークショップを開催し、カードに盛り込む項目を絞り込みました。

### 【作成部数】

2,000部

- 内訳 ポルトガル語 600部
- 中国語 500部
- 英語 100部
- スペイン語 100部
- 韓国語 100部

「やさしい日本語」 600部



# 平成30年西日本豪雨での 外国人防災リーダーの活動について



# 被災時の外国人の様子

災害時，外国人は情報得られず困っていました。



水が押し寄せ，勤務先から帰ることができなくなりました。情報も得られず，不安な状態に置かれました。



# 外国人防災リーダーの活躍

行政と連携して、被災した外国人の支援を行いました。



言葉が通じなくて困っている外国人を救命ボートで保護したり、

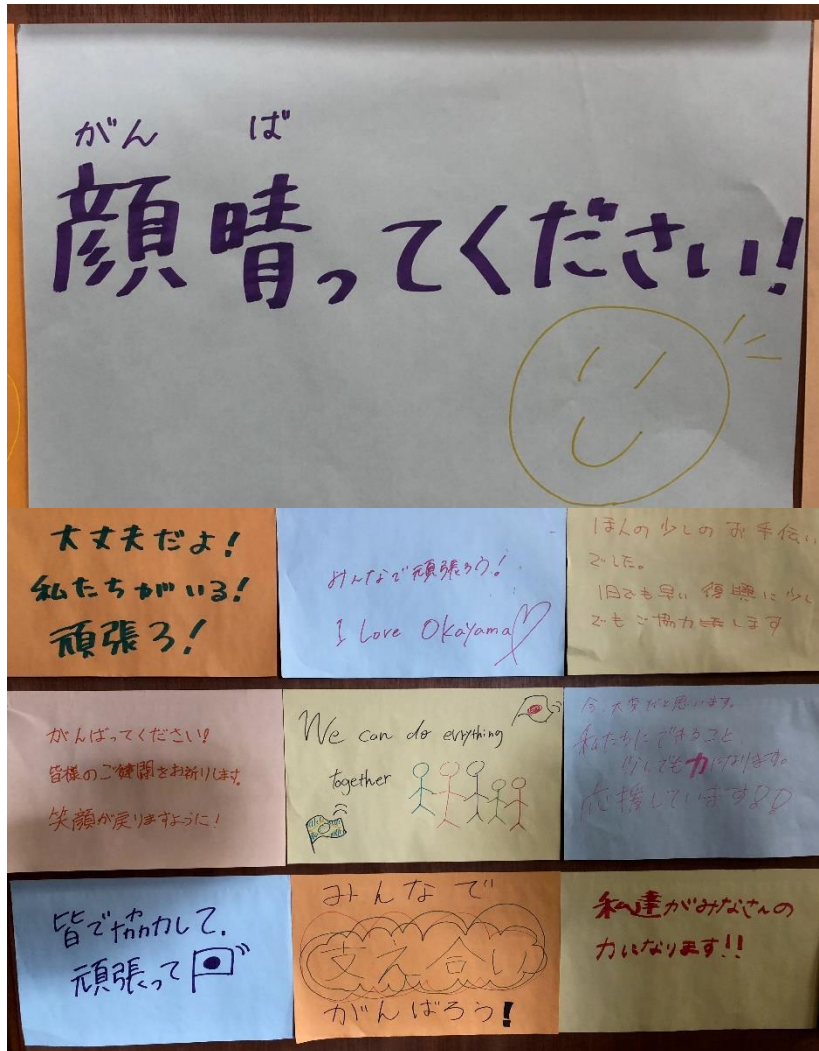


災害支援ボランティアに来総した外国人と現場へ向かいました。

# 外国人防災リーダーの活躍

外国人防災リーダーの活動に、感謝の声が寄せられました。

おうちがなくなったけどがんばろうね！



## 総社市外の外国人住民にも対応しました



多文化共生推進員が、外国人からの問い合わせ・情報提供に対応しました。

避難所を訪問し、不安な声やニーズに応えました。





# コールセンターも設置し，不安な声を和らげました 総社市

(平成30年7月24日～11月末日)

---

がいこくじんひさいしやそつたんこーるせんたー  
**外国人被災者相談コールセンター**

げつようび きんようび  
月曜日～金曜日 9:00～17:00

Đường dây nóng cho các nạn nhân thiên tai.  
Central de Atendimento para Víctimas de Desastres  
Consultation Support for Disaster Victims  
Centro de Consultas para Víctimas de Desastres  
受灾者咨询电话 / 受灾者諮詢電話

**【Tiếng Việt】 080-2300-3766**

**【Português, Español, English】 080-2300-3786**

**【中文】 080-2302-5112**

**【相談件数】 70件**

総社13，倉敷32，岡山8，矢掛3，県外14  
ポルトガル語58，英語4，中国語8

# 外国人防災マニュアル 作成中！



言葉が通じなくても  
 分かり合える、  
 “ピクトグラム”を多用した  
 「外国人防災マニュアル」を  
 作成中です。

# クレアによる災害時の外国人支援に向けた 取組について

令和 2 年 5 月

(一財) 自治体国際化協会

多文化共生部 清水

# クレアによる災害時の外国人支援に向けた取組について

## 自治体国際化協会（CLAIR（クレア））とは

自治体の国際化推進を支援すること等を目的とする自治体の共同組織  
「クレア（CLAIR）」「Council of Local Authorities for International Relations」の頭文字をとった当協会の略称

### 本部（東京）

総務部  
【総務課】【企画調査課】

交流支援部  
【交流親善課】【経済交流課】

多文化共生部  
【多文化共生課】

JETプログラム事業部  
【調整課】【研修・カウンセリング課】

### 7つの海外事務所

ニューヨーク

ロンドン

パリ

シンガポール

ソウル

シドニー

北京

情報提供  
の充実

2 多文化共生に係る施策の立案を支援

1 外国人住民向けの多言語情報ツール等の提供

3 先進的な多文化共生事業に対する助成

担い手の育成支援

4 多文化共生を推進する人材の育成・効果的な活用を支援

クレアの多文化共生の取組

5 自治体、地域国際化協会とNGO・NPOとの連携を支援

災害時  
支援

平時からの取組支援

6 地域国際化協会と連携して地域の国際化・多文化共生推進を支援

災害時の取組支援

クレアは、地域の中核的な民間国際交流組織である地域国際化協会(以下62協会)で組織する「地域国際化協会連絡協議会」の事務局として、協会の支援等も行っています。

### 北海道・東北ブロック

- (公社) 北海道国際交流・協力総合センター
- (公財) 青森県国際交流協会
- (公財) 岩手県国際交流協会
- (公財) 宮城県国際化協会
- (公財) 秋田県国際交流協会
- (公財) 山形県国際交流協会
- (公財) 新潟県国際交流協会
- (公財) 福島県国際交流協会

#### 【政令市】

- (公財) 札幌国際プラザ
- (公財) 仙台観光国際協会

### 関東ブロック

- (公財) 茨城県国際交流協会
- (公財) 栃木県国際交流協会
- (公財) 群馬県観光物産国際協会
- (公財) 埼玉県国際交流協会
- (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- 東京都国際交流委員会
- (公財) かながわ国際交流財団
- (公財) 山梨県国際交流協会
- (公財) 長野県国際化協会

#### 【政令市】

- (社) さいたま観光国際協会
- (公財) 千葉市国際交流協会
- (公財) 横浜市国際交流協会
- (公財) 川崎市国際交流協会

### 東海・北陸ブロック

- (公財) とやま国際センター
- (公財) 石川県国際交流協会
- (公財) 福井県国際交流協会
- (公財) 岐阜県国際交流センター
- (公財) 静岡県国際交流協会
- (公財) 愛知県国際交流協会
- (公財) 三重県国際交流財団

#### 【政令市】

- 静岡市国際交流協会
- (公財) 浜松国際交流協会
- (公財) 名古屋国際センター

各協会の活動内容等は、クレアのホームページから確認できます!

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/29.html>

### 近畿ブロック

- (公財) 滋賀県国際協会
- (公財) 京都府国際センター
- (公財) 大阪府国際交流財団
- (公財) 兵庫県国際交流協会
- (公財) 和歌山県国際交流協会

#### 【政令市】

- (公財) 京都市国際交流協会
- (公財) 大阪国際交流センター
- (公財) 神戸国際協力交流センター

### 中国・四国ブロック

- (公財) 鳥取県国際交流財団
- (公財) しまね国際センター
- (一財) 岡山県国際交流協会
- (公財) ひろしま国際センター
- (公財) 山口県国際交流協会
- (公財) 徳島県国際交流協会
- (公財) 香川県国際交流協会
- (公財) 愛媛県国際交流協会
- (公財) 高知県国際交流協会

#### 【政令市】

- (公財) 広島平和文化センター

### 九州ブロック

- (公財) 福岡県国際交流センター
- (公財) 佐賀県国際交流協会
- (公財) 長崎県国際交流協会
- 熊本県国際協会
- (公財) 大分県芸術文化スポーツ振興財団
- (公財) 宮崎県国際交流協会
- (公財) 鹿児島県国際交流協会
- (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団

#### 【政令市】

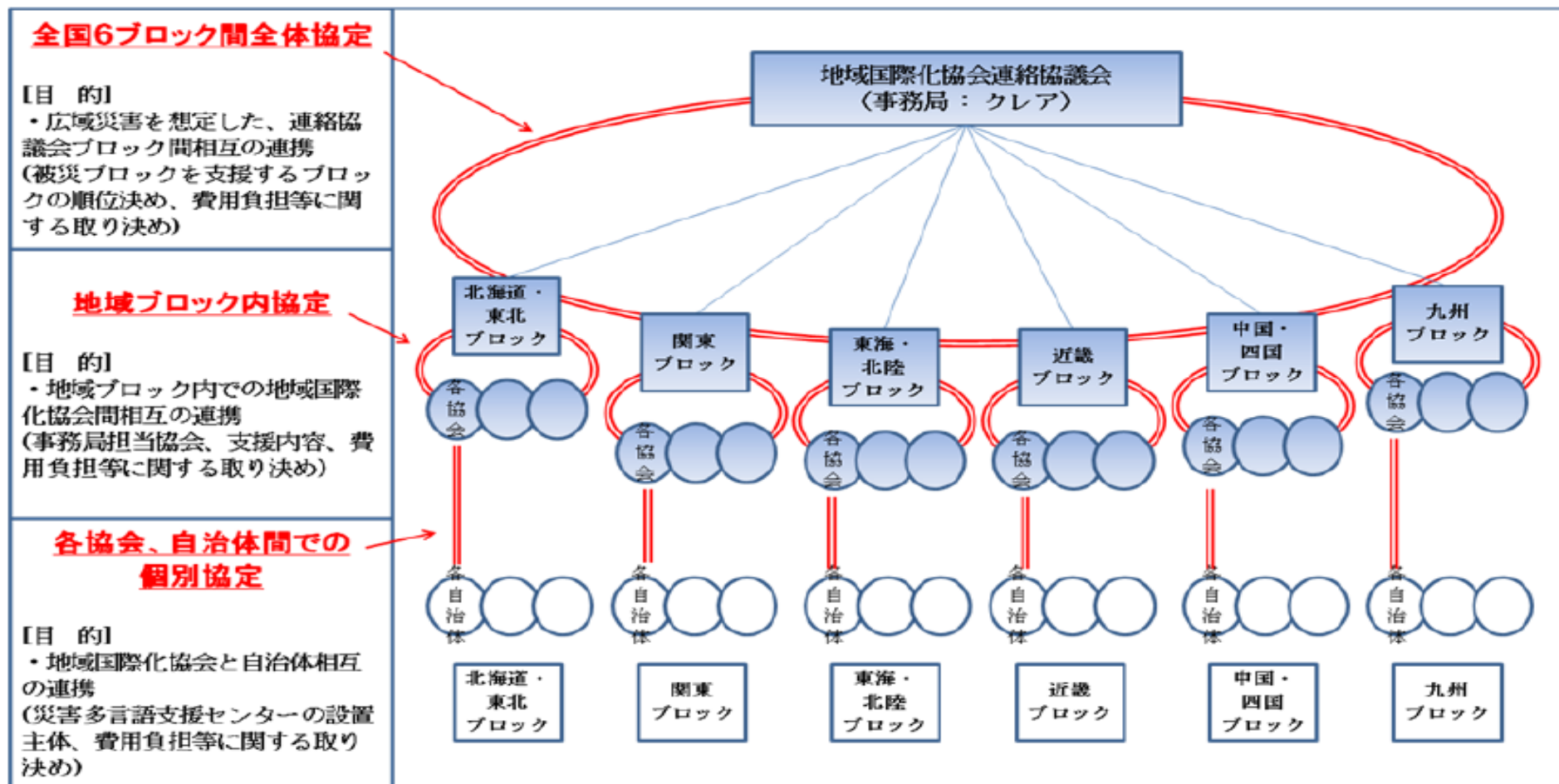
- (公財) 北九州国際交流協会
- (公財) 福岡よかトピア国際交流財団
- (一財) 熊本市国際交流振興事業団

(注) 地域国際化協会不在団体(1県4政令指定都市)  
奈良県 (政令市) 新潟市・相模原市・堺市・岡山市

# 災害時の外国人支援に係る地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みについて ～ 地域国際化協会間の災害時広域支援に関する協定 ～



災害が発生した際、まず地域ブロック内で支援し合うこととする「地域ブロック内の協定」がブロック構成協会間で締結されているほか、地域ブロック内だけでは十分に対応できない場合に、他の地域ブロックが支援する「全国6ブロック間の全体協定」が全国6ブロック間で締結されている。



# 災害時における広域相互支援の事例（平成28年 熊本地震）



## <熊本地震における広域相互支援の概要>

- ②・③ 発災後、熊本県国際協会と熊本市国際交流振興事業団が九州ブロックに災害支援要請を実施
- ④ しかし、九州ブロック内では支援員が不足したため、全国的な広域連携協定に基づき、事務局となっているクリアに北九州国際交流協会から支援要請
- ⑤・⑥ クリアでは、隣接地域である中国・四国ブロックと調整し、支援員の派遣要請の上、支援を実施  
また、多文化共生マネージャー全国協議会と連携し、多文化共生マネージャーによる支援を実施((1)~(3))

## ● 広域相互支援の活動内容

### 1 活動支援者

協会職員 九州ブロック24名、中国・四国ブロック3名  
多文化共生マネージャー26名／地元協力者等3名

※ 多文化共生マネージャーには、他地域連絡協議会の会員も含む

### 2 活動期間 平成28年4月20日～5月5日

### 3 避難所巡回

安否確認と支援情報提供のため、外国人居住データを元に約50カ所の避難所を巡回

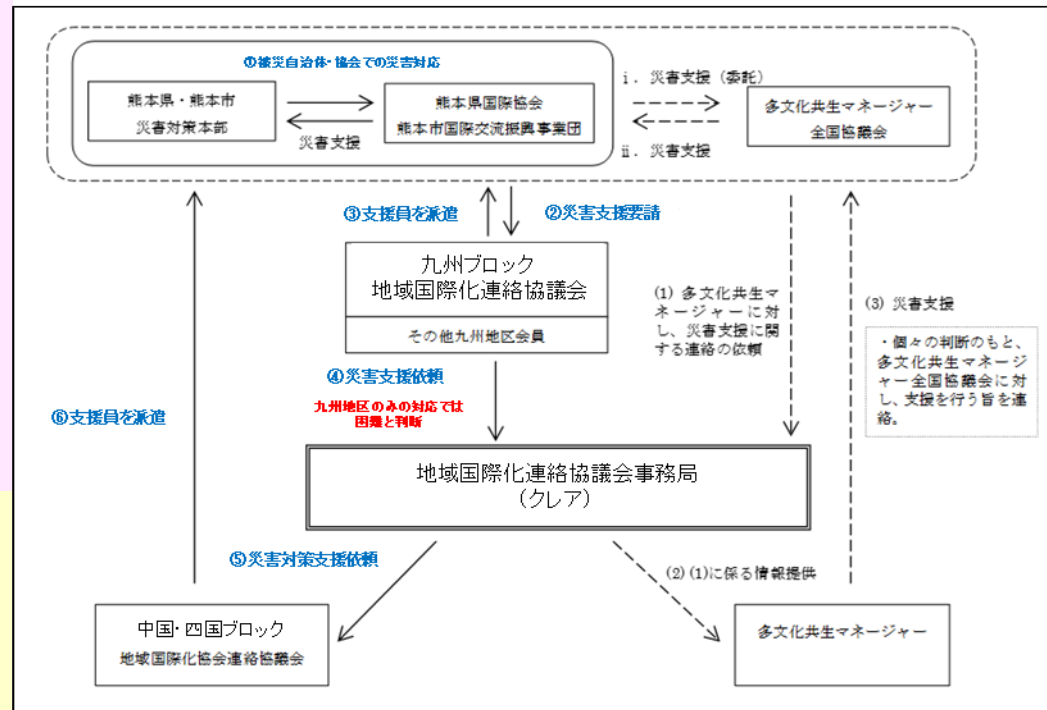
### 4 災害情報の多言語化

熊本市災害対策本部から発せられた情報などを多言語化し、配信 47件（広域支援中）

【配信先】 市から各避難所、熊本市国際交流会館の情報ボード、熊本市国際交流振興事業団のHP・Facebook

- 【翻訳】
- ・ 英語、中国語、韓国語 ⇒ 災害多言語支援センターおよび外部協力機関で翻訳
  - ・ インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、
  - ・ アラビア語、ネパール語、フランス語 ⇒ 大阪大学で翻訳し、大阪大学のHPで配信
  - ・ やさしい日本語 ⇒ 熊本県立大学でリライトし、事業団のHPで配信

## ○広域相互支援の流れ



## <発生した課題>

### 1 災害多言語支援センター設置・運営の責任者が明文化されていなかった点

☞ 熊本地震後、熊本市地域防災計画に明記

### 2 災害多言語支援センター運営のノウハウ(災害情報の整理や翻訳・配信、外部支援者との連携など)が不足

☞ 全国的に対応すべき課題として、クレアの取り組みに反映(下段)

### 3 多額の活動支援者に対する費用(ボランティア保険等を含む)が発生

☞ 支援実施協会が経費を一旦負担し、クレアの災害時外国人住民支援活動助成金等を活用

## <課題に対応したクレアの取り組み>

### 1 平時から行政と協会間等の連携を促進し、顔の見える関係の構築や地域による取組の温度差の解消

☞ 災害時外国人支援体制強化支援事業の実施(H30~)

災害時の外国人支援従事者への研修・訓練事業の実施(R1~)

総務省が養成している災害時外国人支援情報コーディネーターの活用(検討中)

### 2 災害時に使用する用語の多言語化対応および作成したツールの普及促進

☞ 多言語表示シート作成／多言語文例集等を活用した訓練実施／コミュニケーションツール作成(R2予定)

(JVOAD全国フォーラム、東京都の外国人向け防災訓練、「ぼうさいこくたい」などの広報機会を活用)

### 3 外国人の地震災害に関する理解を高めるための活動支援、やさしい日本語での情報提供促進

☞ ・熊本市の例では、クレアの助成金(多文化共生のまちづくり促進事業)を活用し、在住外国人のメール登録者に対し災害情報の提供・安否確認ができるメール配信システムを構築(H29)

・地域国際化推進アドバイザー派遣制度の「やさしい日本語」に関する派遣の要件緩和(R1)



# クエアによる災害時の情報提供について

## 1 多分化共生ポータルサイトの運営

自治体による多文化共生に関する施策立案や情報収集をサポートするため、国の施策の動向や先進事例などの情報を一元的に提供するポータルサイトにて災害時にすぐに使える情報を掲載しています。



災害が発生する可能性がある、発生した、という時にすぐに使える情報をまとめて掲載。災害時には、当ポータルを活用しての情報提供予定。

- ・内閣府「防災情報のページ」
  - ・クエア 災害時多言語情報、文例集
  - ・自治体作成の避難所会話セット
  - ・翻訳アプリ (VoiceTra、Safety tips)
  - ・NHKワールド、気象庁
- 災害用伝言板 など

## 2 外国人住民向けに「生活情報」としてクエアホームページ、アプリによる防災の基礎知識に係る情報の提供

外国人向けに生活情報をホームページ、アプリにより多言語で提供しており、その中で防災の基礎知識に係る情報を提供しています。(なお最新情報は、法務省の外国人生活支援ポータルサイトの「生活・就労ガイドブック」を案内)





# クレアによる災害時に使えるツールの提供について



## 2 今年度のツール整備 【令和2年度新規】

### 「災害時に避難所等で活用する外国人支援用コミュニケーションツール整備事業」

#### 目 的

外国人住民の増加や多発する災害をはじめ、地域国際化協会など現場のニーズ等を踏まえて、全国的に避難所等で活用できる災害時外国人支援に向けたコミュニケーションツールを整備することにより、自治体等による災害時外国人支援に向けた取組を支援する。

#### 事業内容

- 災害時に避難所等に避難する言葉のコミュニケーションに障壁がある外国人との話し言葉に代わるツールとして、分かりやすいイラストと、それを補足する簡単な多言語(※)の説明を記載したコミュニケーションツール(指さしシート)を整備し、既存ツールとともに全国の自治体等に周知するとともに、クレア主催の災害時外国人支援訓練などを通じて全国的な活用促進を図る。

(※)多言語:やさしい日本語のほか13言語

英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

- ツール作成にあたっては、有識者の意見を踏まえるほか、作成について提案があった(公財)兵庫県国際交流協会をはじめ、兵庫県、神戸市、(公財)神戸国際協力交流センターと協力、連携を図る。

#### <ツール完成時期(予定)>

令和2年10月

#### <ツール使用イメージ> (災害時外国人支援訓練の様子)



(東京都大田区(平成30年度実施))



(和歌山県(令和元年度実施))

# クエアによる災害時に向けた平時からの取組支援について



## 1 災害時の外国人支援に係る啓発動画の公開

- ▶ 災害多言語支援センターの役割をはじめ、災害時多言語表示シートの概要・作り方など災害時多言語支援に関する動画を作成して、クエアホームページとYouTube上で公開しています。
- ▶ 本動画は、訓練や研修会等で活用できます。

## 2 災害時の外国人支援に係るマニュアル、多言語情報等の提供

### マニュアル、多言語文例集、先存取組事例等を提供

#### 「災害時の多言語支援のための手引き2018」

災害時の対応の事前シミュレーション、防災訓練、災害多言語支援センターの設置・運営訓練等で活用できるほか、多文化共生推進や防災対策等をテーマとした研修テキストとしても活用できます。

## 3 アドバイザーの派遣

自治体等が実施する防災訓練・防災研修、ボランティア養成研修などにクエアに登録する有識者をアドバイザーとして派遣しています。

- ・派遣費用はクエア負担  
(災害・やさしい日本語関係:年に一回、その他テーマ二年に一回・上限4時間)



災害時の外国人支援について講習を行うアドバイザー



一般財団法人  
自治体国際化協会 (CLAIR/クエア)

## 災害時の多言語支援啓発動画

「災害時の外国人支援に係る動画」をホームページとYouTubeで公開しています。災害時の外国人支援等をテーマとした訓練や研修会、多文化共生の推進、防災対策などにぜひご活用下さい！



### ★公開中の動画

- **知識編** 災害多言語支援センターの役割、活動事例など、多言語支援に係る基礎的な知識を学べる内容
  - **実践編** 災害時多言語表示シートの概要・作り方、災害多言語支援センターの設置・運営訓練の概要など実践的な知識を学べる内容
- その他、災害時多言語表示シートの作り方（実践編抜粋）  
知識編と実践編を編集したダイジェスト版も公開中  
※ダイジェスト版はYouTubeでのみの公開

自治体国際化協会HP <http://dis.clair.or.jp/>  
YouTube 「災害時多言語」で動画を検索



# クエアによる災害時に向けた平時からの取組支援について



## 4 自治体等が実施する災害時の外国人支援をはじめ、多文化共生に向けた先進的な事業を対象に助成を実施

<助成金額の上限>

- 都道府県、政令指定都市：400万円
- 市区町村・地域国際化協会・NPO法人等(※)：300万円
- 複数の団体(上記団体)による共同事業：400万円

(※)NPO法人等

NPO法人等にあつては、自治体や地域国際化協会と連携して事業を実施するNPO法人等に限るものとして、申請は連携する団体から行い、助成についても連携する団体を通じて行っています。

## 5 自治体等向けに、全国の自治体等で作成された外国人支援ツールの集約、ライブラリ化するなど外国人支援ツールの情報提供

全国の各自治体等で作成・公表されている「外国人用防災ハンドブック」や「避難所の職員と外国人被災者との間で簡単な意思疎通ができる外国人向け避難所会話セット」等のツールを分野別に集約した「多文化共生ライブラリー」をクエアのホームページ上に公開、自治体等における新たなツール作成を支援しています。

多文化共生 ツールライブラリー  
多文化共生の推進に役立つ各種ツールが検索できます。

フリーワードを入力 ツール名や団体名などをキーワードとして入力してください。  
すべて いずれかのキーワードを含む

地域を選択 . . . . . ツール作成に伴う地域を選択してください。  
すべて

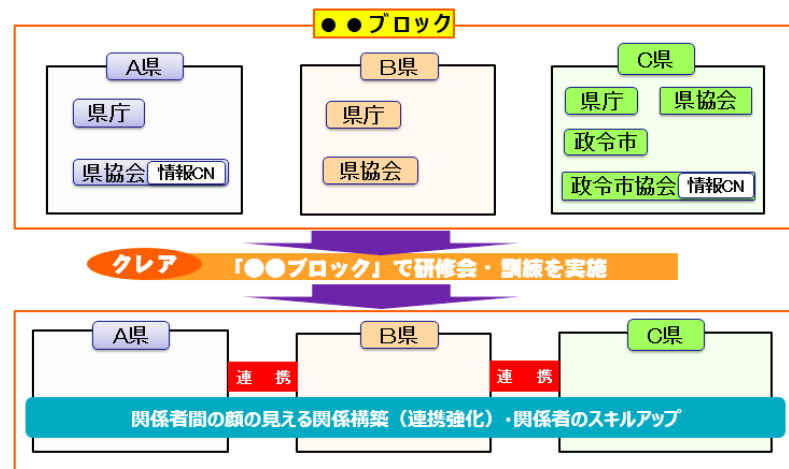
分野を選択 . . . . . ツールの分野を選択してください。(複数選択可)

- 子ども・若者
- 日本語学習
- 医療・福祉
- 労働
- 災害対策
- 避難所会話・地域づくり
- 担当地域の整備
- その他

# クレアによる災害時支援に向けた連携の取組について



## 事業イメージ



令和元年東日本台風(NHK NEWS WEBより)

## 1 災害時の外国人支援従事者への研修・訓練事業の実施

- ▶ 「地域国際化推進アドバイザー」を活用し、災害時の外国人支援に係る研修会・災害多言語支援センターの設置・運営等の訓練をクレア主催で全国6ブロックの地域で実施しています。  
(参加者の旅費以外はクレア負担で実施)

## 2 災害時外国人支援体制強化支援事業の実施

- ▶ 「地域国際化推進アドバイザー」を活用し、また助成金の助成により、地域国際化協会が各都道府県、政令指定都市と連携して災害時における外国人支援体制の強化に向けた各種取組を支援します。今年度は市区町村国際交流協会の連携の取組も支援します。

## 3 過去の災害発生時における外国人支援対応の「振り返り」事業の実施【令和2年度新規】

- ▶ 災害により大きな被害のあった被災地で、外国人支援に向けて対応できたこと、できなかったことを振り返り、それを踏まえた課題及び今後の取組について、共有・周知を実施します。

※ 本頁以降に掲載する事例は、クレアのホームページで公開している「多文化共生事業事例集」や「多文化共生ツールライブラリー」の中で紹介している事例等を抜粋(写真含む)したものです。これ以外の事例もクレアのホームページから確認できます。

【多文化共生事業事例集】 <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/shiryou/jigyo-jirei.html>

【多文化共生ツールライブラリー】 [http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tool\\_library/index.html](http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tool_library/index.html)

## 【外国人の防災知識習得を目指した取組等】

### <(公財)仙台観光国際協会>

- ・ 地震や津波に対する備えや災害が起きた時の対応に関する啓発ビデオ「地震！そのときどうする？」を多言語(12言語)で制作し、市内の日本語学校・大学等に配布。  
YouTubeでも公開されている。(クレアが多文化共生ツールライブラリーにも登録済みです)
- ・ 東日本大震災以降、外国人住民が企画運営にも参画する防災訓練を実施。



### <(公財)山梨県国際交流協会>

ブラジル、ペルー、中国、タイ出身の外国人住民のキーパーソンと地域住民(日本人)が参加した「避難所宿泊体験」や、外国人住民が参加した「外国人住民のための避難所体験」等を実施。



外国人住民のための「避難所訓練」

### <(公財)浜松国際交流協会>

ワークショップや訓練等を通して外国人住民による多言語防災ボランティアを養成していることをはじめ、SNSを用いた連携体制の構築も図っている。



自治会役員と外国人住民と一緒に「避難所運営訓練」

## <長野県>

県と市町の多文化共生担当とが連携し、更には防災担当等の協力も得ながら、外国籍県民を対象として災害に係る基礎知識や避難所での生活体験等を内容とした防災研修・防災訓練を実施。



外国籍県民に避難所について説明している様子

## <(公財)岩手県国際交流協会>

東日本大震災で県土が広く災害時に各地に支援者を派遣する仕組みが機能しづらいことが明らかとなったことを踏まえて、それぞれの地域で活動する支援者を「いわて災害時多言語サポーター」として育成・登録しているほか、実践訓練等を通じて関係機関との連携を図っている。



「実践訓練」にて多言語に翻訳された災害情報について尋ねる様子



## 【平時からの外国人とのつながり確保を目指した取組】

### 〈(公財)鳥取県国際交流財団〉

外国人コミュニティや社会活動に積極的に参画している定住外国人の中でキーパーソンになり得る人を委員とする「多文化共生ネットワーク会議」を県内三地域で組織し、ニーズに沿った取り組みを企画事業として協働で実施。



企画事業:セミナー「年金について学ぼう！」

### 〈(公財)福島県国際交流協会〉

県内に存在する外国人コミュニティを把握したうえで、これらコミュニティとの協働事業の実施を通じて、顔の見える関係を構築、各コミュニティの自助力・共助力の向上を図っている。



フィリピン出身者コミュニティによる  
ストレスマネジメント

### 〈(公財)仙台観光国際協会〉

東日本大震災の経験を踏まえて多文化共生の視点から防災について考えるためのワークショップ教材を留学生、町内会、行政(市)、国際協会など関係者が協働して制作するとともに、ワークショップを通じて外国人住民と関係者との間の顔の見える関係づくりのきっかけとするべく教材の活用促進を図っている。



町内会の皆さんとの試行(教材)の様子

# 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

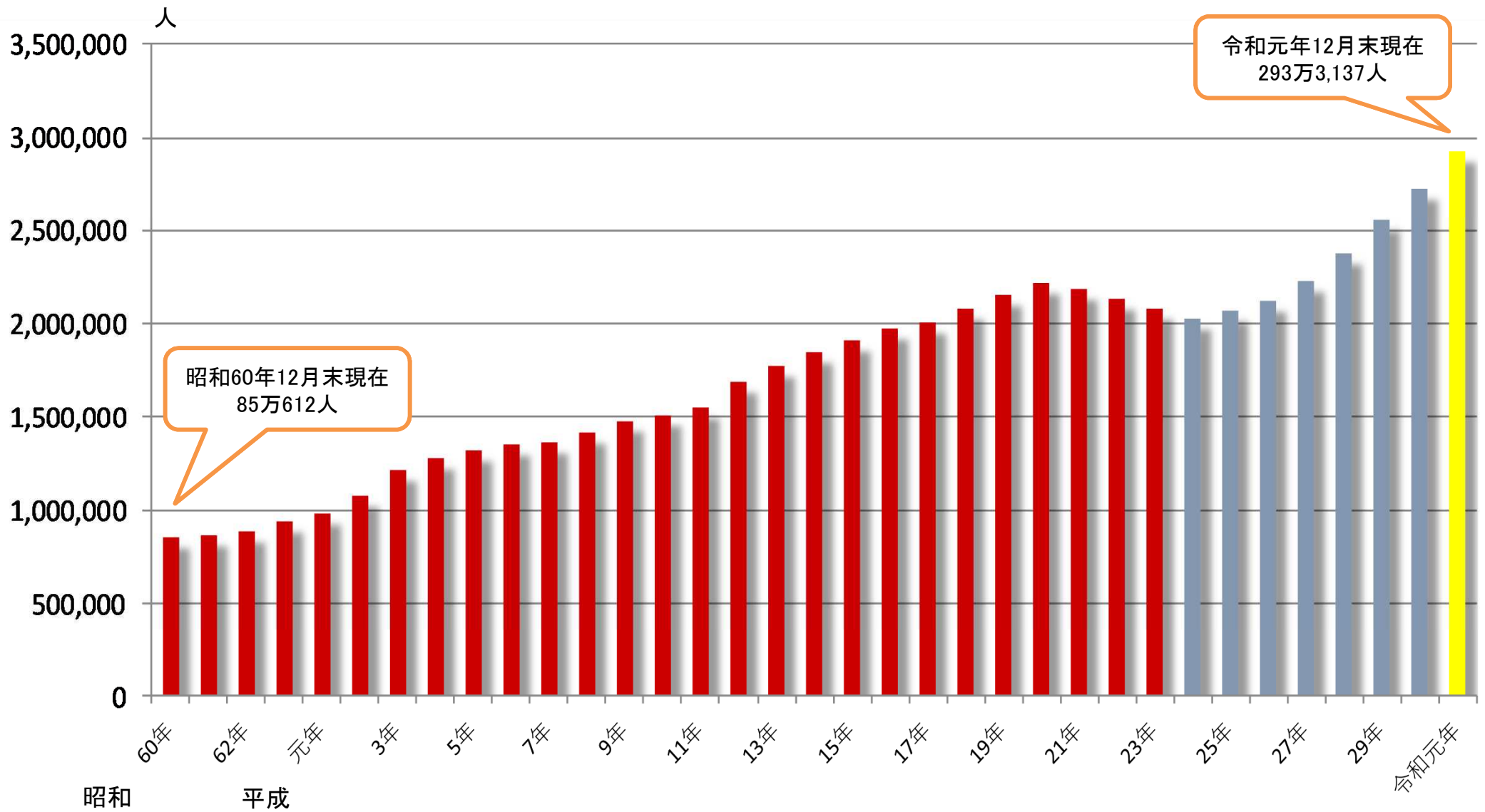
最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

## 【資料(目次)】

1	在留外国人の推移	1
2	在留資格一覧表	2
3	在留外国人の在留資格・国籍別内訳(令和元年6月末)	3
4	外国人労働者数の内訳	4
5	外国人労働者の受入れ	5
6	制度概要 ①在留資格について	6
7	分野別方針について(14分野)	7
8	技能実習と特定技能の制度比較(概要)	10
9	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	11
10	制度概要 ③就労開始までの流れ	12
11	支援計画の概要①	13
12	支援計画の概要②	14
13	登録支援機関とは	15
14	届出について(受入れ機関・登録支援機関)	16
15	特定技能における分野別の協議会について	17
16	「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要	18
18	特定技能制度全体の運用状況	19
19	基本方針・分野別運用方針・主務省令等について	22
20	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	31
21	参考資料	37

# 在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

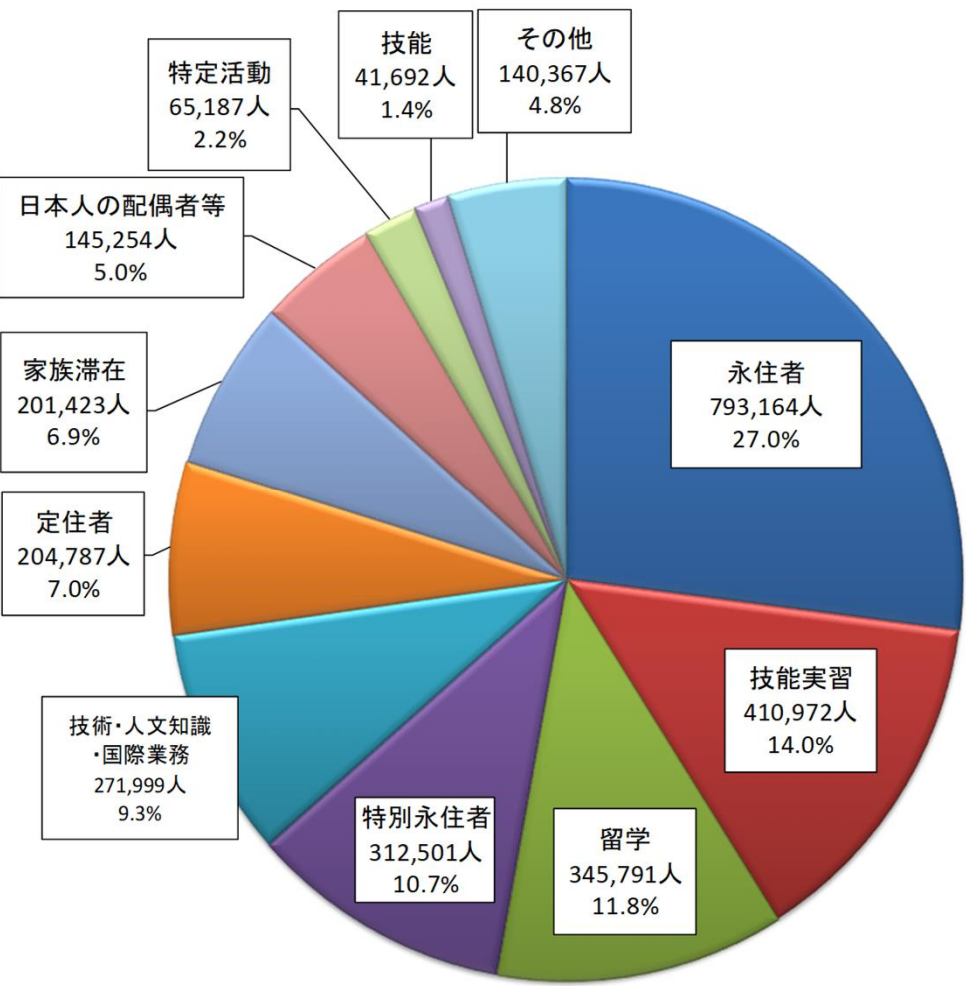
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

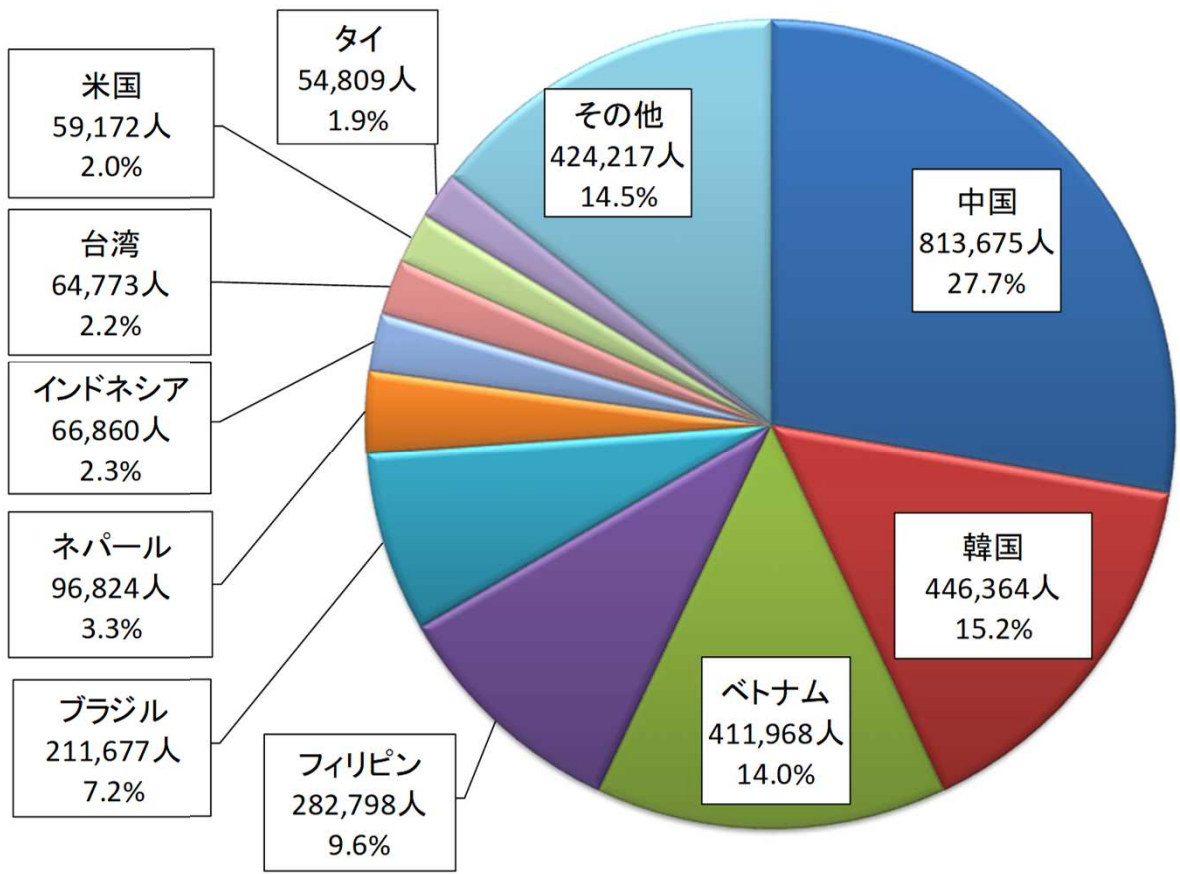


在留外国人数 (総数) 293万3,137人

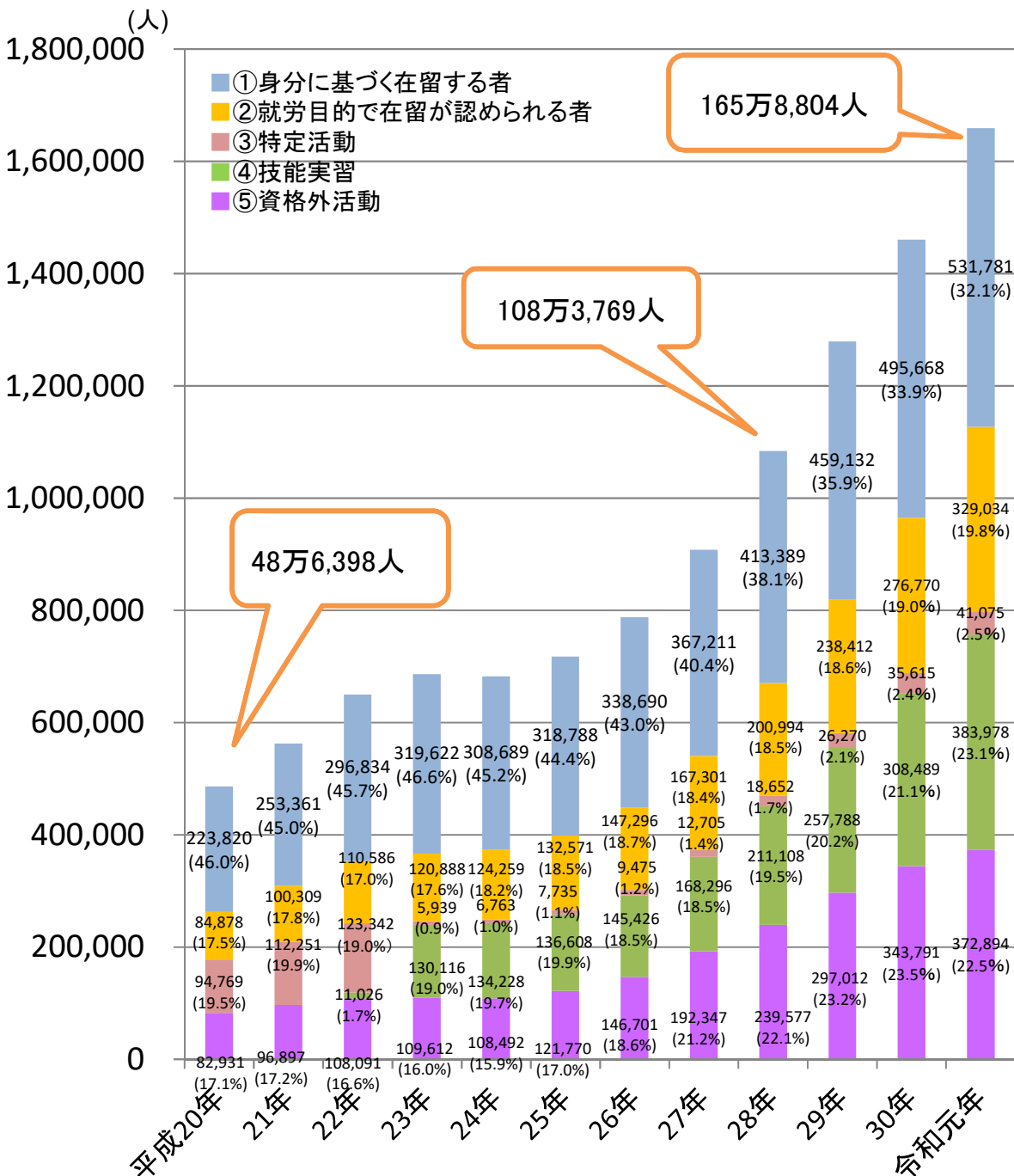
在留資格別



国籍・地域別



# 外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

**①身分に基づき在留する者** **約53.2万人**  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**②就労目的で在留が認められる者** **約32.9万人**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動** **約4.1万人**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習** **約38.4万人**  
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)** **約37.3万人**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

## 現在の基本的な考え方

### 専門的・技術的 分野の外国人



#### 積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

### 上記以外の 分野の外国人



#### 様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））



- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

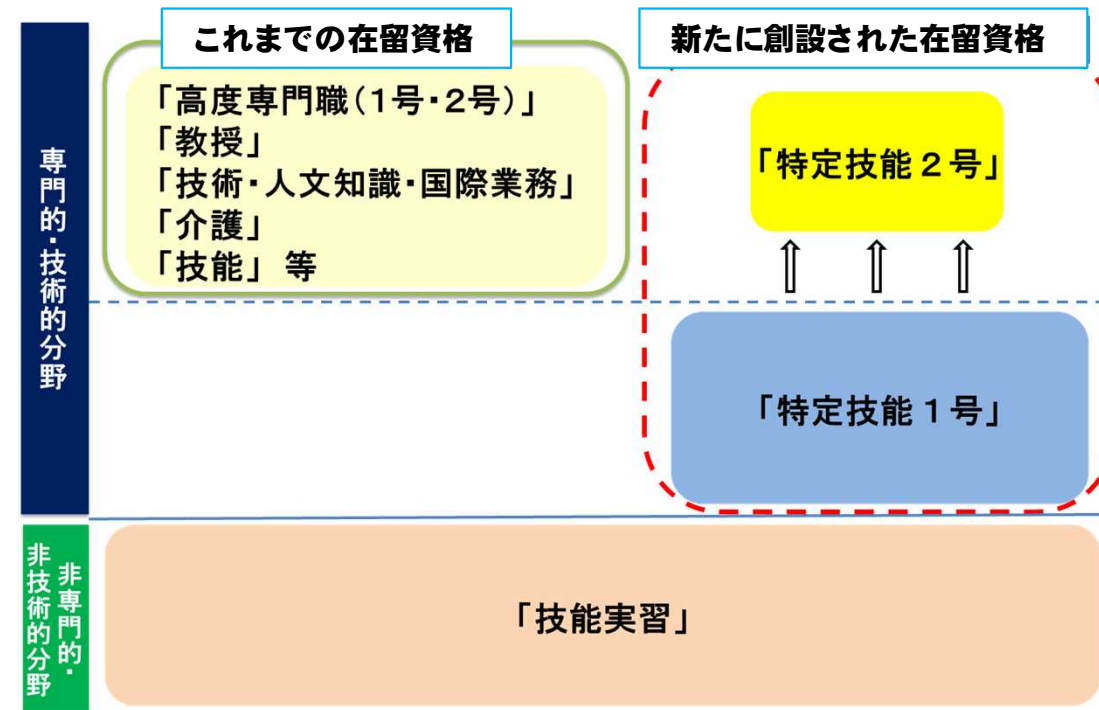
## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 分野別運用方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)のほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・事業所単位での受入れ人数枠の設定</li> </ul>
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物内部の清掃</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul>
経 産 省	素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・アルミニウム陽極酸化処理</li> <li>・仕上げ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔13試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	産業機械製造業	5,250人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・工業包装</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・溶接</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械保全</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> <li>・工業包装</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔13試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>

## 分野別運用方針について(14分野)

国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工</li> <li>・左官</li> <li>・コンクリート圧送</li> <li>・トンネル推進工</li> <li>・建設機械施工</li> <li>・土工</li> <li>・屋根ふき</li> <li>・電気通信</li> <li>・鉄筋施工</li> <li>・鉄筋継手</li> <li>・内装仕上げ ／表装</li> <li>・とび</li> <li>・建築大工</li> <li>・配管</li> <li>・建築板金</li> <li>・保温保冷</li> <li>・吹付ウレタン断熱</li> <li>・海洋土木工</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い, 技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について, 母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について, 国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により, 認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械加工</li> <li>・電気機器組立て</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔6試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 分野特定技能 評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング, 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等)</li> <li>・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>

## 分野別運用方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等)</li> <li>・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接 派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること</li> <li>・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること</li> </ul>
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等)</li> <li>・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接 派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること</li> </ul>
	飲食料品 製造業	34,000人	飲食料品製 造業特定技 能1号技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	外食業	53,000人	外食業特定 技能1号技 能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・風俗営業関連の営業所に就労させないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わせないこと</li> </ul>

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

# 技能実習と特定技能の制度比較（概要）



	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

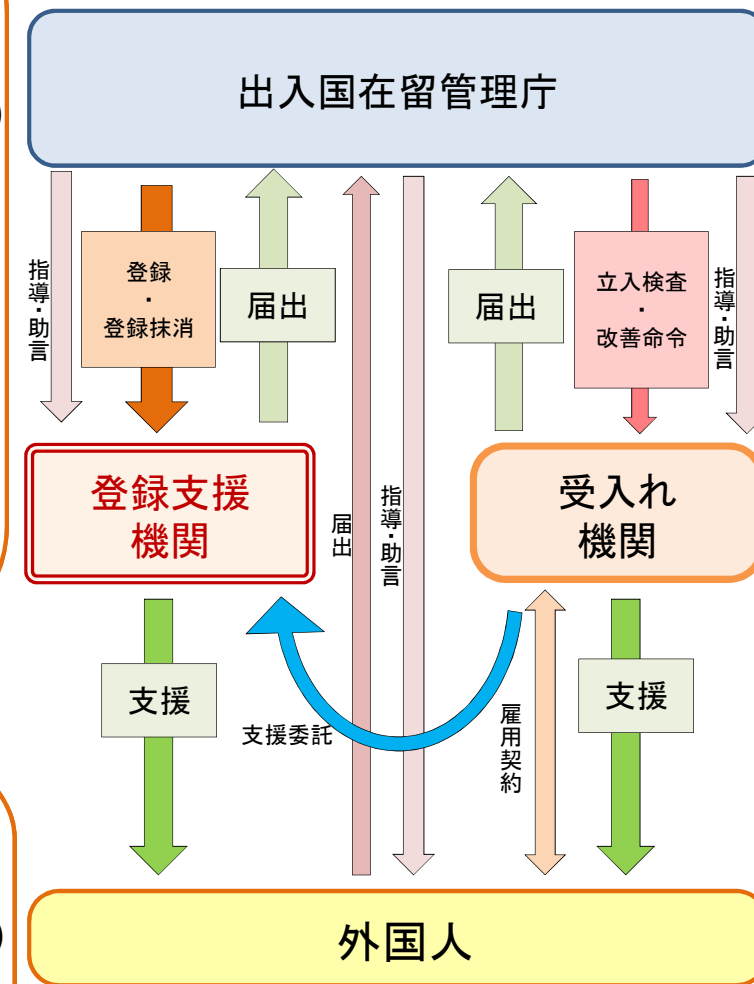
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

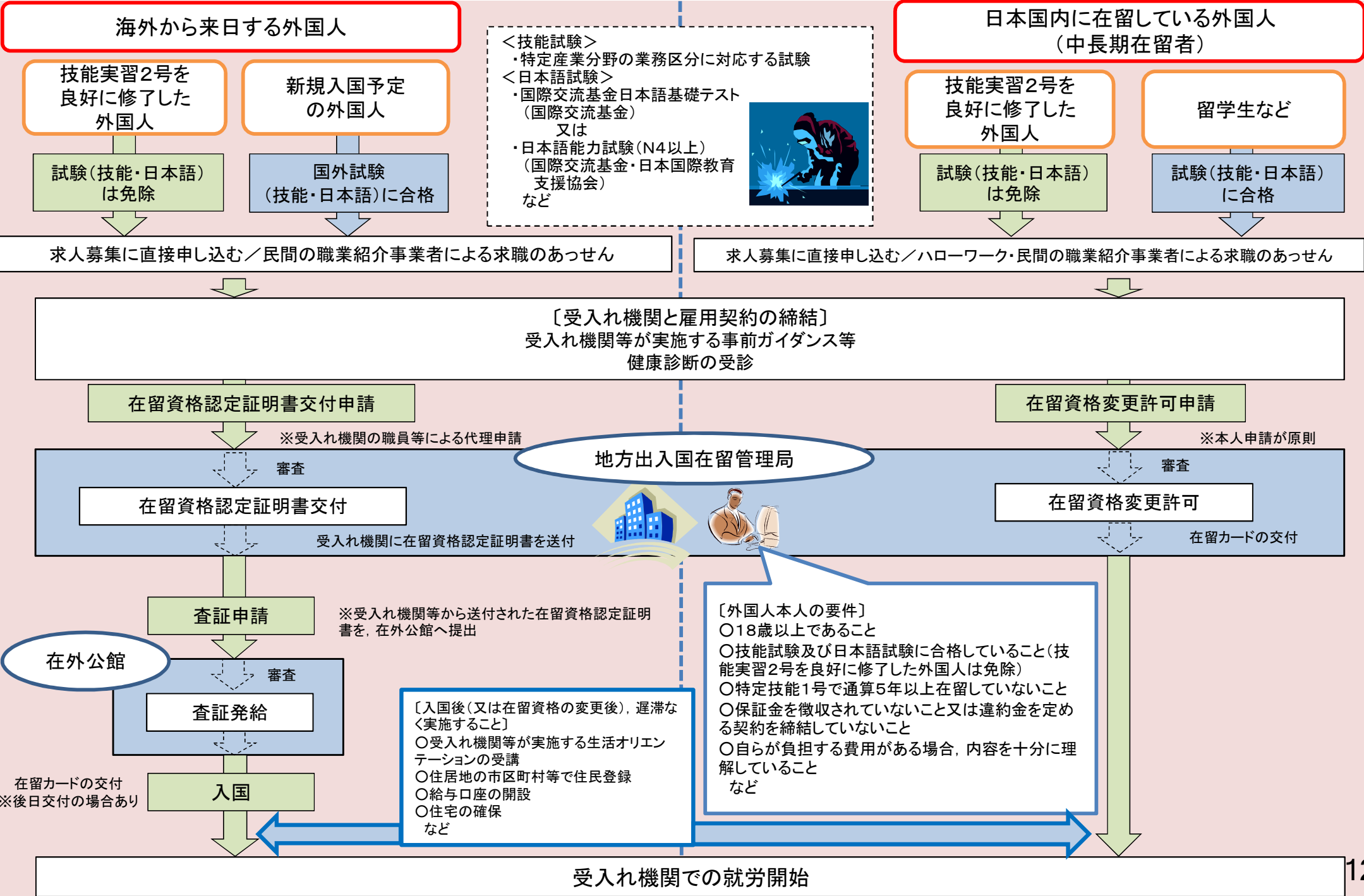
### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



# 制度概要③就労開始までの流れ



## ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

## ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

## ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

## ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）



# 支援計画の概要②



## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関

①登録申請

※持参又は郵送

③登録通知

※登録簿に登録

地方出入国在留管理局

②登録の要件確認

届出  
(支援実施状況,  
変更事項等)

・指導・助言  
・報告又は資料の  
提出要求  
・登録の取消し

受入れ機関

雇用  
契約

1号特定技能  
外国人

支援委託契約  
(支援計画の全部の実施を  
委託)

支援計画の全部の実施

## 登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円, 登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

## ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

### ■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

#### 【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

#### 【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

### ■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

#### 【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

#### 【定期の届出】

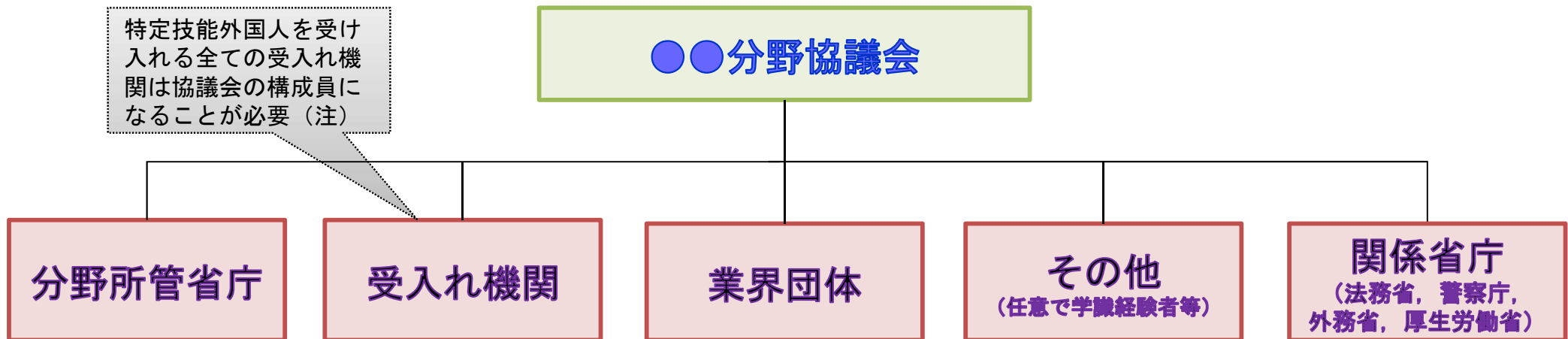
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに  
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出  
①第1四半期：1月1日から3月31日まで  
②第2四半期：4月1日から6月30日まで  
③第3四半期：7月1日から9月30日まで  
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

## ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

## イメージ



## 活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

# 「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

## 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

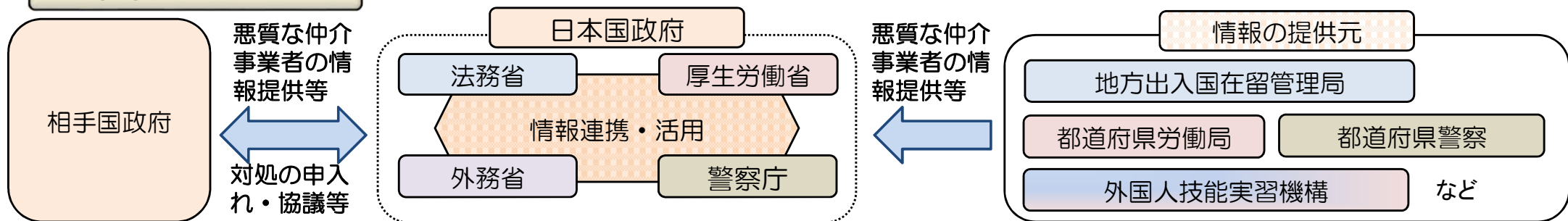
## 総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除  
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

## 二国間取決めポイント

- 情報共有  
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
  - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議  
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

## 二国間取決めのイメージ



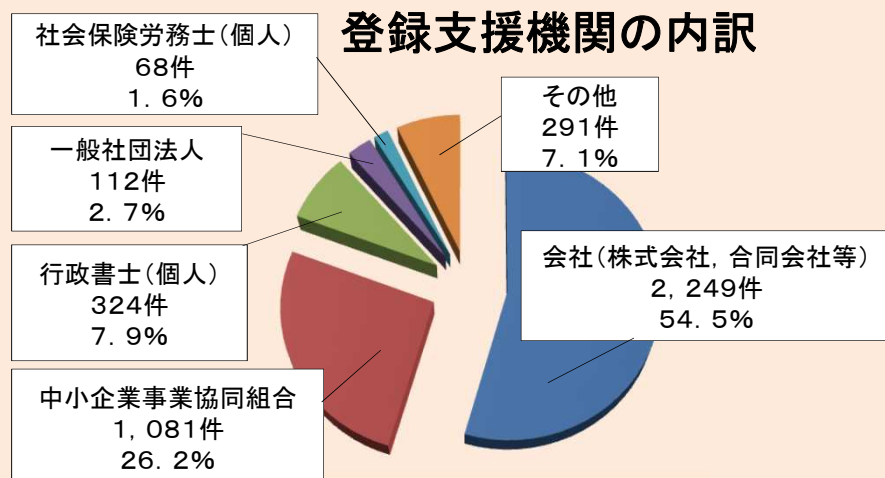
## 署名状況（12か国）

（令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（H31.3.19）、**カンボジア**（H31.3.25）、**ネパール**（H31.3.25）、**ミャンマー**（H31.3.28）、**モンゴル**（H31.4.17）  
 スリランカ（R1.6.19）、**インドネシア**（R1.6.25）、**ベトナム**（R1.7.1文書交換）、**バングラデシュ**（R1.8.27）  
 ウズベキスタン（R1.12.17）、**パキスタン**（R1.12.23）、**タイ**（R2.2.4）

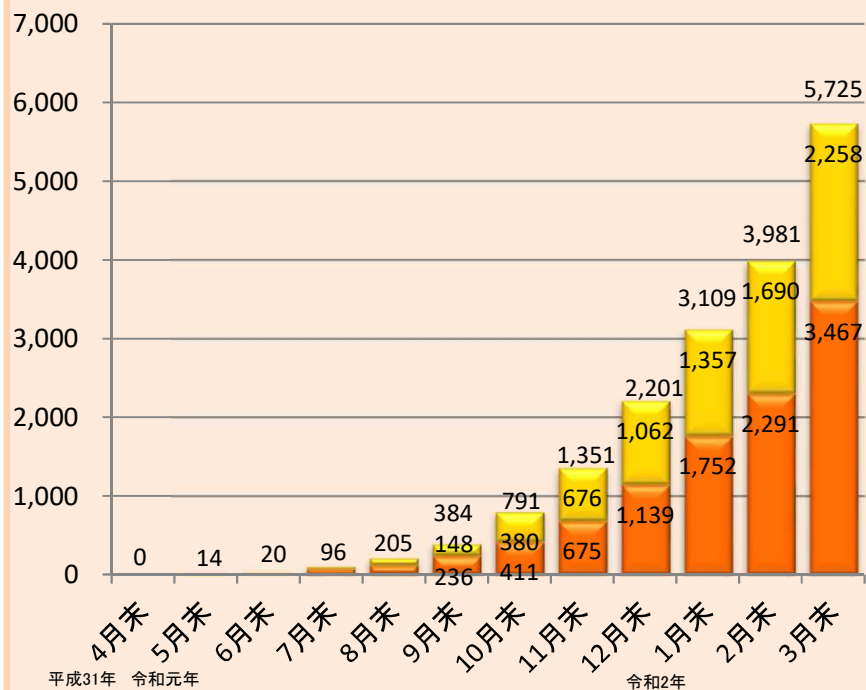
## 特定技能外国人の許可状況等について(令和2年3月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	3,467件
② 在留資格変更許可	許可	2,258件
③ 登録支援機関登録	登録	4,125件



### 許可件数等の内訳

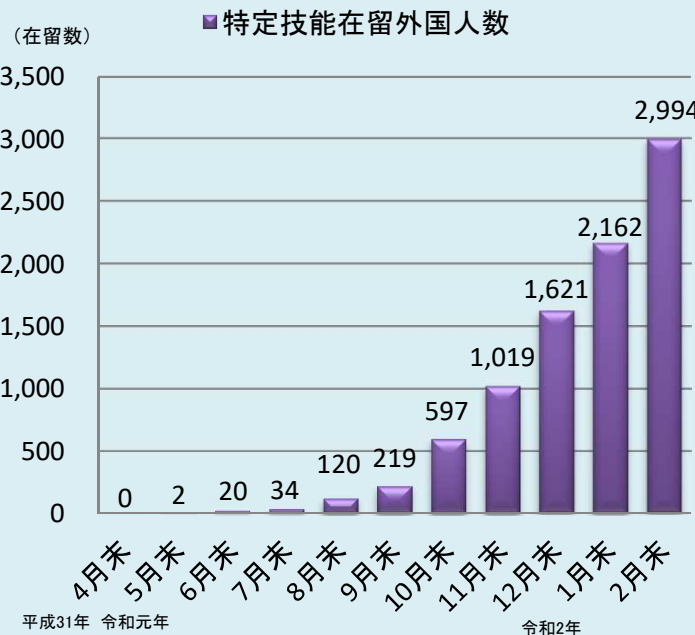
(許可・交付件数)  
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



## 特定技能在留外国人数(令和2年2月末現在:速報値)

### 特定技能1号在留外国人数

2,994人



分野	人数
介護	29人
ビルクリーニング	22人
素形材産業	364人
産業機械製造業	359人
電気・電子情報関連産業	128人
建設	213人
造船・船用工業	87人
自動車整備	25人
航空	0人
宿泊	16人
農業	545人
漁業	35人
飲食料品製造業	1017人
外食業	154人

# 特定技能制度運用状況②



## 特定技能在留外国人数(令和元年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1,621人

### 都道府県別特定技能在留外国人数

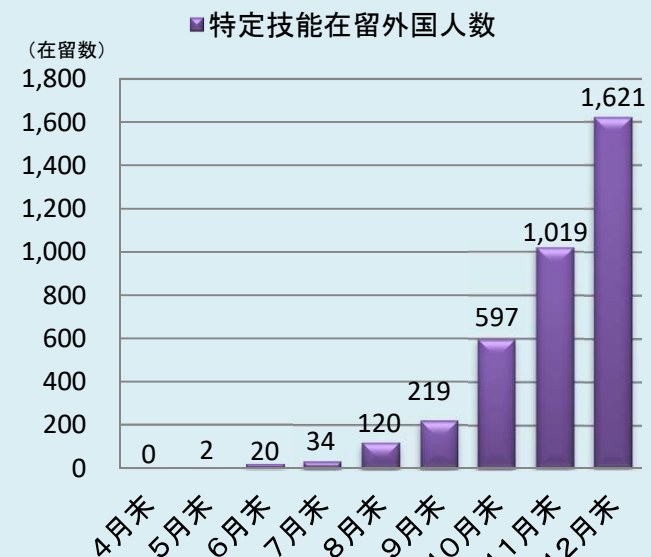
都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	85	4	-	5	-	3	9	77	42	86	112	80	94	59	22	6	13	3	10	41	62	32	127	38
構成比	5.2%	0.2%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.6%	4.8%	2.6%	5.3%	6.9%	4.9%	5.8%	3.6%	1.4%	0.4%	0.8%	0.2%	0.6%	2.5%	3.8%	2.0%	7.8%	2.3%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	15	13	103	50	2	3	15	8	16	73	5	2	47	21	4	69	1	40	41	24	2	19	14	24
構成比	0.9%	0.8%	6.4%	3.1%	0.1%	0.2%	0.9%	0.5%	1.0%	4.5%	0.3%	0.1%	2.9%	1.3%	0.2%	4.3%	0.1%	2.5%	2.5%	1.5%	0.1%	1.2%	0.9%	1.5%

### 分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	素形材産業	製造業	産業機械	関連産業	電子情報・電気	建設	船用工業	造船	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業	飲食品	外食業
在留数	19	13	193	198	38	107	58	10	-	15	292	21	557	100				
構成比	1.2%	0.8%	11.9%	12.2%	2.3%	6.6%	3.6%	0.6%	0.0%	0.9%	18.0%	1.3%	34.4%	6.2%				

### 国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ミャンマー	カンボジア	中国	インドネシア	ネパール	フィリピン	タイ	ベトナム	その他
在留数	100	94	100	189	18	111	79	901	29
構成比	6.2%	5.8%	6.2%	11.7%	1.1%	6.8%	4.9%	55.6%	1.8%



## 特定技能試験等の実施状況について(令和2年3月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月～2020年3月 (カンボジア) 2019年9月～2020年3月 (インドネシア) 2019年10月～2020年3月 (ネパール) 2019年10月～2020年3月 (モンゴル) 2019年11月, 12月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年10月～12月, 2020年3月	(技能試験) 4,681人(注2) (日本語試験) 4,489人(注2)	(技能試験) 2,382人(注2) (日本語試験) 2,411人(注2)	(フィリピン) 2020年4月, 5月 (カンボジア) 2020年5月 (インドネシア) 2020年4月, 5月 (ネパール) 2020年5月 (モンゴル) 2020年5月 (日本国内) 2020年4月
ビルクリーニング	(ミャンマー) 2019年12月 (フィリピン) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年11月, 12月	709人	495人	—
素形材産業(注3) 産業機械製造業(注3) 電気・電子情報関連産業(注3)	(インドネシア) 2020年1月	23人	4人	—
建設	—	—	—	—
造船・船用工業(注3)	(フィリピン) 2019年11月	14人	7人	—
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月～2020年3月	32人	25人	—
航空(注3)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月, 2020年2月	340人	194人	—
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月, 2020年1月	1,852人	1,140人	—
農業(注3)	(フィリピン) 2019年10月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2020年3月	365人(注2)	297人(注2)	—
漁業(注3)	(インドネシア) 2020年1月 (フィリピン) 2020年3月	19人(注2)	8人(注2)	—
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2019年10月, 2020年2月	2,497人(注2)	1,824人(注2)	—
外食業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月, 2020年2月	8,465人(注2)	5,123人(注2)	—
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月, 2020年1月, 3月 (カンボジア) 2019年10月, 2020年1月, 3月 (インドネシア) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月 (ネパール) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月 (モンゴル) 2019年11月 (ミャンマー) 2020年3月	4,170人(注2)	1,377人(注2)	(フィリピン) 2020年5月 (カンボジア) 2020年5月 (インドネシア) 2020年5月 (ネパール) 2020年5月 (モンゴル) 2020年5月

(注1) 2020年4月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 2020年3月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。



# 基本方針・主務省令等について

---

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### ➢ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### ➢ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### ➢ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### ➢ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### ➢ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### ➢ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援  
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

## 1 新たに設けた省令(2省令)

### ① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
  - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
  - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
  - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
  - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
  - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
  - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
  - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
  - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(\*)
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(\*)
  - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など

(注)上記のうち\*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
  - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

### ② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
  - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定

## 2 既存の省令の改正(2省令)

### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
  - ・ 18歳以上であること
  - ・ 健康状態が良好であること
  - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
  - ・ 特定技能1号: 必要な技能水準及び日本語能力水準  
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
  - ・ 特定技能2号: 必要な技能水準 など

### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
  - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
  - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、  
特定技能1号 1年、6か月又は4か月  
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円,更新時1万1,100円),登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

〈法第7条第1項第2号，上陸基準省令〉

## ■ 特定技能1号，特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は，額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は，その手続を経ていること
- ⑦ 食費，居住費等外国人が定期的に負担する費用について，その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり，明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## ■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること(ただし，技能実習2号を良好に修了している者であり，かつ，技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は，これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

## ■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は，技能の本国への移転に努めるものと認められること

〈法第2条の5第1項，第2項，特定技能基準省令第1条〉

## ■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が，同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は，派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは，受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項，第4項，特定技能基準省令第2条第1項〉

## ■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は，派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで，適当と認められる者であるほか，派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項，特定技能基準省令第2条第2項〉

## ■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

### ① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること  
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること

### ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

### ③ 支援状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

### ④ 支援責任者及び支援担当者が，支援計画の中立的な実施を行うことができ，かつ，欠格事由に該当しないこと

### ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

### ⑥ 支援責任者又は支援担当者が，外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

### ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第6項，第7項，第8項，特定技能基準省令第3条，第4条〉

## ■支援計画が満たすべき基準

### ① 支援計画にア～オを記載すること

#### ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に，本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援，預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に，本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり，同行等をする事
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応，助言，指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において，新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し，労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報すること

- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は，委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は，委託先や委託契約の内容
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項

- ② 支援計画は，日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し，外国人にその写しを交付しなければならないこと
- ③ 支援の内容が，外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
- ④ 本邦入国前の情報の提供の実施は，対面又はテレビ電話装置等により実施されること
- ⑤ 情報の提供の実施，相談・苦情対応等の支援が，外国人が十分理解できる言語で実施されること
- ⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては，委託の範囲が明示されていること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）



〈法第19条の26，施行令第5条，施行規則第19条の20，第19条の21〉

## ■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ，法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者，破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
- ④ 登録の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において，過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
  - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
  - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
  - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
  - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり，受入れ機関に対し，支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

---

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(172施策, 245億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた  
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの  
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）  
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針  
（14分野）



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

## 生活者としての外国人に対する支援

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- 災害時の情報発信・支援等の充実（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 留学生の就職支援の強化
  - ・ 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
  - ・ 留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
  - ・ 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

## 新たな在留管理体制の構築

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

## 【詳細版】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。  
令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂（172施策）。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

#### (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（地方公共団体との継続的な意見交換）、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

#### (2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

### 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

#### (1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

#### (2) 特定技能試験の円滑な実施等

- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）
- 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実（法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化）

#### (3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査の厳格化

#### (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

### 生活者としての外国人に対する支援

#### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
  - 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
  - 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
  - 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」（14か国語と「やさしい日本語」）の作成・活用
  - やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
  - 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
  - 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）（再掲）
  - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

#### (2) 生活サービス環境の改善等

- ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
  - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
  - 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
  - 医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑制
  - 入国前結核スクリーニングの適切な実施
- ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
  - 気象庁H P、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(14か国語対応)
  - 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
  - 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
  - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
  - 消費生活センター等（消費者ホットライン188番）、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住宅確保のための環境整備・支援
  - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及（やさしい日本語含む14言語対応）
  - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
  - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
  - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- **外国人労働者の就業場における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）**

### (4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- **外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）**
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

### (5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- **秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）**
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- **留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知**
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、**専門家を全国に配置**
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- **留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）**
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の実地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け**安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成**

### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、**実施地域及び対象者数を拡充**

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- **マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討**

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するための**オンライン連携の検討**
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

### (3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の**在留資格審査の厳格化**や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 技能実習制度の更なる適正化

- 外国人技能実習機構の実地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- **技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知**

### (5) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、**有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討**

## 1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に、受入環境調整担当の統括審査官11人、東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各1人の合計13人の担当者を配置。

## 2. 主な役割

### <地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-393-2398
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 審査管理部門	0570-03-4259 (所属部署番号) 230	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 参考資料

---

- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について…………… ①
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について…………… ②
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先…………… ③
- ・地方で就労することのメリット…………… ④
- ・優良事例等…………… ⑤



# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

## 1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

## 2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

## 3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工事		
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金	建設(建築板金)	
	内外装板金		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
建具製作	木製建具手加工		
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	
とび	とび	建設(とび)	
石材施工	石材加工		
	石張り		
タイル張り	タイル張り		
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	
左官	左官	建設(左官)	
配管	建築配管	建設(配管)	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)	建設(表装)
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事		
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)	
	積込み		
	掘削		
	締固め		
築炉	築炉		

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/4)

## 4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。))の製造・加工・安全 衛生)
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

## 5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/4)

## 6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業 (鋳造)	産業機械製造業 (鋳造)		
	非鉄金属鋳物鋳造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)		
	コールドチャンバダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	電気・電子情報関連産業 (機械加工)	造船・船用工業 (機械加工)
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船・船用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	造船・船用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・船用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)	
	プリント配線板製造				

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/4)

## 7 その他(15職種27作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形				
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装)	造船・船用工業(塗装)
	金属塗装				
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接				
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				

## ○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング			
	航空貨物取扱				
	客室清掃				

# 特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

## 1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

## 2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

## 3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接

## 4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接
工業包装	工業包装

## 5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
電気機器組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
塗装	インフレーション成形
	ブロー成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接	噴霧塗装
	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

# 特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

## 6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	
表装	壁装作業
とび	とび作業
建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
熱絶縁施工	保温保冷工事

## 7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

## 8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

## 9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

## 10 宿泊

職種名	作業名

## 11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

## 12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
養殖業	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖

## 13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

## 14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」  
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 在留資格「特定技能」についての問合せ先

## (造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

## (建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線:5895)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建政部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建政部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建政部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建政部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1-5-44 建政部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

## (建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建政部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建政部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建政部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

## (宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

## (自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426、42414)

## (航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3  航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)



## 在留資格「特定技能」についての問合せ先

### (農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

### (漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

### (介護分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

### (素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野【製造3分野】)

	連絡先
製造3分野向け特定技能外国人材制度相談窓口	TEL 03-5909-8762 TEL 03-5909-8746

### (外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

### (飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

### (ビルクリーニング分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

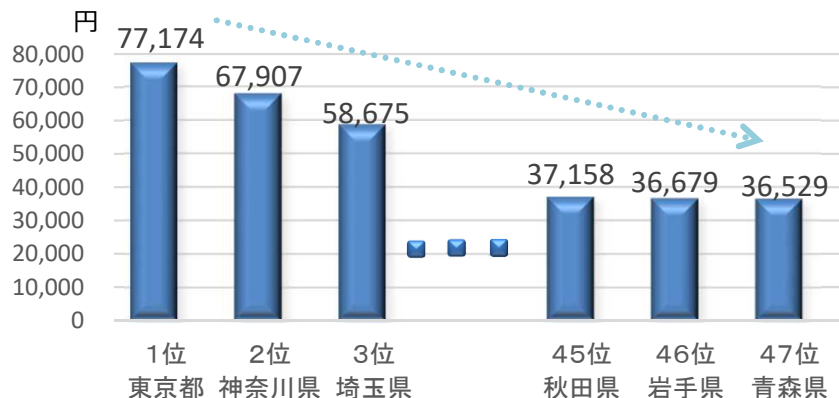
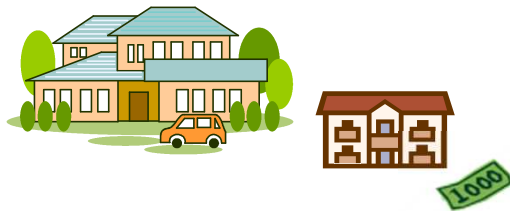
**在留資格「特定技能」についての問い合わせ先  
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧)**

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
フィリピン	日本国内	駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所 <a href="http://polotokyo.dole.gov.ph/">http://polotokyo.dole.gov.ph/</a>	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、フィリピン語
	海外	フィリピン海外雇用庁事前雇用サービス室 Philippine Overseas Employment Administration Pre-Employment Service Office <a href="http://poea.gov.ph/">http://poea.gov.ph/</a>	1550	Blas F. Ople Building Ortigas Avenue corner EDSA Mandaluyong City	+632-722-1162	-	marketdev@poea.gov.ph	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb.jpn@mfaic.gov.kh rithy_bbajp@yahoo.com	日本語、英語、クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 (The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia)	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Touklok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhong@yahoo.com	英語、クメール語
モンゴル	日本国内	駐日モンゴル大使館	150-0047	東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088	03-3469-2216 03-3469-2192	tokyo@mfa.gov.mn	日本語、英語、モンゴル語
	海外	労働・社会保障サービス総合事務所 (General Office for Labour and Social Welfare Services)	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	英語、モンゴル語 ※日本語について、2019年 9月以降対応可。
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー王国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語、ビルマ語、英語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 (Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar)			(確認中)			

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)]

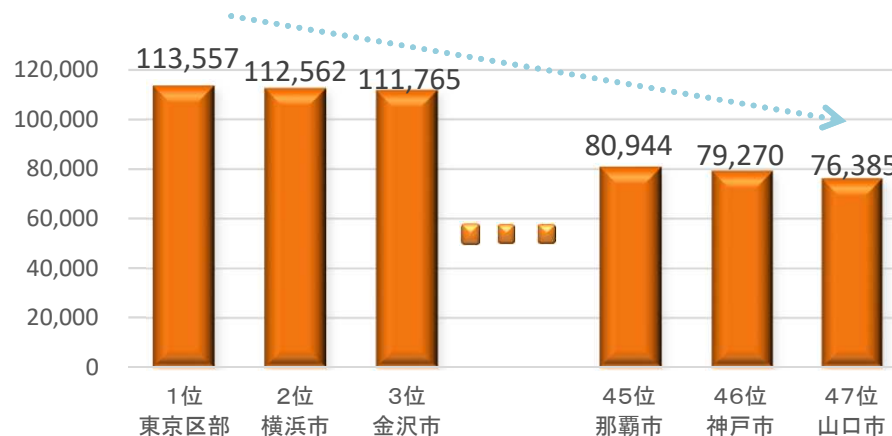
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)

## 1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査 (2013年)により作成

## 1か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査 (2017年, 都道府県庁所在市別 1世帯当たりの1か月の収入と支出(総世帯)により作成  
※生活費は食料, 光熱・水道, 被服及び履物, 保健医療の合計

## 1か月に得られる所得(手元に残る金額)

### ○ 家賃についての全国比較

東京都(1位) : 77,174円 ..①  
青森県(47位) : 36,529円  
差額 : 40,645円

### ○ 生活費についての全国比較

東京区部(1位) : 113,557円 ..②  
山口市 (47位) : 76,385円  
差額 : 37,172円



### ○ 1か月の報酬から上記数値(家賃, 生活費)を減算することにより, 1か月に得られる所得(手元に残る金額)をある程度予測することが可能

例1(都市部の場合): 228,800円(注1) (1か月の報酬) - (①(家賃)+②(生活費)) = 38,069円(手元に残る金額)  
例2(地方の場合) : 180,500円(注1) (1か月の報酬) - (38,447円(注2)(家賃)+86,440円(注3)(生活費)) = 55,613円(手元に残る金額)

(注1) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び宮崎県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。

(注2) 宮崎県(41位)における1か月当たり家賃。(注3) 宮崎県(41位)における1か月当たり生活費。

### ○ 地方は, 都市部に比べ家賃・生活費が少ないため, 賃金面でも就労するメリットがある。

# 介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

## 受入施設の紹介

- ・施設所在地：神奈川県横浜市
  - ・事業内容：有料老人ホームの運営
  - ・外国人材の受け入れ実績：2019年度より（特定技能外国人1人）
- ※グループ全体では、他職種の技術・人文知識・国際業務で約120名、留学生や定住者など約80名が就業。グループ会社が登録支援機関としても登録されている。



## 受入施設の取り組み、工夫

- ✓ 人材不足が深刻な日本において外国人材の活用は必至。その意図と意義を全職員に周知できるよう事前に伝達。
- ✓ 服薬時の名前確認など、外国人材にとって難易度の高い漢字の理解に対し、働きやすい環境を作るため、ふりがなを徹底させるだけでなくICT活用を推進。スマートフォンを使用したシステムによりサポート。
- ✓ グループが持つ外国人材就労支援のノウハウを共有し、LINEによるサポート窓口の開設や交流会の実施により、施設長及び本部との定期面談以外にも、相談しやすい環境を作り、不安をいち早く察知・対応。
- ✓ 食事補助に加え、希望があれば、宗教に合わせメニューを変更することも可能。
- ✓ 本社及び施設による試験合格に向けたサポート。

## 特定技能外国人に対する受入施設の評価

- ✓ まじめでひたむきに業務を行う姿を見て、周りの日本人スタッフが感化され、相乗効果を示している。
- ✓ 言葉や動作など、介護の基礎を勉強をしているので、習得が早い。
- ✓ 複雑な作業や工程の多い内容に関しては、当然、習得に時間がかかるが、定型的な業務に関しては習得が非常に早い。日本人と比べても同等もしくは同等以上。
- ✓ 日本人と違い、先入観などの主観的な視点がないので、介護にとって必要であるシンプル、かつ、客観的な視点で物事をみることができる。

## 就労者の紹介

- ・インドネシア人男性（20代）
- ・E P A介護福祉士候補者として4年間にわたり、就労・研修に従事。
- ・介護福祉士国家試験において、合格基準点より7点不足、すべての試験科目で得点。
- ・日本語検定：N2級

## 本人の声

- ✓ EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたかった。
- ✓ 早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたい。

# 美濃工業株式会社

【所在地】 中部地方   【従業員数】 約 700 人   【分野】 素形材産業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のタイ人、35名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が13名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が118名（国籍はタイ）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



casting process (main business)



processing inspection process (support work)

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



Thai language work instruction manual



sports event (Minori Olympics), participation in local summer festival

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

# 株式会社府中テンパール

【所在地】 中国地方 【従業員数】 170人 【分野】 産業機械製造業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- 日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

# 先進的な受け入れ企業の取り組み例

## 受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：建築工事業、内装仕上工事業

## 受入企業の取り組み, 工夫

- ✓ 日本の文化や歴史に興味を持てるよう、地域で開催されるお祭りへ参加。（世界遺産・富岡製糸場の観光なども実施）
- ✓ 毎年社内旅行を実施し日本の風土を体感してもらう。
- ✓ 能力に応じ指導を受ける側からする側へ移行していくことで作業工程を熟知させる。
- ✓ 今後、職長教育、キャリアアップシステムゴールドカードのレベルに相当する技能教育を施す。

## 活躍の様子

- ✓ 技能検定1級取得により、現場からの信頼も厚い。1級技能士を目指そうとする後輩も増え、社内の技術力アップにつながっている。
- ✓ 熟練工に匹敵する技術をもち、受入れ中の技能実習生、建設就労者のお手本となっている。



## 就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：内装仕上げ

## 本人の声

- ✓ 初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くで大変だった。
- ✓ 再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになった。

## 受入先における給与体系のイメージ

・技能実習時（月額基本給）	12万円（2006年）
	↓
・外国人建設就労者時（月額基本給）	約20.3万円
	↓
・特定技能（月額基本給）	約24.3万円
※技能習熟等に応じた昇給、賞与あり	



## 受入企業の紹介

- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：九州地方
- ・外国人の出身国：ベトナム

## 受入企業の取組み、工夫～地方都市で安定した就労・生活環境の提供～

- ✓ 就労支援
  - ・ベトナム語を理解できる常勤社員が指導担当社員と一緒に安全面・技能面の指導を行う。生活面の相談にも丁寧に対応する。
  - ・支援責任者が本人と毎月定期的に面談を実施して、職場や生活上の要望・相談などを聞き取りしている。
- ✓ 生活支援・余暇の充実・交流
  - ・外国人専用の寮を設けている。寮は近隣のスーパーマーケットまで徒歩3分の立地。
  - ・寮の食堂で朝食・夕食を、会社で昼食を食べられるようにしている。
  - ・届け物は寮管理人が代理で受け取り、本人帰寮後に受け取れるようにしている。
  - ・寮には離れて暮らす家族と連絡が取れるように無料Wi-Fiを設置している。
  - ・サッカー、バドミントン等を楽しめるよう、休日に市営グラウンド・体育館を借用手配。
  - ・旧正月行事を開催。（春節・テト祭：余興・抽選会など。職場日本人も参加）



春節・テト祭



外国人専用の寮



部屋の様子

## 造船所A社で働く特定技能者の声

- ✓ 技能実習生・造船就労者として今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ✓ 受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ✓ 職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ✓ 寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 3年間 … 技能実習生
- ✓ 3年間 … 造船特定活動（造船就労者）
- ✓ 5年間 … 特定技能1号として最大で11年間溶接作業を経験させる。将来的には特定技能2号としての受入れも検討。

## 特定技能制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の経験を活かして日本で更なる技能向上が図られるので外国人材・企業双方にとって望ましい制度である。
- ✓ 特定技能者の存在は実習生・就労者のモチベーションが上がりキャリアアップに繋がる。我が国の産業発展に寄与する制度である。



## 受入企業 A

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：埼玉県 工員：21名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年9月

人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（2DK）提供
- ・社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）



《定期点検整備の様子》



《ボランティア参加風景》

## 【好事例】

- ・同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行っており、職場の雰囲気も非常に良好

## 受入企業 B

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：広島県 工員：22名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年10月

人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- ・日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- ・母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- ・分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）



《定期点検整備の様子》



《分解整備の様子》

# 航空(空港グランドハンドリング)の外国人技能実習生受け入れ企業の取り組み例

## 受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・技能実習生の出身国：ミャンマー
- ・受入開始：平成27年度より

## 受入企業の取り組み, 工夫

### ○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 4~5名に対し1人の専任インストラクターを任命し、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
- ✓ 定期的にミャンマー人通訳を入れた人事面談を実施し、結果をフィードバックして改善を図っている。

### ○生活サポート

- ✓ 住居は社員寮を提供している。
- ✓ 基本的な生活必需品(寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等)は会社支給。その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。



### ○地域交流

- ✓ インストラクターと共に各種イベントやボランティア等にも参加し、日本の文化についても理解を深めてもらっている。



## 実習生の声

- ✓ 日本での作業のやり方・考え方・ルールを勉強している。
- ✓ 日本独自の考え方である5S(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)/KYT/アサーションを学ぶことができ、興味深い。
- ✓ 作業開始前に、昨日発生した事象の内容を共有することで、同じ事象を発生させない仕組みが出来ていると感じた。
- ✓ 日本の従業員がお客様目線に立って作業していることに驚いた。
- ✓ ランプ、カーゴなどのグランドハンドリングサービスを一つの会社ですべて行なっているので、広い視野でグランドサービスを見ることができ、たくさんのことを学べた。



チームで固縛方法を学習



インストラクター監視のもと単独で特殊車両を操作

## 就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 外国人技能実習制度を導入することで、日常業務では接する機会が少ない海外人材と交わる機会が生まれ、社内従業員の視点拡大に繋がった。
- ✓ 文化や言葉の違いなどから、日本人に対して教える以上の難しさがあり、結果的に、どうすれば相手に伝わるかを考え続ける習慣ができた。指導の工夫を積み重ねることによってインストラクターの力量が上がり、当社においても貴重な人材育成の場となっている。
- ✓ 日常生活における指導等も含めた対応が求められるため、インストラクターの人选や指導内容の検討に労力が掛かる場面も多い。



技能実習生の  
歓送迎セレモニー

## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前2か月間…派遣講師による基礎教育(日本語教育を含む)を実施
- ✓ 3か月間…座学・安全教育・生活指導
- ✓ 3か月後…技能実習生として空港グランドハンドリング業務に従事
- ✓ 1号・2号技能実習(計36ヶ月)修了後…母国の空港グランドハンドリング事業に従事

※実習の過程で必要となる社内資格の取得や、教育の受講等も一般社員と同様に実施。

※希望すれば3号技能実習により更なる技能向上も可

## 農業

### 特定技能

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

所在地：長崎県平戸市

従業員：正社員3名、派遣社員16名 計19名

経営規模（派遣先）：県内のJA、農家等

【外国人材の状況】

受入れ開始：令和元年12月（カンボジアより）

・令和元年12月にカンボジア技能実習2号修了生2名をJAへ派遣し就労開始。レタスなど野菜の圃場作業等を農家から請け負う。令和2年2月末現在で島原地域にJAや農家に16名を派遣。

☆県の主導により派遣会社を設立し、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりを実施

【県全体で派遣受入れを取組】

- ・長崎県では、農業分野における労力不足に対処するために平成31年2月に県公益法人、県JAグループ、人材派遣会社が出資し、人材派遣を行う新法人を設立。
- ・農業分野における特定技能外国人受入れにあたり、県段階の協議会のほか、県内ブロックごとに「受入市町連絡協議会」を設置。この中で地域住民との交流の場の設定や農作業マニュアルの翻訳などの取組により、外国人と地域住民の共生社会の実現を目指す。
- ・外国人向け住居対策として県の遊休公舎を活用。



島原地域  
受入連絡  
協議会



レタス  
収穫作業

## 漁業

### 技能実習

【受入れ機関概要】（令和元年6月現在）

○漁業種類：いか釣り

○所在地：石川県

○実習実施者：20者（23隻）

○実習生：79人（インドネシア）

【受入れ機関の取組】

○余暇の充実

- ・休漁期を利用したバス旅行

○地域交流

- ・町民卓球大会やバドミントン大会への参加
- ・2001年1月から毎年オーディションでインドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ\*）し、地元福祉施設、公民館や学校などを訪問して日本とインドネシアの歌やダンスを披露

\*「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○日本語習熟

- ・日本語学習会への参加
- ・日本語学習の一環でNPO法人の協力を得て日本の歌を練習

○母国との絆

- ・スマトラ地震の際には街頭募金活動を行い、自分たちの小遣いも加えて母国へ献金



グループホーム訪問



公民館まつりに参加

## 飲食料品製造業

【実習実施者概要】（令和2年2月現在）

技能実習

所在地：北海道

従業員数：正社員10名 パート60名 その他派遣等

経営規模：1事業所1工場（サラダ製造、そう菜製造）

【外国人材の状況】

受入開始：平成29年9月（ベトナムより）

【受入れ機関の取組】

- ・積極的な近隣の日本人住民との交流により相互理解を図っている。
- ・地域の清掃やボランティアなどに積極的な参加している。



自主的な行動で地域の清掃に取り組んでおり、住民との相互理解ができている



祭りや書道・絵画展などの地域行事に参加し、住民とのコミュニケーションが取れている

## 外食業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

所在地：大阪府

店舗数：7店舗 従業員：約80人

業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Dさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・N4取得）

受入れ開始：令和元年8月

【受入れ機関の取組】

- ・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。
- ・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店でしっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消も目指している。
- ・同じ出身国のマネージャによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。



Dさんが働くお店の外観



厨房に立つDさん

### 〈入管法第2条の4第1項〉

#### (特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣(以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「分野別運用方針」という。)を定めなければならない。

### 〈「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」 (平成30年12月25日閣議決定)別紙4(4)オ〉

特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止する上で、必要な措置を講じるに当たっては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び分野所管行政機関は、必要な情報連携を図り、特定技能外国人の地域への集中状況や、人材が不足している地域の状況の把握に努め、多角的な視点に立った検討を行うものとする。

分野所管行政機関は、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況を把握し、分野別の協議会を設置するなど必要な措置を講じる。

### 〈「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(令和2年2月28日閣議決定)〉

各分野で「大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置」を記述

例)別紙1 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(抜粋)

#### 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置  
国において、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」等、地域の実情に応じ都道府県が実施する介護人材確保の取組を支援する。

また、厚生労働省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料6

# 多文化共生の推進に関する研究会資料

～地域での安定した就労の支援～

令和2年5月15日

厚生労働省

# 目次

## **1. 我が国の外国人労働者の現状 . . . . . P 1**

## **2. 地域での安定した就労の支援 . . . . . P 7**

- (1) 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する外国人への多言語での情報発信

## **3. 地方公共団体との連携 . . . . . P15**

- (1) 国と地方公共団体の雇用対策協定
- (2) 雇用対策協定による連携事例
- (3) 地域定着に向けた連携施策（地域外国人材受入れ・定着モデル事業）

# **1. 我が国の外国人労働者の現状**



# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 165.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①就労目的で在留が認められる者 約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ②身分に基づき在留する者 約53.2万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③技能実習 約38.4万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

## ④特定活動 約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

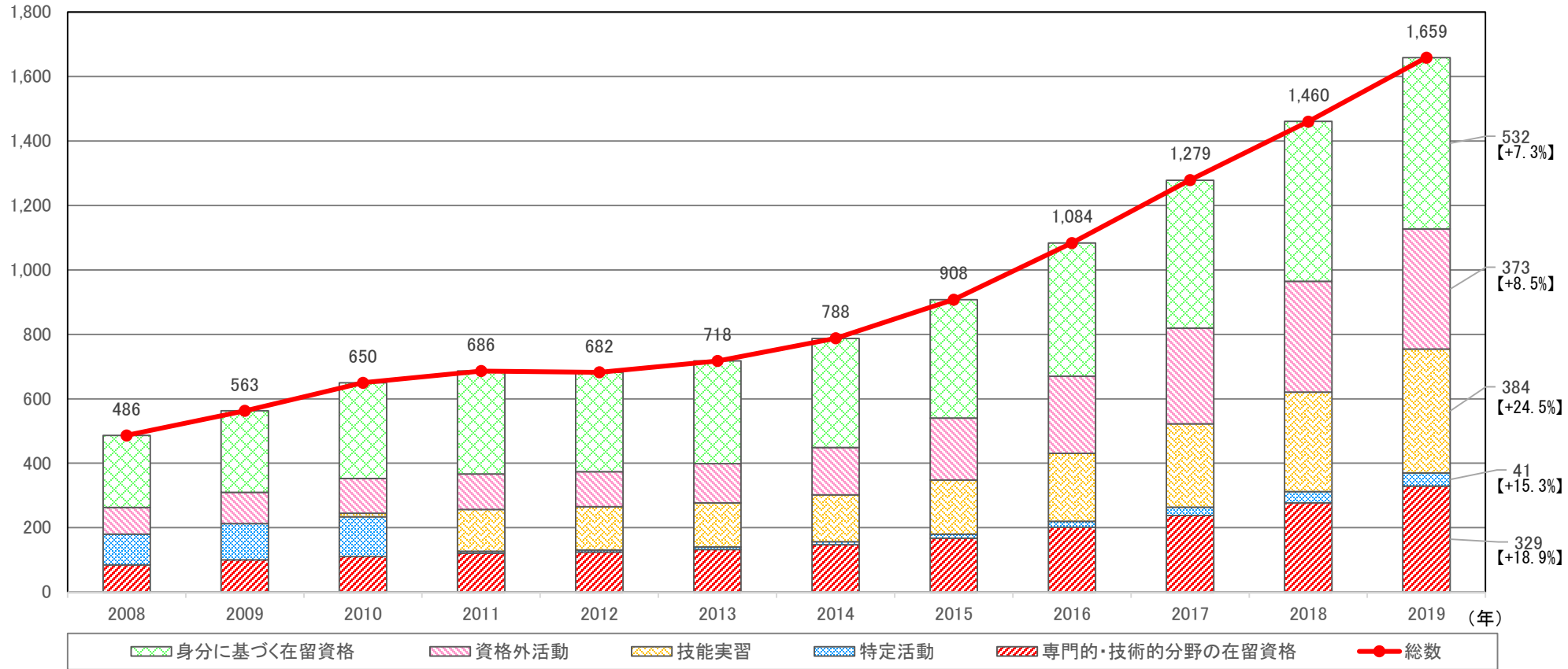
（注）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2019年10月末時点で過去最高の165万8804人。
- 在留資格別にみると、「技能実習」(24.5%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(18.9%)の伸び率大きい。

(単位:千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：【 】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

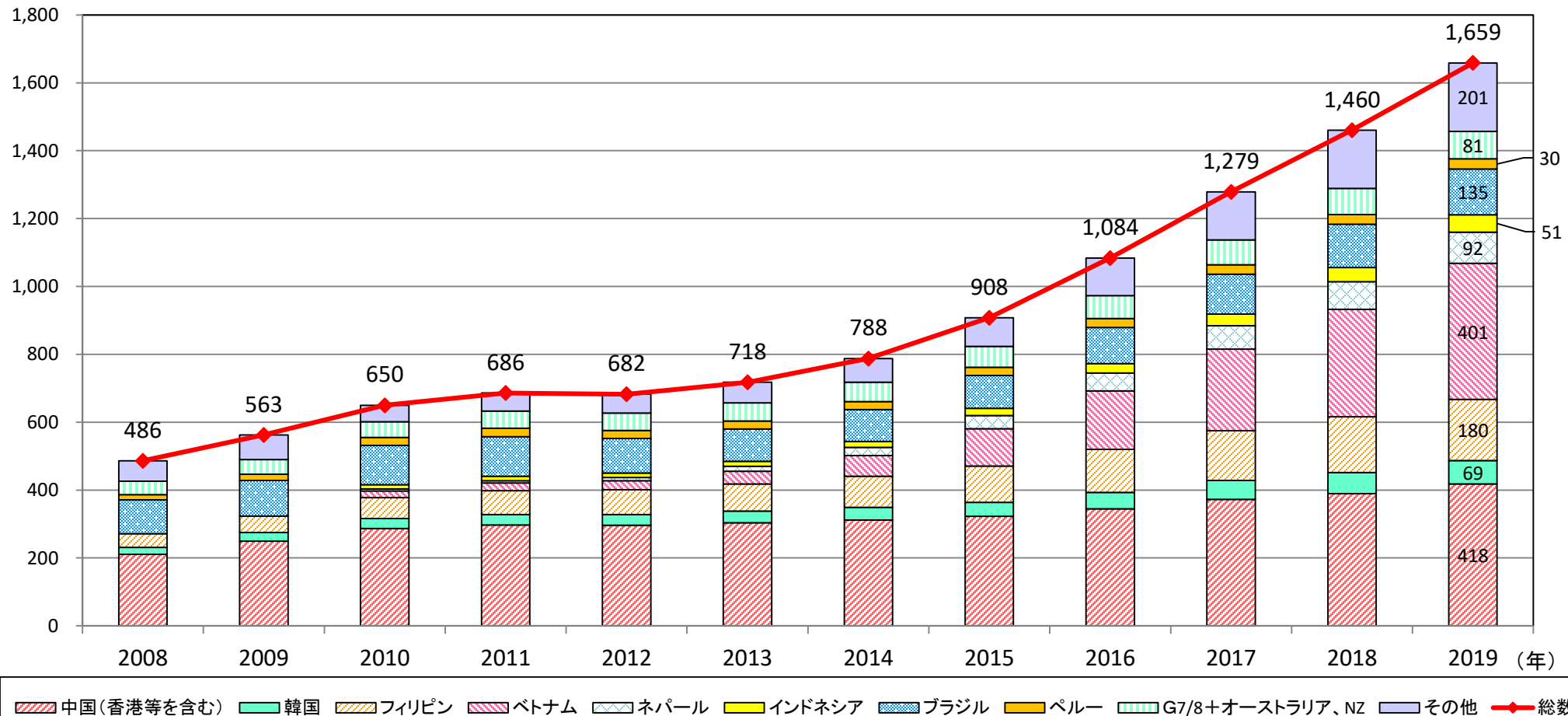
注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

# 国籍別にみた外国人労働者数の推移

○ 国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%を占めている。  
 次いで、ベトナムが401,326人（同24.2%）、フィリピンが179,685人（同10.8%）の順となっている。

○ 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で84,486人（26.7%）と大幅に増加している。  
 また、インドネシアについては同9,751人（23.4%）、ネパールについては同10,208人（12.5%）増加している。

（単位：千人）



# 日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学生等）」が34.2%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が63.3%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が77.3%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,658,804	329,034	531,781	383,978	41,075	372,894
中国	418,327	114,856	112,040	86,982	4,938	99,510
韓国	69,191	31,208	25,019	62	3,880	9,021
フィリピン	179,685	11,579	125,197	34,965	5,121	2,819
ベトナム	401,326	49,159	14,646	193,912	6,196	137,410
ネパール	91,770	12,720	4,169	501	3,438	70,942
インドネシア	51,337	4,759	5,830	32,480	2,976	5,291
ブラジル	135,455	1,071	133,943	129	49	263
ペルー	29,554	115	29,274	73	22	70
その他	282,159	103,567	81,663	34,874	14,455	47,568

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）」

## **2. 地域での安定した就労の支援**

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（平成18年当時）

## 地域における多文化共生推進プラン(平成18年3月27日)- 抜粋 -

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

#### (2) 生活支援

#### ③ 労働環境

##### ア. ハローワークとの連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

## 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策(平成18年12月25日)- 抜粋 -

### 3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等

#### (2) 就労の適正化のための事業主指導の強化

外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。

日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。

#### (3) 雇用の安定

職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。

平成18年当時は、地域で就労する外国人への支援策も基本的なものに限られており、また、対策の対象も日系人等の定住外国人が中心であった。

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日）の策定等により、外国人への支援の充実が図られ、対象とする外国人も、我が国で生活・就労するすべての外国人を対象としたものとなった。（→令和元年12月の改訂により更なる支援策の充実が図られた。）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年12月20日）- 抜粋 - 1

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (6) 適正な労働環境等の確保

##### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

#### 【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

#### 【具体的施策】

- 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕《施策番号123》
- 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の現地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。  
外国人技能実習機構の母国語相談窓口の拡充等により、技能実習の不適正な実施等に関する実習生からの情報を収集する能力を高め、効果的な現地検査につなげる体制を強化する。  
また、技能実習生においても技能実習制度に関する理解や日本で生活する上で必要な情報の入手が行えていない場合もあることから、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化することで、技能実習生に対して新たに周知すべき情報等について随時提供すること等を可能とし、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号124》

# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 2

- 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、現在、日本語を含む11言語で作成しているところ、対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕《施策番号125》
  - 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大する(日本語を含む)。〔厚生労働省〕《施策番号126》
  - 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
    - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書を作成し、事業主や外国人に周知する。
    - ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設する。
    - ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラム(仮)を作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。
- <再掲>〔厚生労働省〕《施策番号120》
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。〔厚生労働省〕《施策番号127》
  - 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕《施策番号128》



# 地域で就労する外国人をとりまく状況の変化（現在）

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(令和元年12月20日)- 抜粋 - 3

### ② 地域での安定した就労の支援

#### 【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、これらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要である。

#### 【具体的施策】

- 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号129》
- 特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14か国語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号130》
- 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援研修事業)について、実施地域及び対象者数の拡充を図る。〔厚生労働省〕《施策番号131》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を行うことで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号132》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号133》

# 地域での安定した就労のための相談・支援体制の充実

## 都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク等における相談体制の充実

- ハローワークの外国人専用窓口（次頁）において、通訳員を配置する等きめ細やかな就職支援を実施。
- 上記を含む全てのハローワークにおいて、**多言語コンタクトセンター**（電話通訳・令和2年度から14言語に対応）を活用した相談支援を実施。
- 「**外国人労働者相談コーナー**」（都道府県労働局や労働基準監督署に設置）、「**外国人労働者向け相談ダイヤル**」（同相談コーナーに来訪できない方向け）、「**労働条件相談ほっとライン**」（労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受付）において、多言語での労働相談を実施。（令和2年度から14言語に対応）
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナー**において、「多言語コンタクトセンター」（電話通訳）の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施。
- 外国人技能実習機構において、**技能実習生に対する多言語での相談や技能実習生手帳（多言語）のアプリ化**を実施。

## 職場や地域における各種支援ツールの普及・活用

- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14言語）及びVR技術等を用いた危険体感教育用教材**を作成。
- 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、**労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書**を作成し、事業主や外国人に周知。（令和2年度予定）
- 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置**を新設。
- 我が国での就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、**職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修（外国人就労・定着支援研修事業）**を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。
- 定住外国人が多く集住する都道府県において、日本語能力に配慮した**職業訓練**を実施。
- 外国人を含む労働者の**キャリア形成を促進**するため、職業訓練等に取り組む事業主等を人材開発支援助成金により支援。

# 地域での安定した就労を支える拠点（外国人専用窓口）

以下の外国人専用窓口において、きめ細かな就職支援サービスを実施（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

## ■外国人雇用サービスセンター

- 対象者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設置数 - 4拠点（東京、愛知、大阪、福岡）
- 支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援や合同企業説明会等を行う

## ■留学生コーナー

- 対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）
- 設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

## ■外国人雇用サービスコーナー

- 対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設置数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

# 新型コロナウイルス感染症に関する外国人への多言語での情報発信

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないよう、外国人労働者や留学生に向けたメッセージを多言語(16言語)に翻訳したうえで情報発信している。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

やさしい日本語版

かいしゃ はたら がいこくじん  
会社で働いている外国人のみなさま

しんがた はたら  
新型コロナウイルスのために、あなたが働いている

かいしゃ けいえい わる  
会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あ

かいしゃ がいこくじん にほんじん  
あなたの会社は、あなたが外国人だから、あなたを日本人よ

わる あつか つぎ  
りも悪く扱ってはけません。あなたは、次の1~4のよ

き くだ  
うなことに気をつけて下さい。

1. 会社の責任で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、会社は、あなたにお金（「休業手当」と言います。）を払わなければならない。これは、日本人と同じです。
2. 日本政府は、働いている人を守るために、会社にお金（「助成金」と言います）を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも使うことができます。
3. あなたの子どもの学校は今休みになっているかもしれません。学校が休みになったら、あなたが会社を休まなければならないかもしれません。あなたが会社を休んだとき、あなたは給料が出る休み（「年次有給休暇」と言います）を使うことができます。これも、日本人と同じです。
4. 会社はあなたを無理矢理辞めさせることはできません。会社があなたに会社を辞めてほしいときは、日本人に辞めてほしいときと同じルールを守らなければならない。 【QRコード】

※1~4などで困ったことがあったら、近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 ハローワーク

LLD20312外01

「16言語」  
(日本語含む)  
に翻訳

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生の皆さん

3月に日本の学校を卒業する外国人の学生のみなさん



4月から日本の会社で働きはじめる

約束をしていたのに、会社から、

「4月から働くことはできません」

と言われていませんか？

そんなときは、近くのハローワークに相談してください！

ハローワークは、「皆さんが4月から働けるようにしてください」と会社に言ったり、皆さんが仕事を見つけるお手伝いをしたりしています。

また、4月からの在留資格について不安な方は、近くの出入国在留管理局に相談してください。

リーフレット一覧

(日本語) (やさしい日本語) (English) (中文(簡)) (中文(繁)) (한국) (Português) (Español) (Tagalog) (ภาษาไทย) (Tiếng Việt) (नेपाली) (Bahasa Indonesia) (සිංහල) (Mongolian) (မြန်မာ)

○このほか、ハローワークに来所する外国人がスムーズに求職活動できるよう「求人票の見方」と「求職申込書の書き方」について多言語で案内。(日本語含む7言語に翻訳)

ベトナム語版

Hướng dẫn đọc phiếu tuyển dụng

### **3. 地方公共団体との連携**

# 国と地方公共団体の雇用対策協定

- ✓ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために雇用対策協定を締結。
- ✓ 雇用対策協定を締結することで、①首長と労働局長がその地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」を明確化することや、②連携策のパッケージ化による効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

計**205**団体（**47**都道府県**141**市**16**町**1**村）が締結

※47都道府県のうち33都道府県が外国人支援に関する連携を計画（平成31年度） ※令和2年3月末時点

<b>北海道</b> 札幌市	
<b>青森</b> 三戸町 鱒ヶ沢町	
<b>秋田</b> 大館市 大仙市 横手市 秋田市 鹿角市 能代市	<b>岩手</b> 北上市
<b>山形</b> 山形市 天童市	<b>宮城</b>
<b>福島</b> いわき市 南相馬市 会津若松市 郡山市 伊達市 福島市	

<b>佐賀</b>	<b>福岡</b> 北九州市 福岡市 久留米市	<b>大分</b> 宇佐市 中津市 佐伯市 日田市 豊後大野市 大分市 豊後高田市 杵築市	<b>山口</b> 下関市 山口市	<b>島根</b>	<b>鳥取</b> 境港市 鳥取市	<b>兵庫</b> 加西市 加古川市 尼崎市 淡路市 三田市 洲本市 たつの市 南あわじ市 高砂市 豊岡市 丹波市 川西市 伊丹市	<b>京都</b> 精華町	<b>福井</b> 勝山市 坂井市 大野市 あわら市 越前町 敦賀市 福井市 永平寺町 鯖江市 小浜市 越前市 若狭町	<b>石川</b> 珠洲市 金沢市 志賀町 羽咋市	<b>新潟</b> 新潟市	<b>栃木</b> 那須塩原市 鹿沼市	<b>茨城</b> 常陸太田市 阿見町 笠間市 大子町 東海村 高萩市 大洗町 北茨城市 鹿嶋市 常総市 八千代町
	<b>長崎</b>	<b>熊本</b> 熊本市			<b>宮崎</b> 日南市 宮崎市 都城市 小林市		<b>広島</b> 広島市 三次市 福山市		<b>岡山</b> 総社市 倉敷市 岡山市	<b>大阪</b> 堺市 東大阪市 高槻市 吹田市 柏原市 寝屋川市		
<b>沖縄</b> 宮古島市 沖縄市 浦添市 石垣市	<b>鹿児島</b> 志布志市 鹿児島市 始良市 薩摩川内市 南九州市 いちき串木野市 指宿市 鹿屋市 日置市 出水市 霧島市 奄美市 肝付町		<b>香川</b>	<b>徳島</b> 鳴門市 美馬市 神山町 吉野川市 三好市 小松島市 阿南市 牟岐町		<b>和歌山</b> 海南市	<b>奈良</b> 吉野町	<b>滋賀</b> 瀬戸市 一宮市 豊田市	<b>三重</b> 松阪市 津市 四日市市 鈴鹿市 伊勢市 桑名市	<b>静岡</b> 浜松市 磐田市 熱海市 富士宮市 掛川市 沼津市 島田市 三島市 富士市 藤枝市 焼津市	<b>東京</b>	
			<b>愛媛</b>								<b>神奈川</b> 横浜市 横須賀市 小田原市	
			<b>高知</b>									

# 雇用対策協定による連携事例

※各都道府県の事業計画等より抜粋

## 群馬労働局×群馬県

- ・新たな在留資格により受け入れる外国人材の雇用管理体制の整備（企業向けセミナー共催）
- ・マッチングの推進（集住地域における相談体制の整備）
- ・外国人材活用支援（企業向けセミナー共催）

## 群馬労働局×太田市

- ・ハローワークによる出張相談（太田市役所に外国人出張行政相談コーナーを設置し相談（毎週火曜日））  
※現在は新型コロナウイルス感染症対応の関係で窓口閉鎖
- ・外国人労働者雇用事業主への共同訪問指導や外国人学校への職業講話

## 静岡労働局×静岡県

- ・定住外国人を対象とした職業訓練の実施・情報発信。県訓練校への通訳や定住外国人職業訓練コーディネーターの配置 [県]
- ・上記訓練について、ハローワークによる積極的な情報提供及び確実な誘導を行う。 [国]

## 岡山労働局×岡山県

- ・外国人材受入れの環境整備（労働局と県が連携し県内企業に適時適切な情報提供を実施）
- ・外国人留学生等の就職支援（相談対応や就職面接会等のマッチング支援 [国]、留学生等への県内就職の意識付けに向けた県内企業の認知度向上を目的とする交流会等の開催、外国人材の受入の法的手続き等の周知 [県]）
- ・定住外国人等に対する就職支援（多言語による職業・生活相談、行政書士相談、法律相談等を実施）

## 鹿児島労働局×鹿児島県

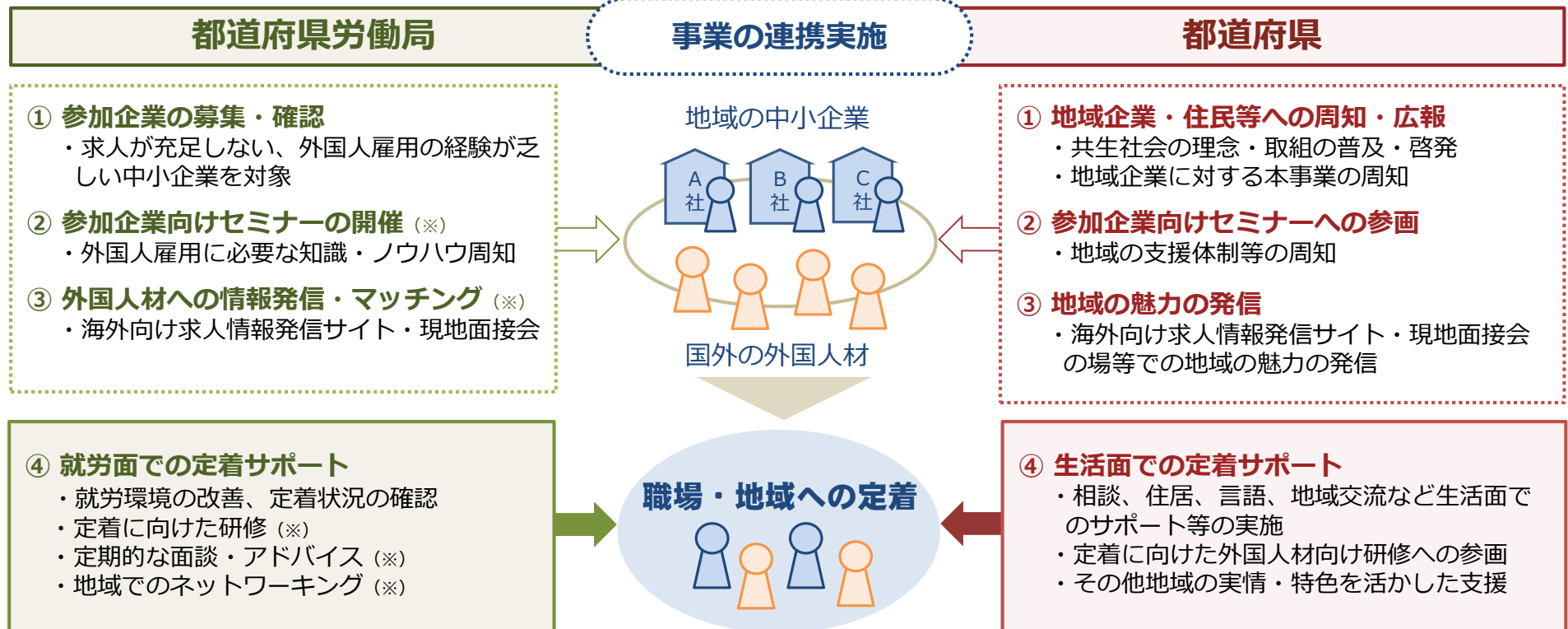
- ・特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、事業主への周知・啓発を実施
- ・九州ブロック地域協議会（技能実習生）での情報収集により関係機関と連携した技能実習に係る環境を整備

# 地域定着に向けた連携施策（地域外国人材受入れ・定着モデル事業）

令和2年度予算額 428,576 (0) 千円

- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、
    - ①受け入れた外国人材が**都市部等に集中**するのではないか
    - ②中小企業においては受入れや雇用管理に関する**知識・ノウハウ等が十分ではない**といった指摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
  - 受入れ・定着に積極的な**都道府県（モデル地域）と都道府県労働局が連携**し、地域の特性を活かしつつ、外国人材が**円滑に職場・地域に定着**できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を**報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知**。

※ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的に行う都道府県から公募し、有識者等による委員会にて5地域を上限に選定。選定地域は、都道府県労働局との雇用対策協定を通じて連携。



(※) 国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。  
なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

(注) 都道府県の取組は、県内の市町村、関係団体等と協力して実施することも可能。



地方公共団体が策定している多文化共生に係る  
指針・計画等の調査結果報告

令和2年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

# I . 調査概要

## 1. 調査趣旨

- 2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（以下『総務省プラン』）を策定して十数年が経過し、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化した。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018.12）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019.6）が策定・決定されるなど、政府全体として外国人施策に対応する動きが出ている。
- このような動きがある中、地方公共団体においても多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもあることから、今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、各自治体の指針・計画の策定状況について、直近3年以内に策定または改訂した15自治体の指針・計画等の比較調査及び5自治体のヒアリング、また639自治体へのアンケートを調査した。

	調査実施項目	対象自治体数	調査目的
1	アンケート調査	639	比較的外国人住民比率が高い自治体の傾向の把握
2	指針・計画等の比較調査	15	抽出自治体の意向・取組の最新の傾向の把握
3	ヒアリング調査	5	抽出自治体の取組の深堀調査

## 2. アンケート調査 – 概要

- 比較的外国人住民比率が高い全国の自治体に対し、昨年度国際室が実施したアンケートを参考に作成したExcel形式の調査票を配布し、多文化共生に係る部局等から回答を得た。

### ■ 調査方法：Excelの様式を電子メールで送受。

都道府県・政令市は直接総務省に回答、市区町村は都道府県が取りまとめのうえ総務省に回答。

### ■ 調査期間：2020/2/3～2020/3/24

### ■ 調査対象：全47都道府県・全20政令市および外国人住民比率の高い572市区町村

### ■ 調査項目

No.	調査項目
1	指針・計画等策定状況
2	多文化共生推進の取組実施状況・方法
3	防災に関する取組・体制
4	多文化共生推進に係る担当部署の設置状況
5	部局・関係機関間の連携状況・内容
6	効果が大きいと感じる取組
7	実施している独自事業の内容
8	多文化共生推進に必要と考える要因
9	指針・計画等が未策定の理由
10	指針・計画等の策定に向けた課題
11	策定を予定していない理由

### ■ 回答状況

区分		調査対象数	回答数	回答率
全体	全体	639	637	99.7%
自治体 区分別	都道府県	47	47	100.0%
	政令市	20	20	100.0%
	その他の市	337	336	99.7%
	区	23	23	100.0%
	町	170	169	99.4%
	村	42	42	100.0%

### 3. 指針・計画等の比較調査 – 概要

- 各地方公共団体において、多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもある。
- 今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、直近3年以内に指針・計画を策定又は改訂した15自治体について、該当の記述を抽出し、総務省プランの項目立てとの対比表を作成した。

#### 1. 地域における多文化共生の意義

- 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯
- 外国人住民の受入れ主体としての地域
- 外国人住民の人権保障
- 地域の活性化
- 住民の異文化理解力の向上
- ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- コミュニケーション支援
    - 地域における情報の多言語化
    - 日本語及び日本社会に関する学習支援
- …

「地域における多文化共生推進プラン」の観点



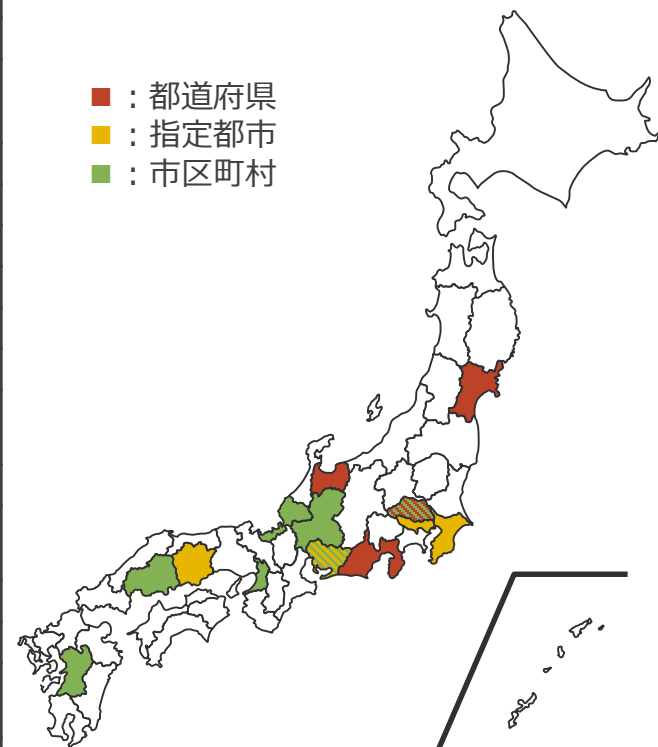
1-3. 外国人住民の人権保障	
1-2. 外国人住民の受入	
1-1. 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	
総務省 プラン	~~~~~ ~~~~~
AA県	~~~~~ ~~~~~
BB県	~~~~~ ~~~~~
CC県 NN市	~~~~~ ~~~~~
DD県 OO市	~~~~~ ~~~~~
EE県 PP町	~~~~~ ~~~~~

「対比表」の構成

### 3. 指針・計画等の比較調査 – 調査対象団体

「過去3年以内に策定または改訂している」、「多文化共生推進プランを他の指針や総合計画とは別に、単独で策定している」、「外国人住民比率が比較的高い」の3観点を中心に、下表のとおり15団体を調査対象として選定した。

区分	自治体名	指針・計画名	策定年 (括弧内は初回策定年)	外国人 住民比率※
都道府県	宮城県	第3期宮城県多文化共生社会推進計画	2019年 (2009年)	0.9%
	埼玉県	埼玉県多文化共生推進プラン (平成29年度～33年度)	2018年	2.4%
	富山県	富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	2019年	1.7%
	静岡県	ふじのくに多文化共生推進基本計画	2018年	2.4%
政令指定市	千葉市	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	2017年	2.9%
	名古屋市	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	2019年 (2012年)	3.8%
	岡山市	岡山市多文化共生社会推進プラン	2019年	1.9%
市町村	埼玉県川口市	第2次川口市多文化共生指針	2018年	6.3%
	東京都港区	港区国際化推進プラン 平成30年度～平成32年度	2018年 (2015年)	8.4%
	福井県越前市	越前市多文化共生推進プラン	2019年	5.2%
	岐阜県美濃加茂市	第3次美濃加茂市多文化共生推進プラン	2019年 (2009年)	9.6%
	愛知県知立市	知立市多文化共生推進プラン2017-2021	2017年	7.6%
	大阪府吹田市	吹田市多文化共生推進指針	2017年	1.5%
	広島県安芸高田市	第2次安芸高田市多文化共生推進プラン	2018年 (2013年)	2.5%
	熊本県八代市	やつしろ国際化推進ビジョン ～世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ～	2019年	2.0%



※ 都道府県は「多文化共生の推進に関する研究会」第1回資料6を参照。

市区町村は「在留外国人統計」(2019年6月末時点)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2019年1月1日時点)から算出。

## 4. ヒアリング調査 – 概要

- 指針・計画等の比較調査の対象とした15自治体のうち、特に特徴的な取組や策定・改訂の経緯を持つ5自治体について、電話でのヒアリング調査を行った。
- ヒアリング内容は、指針・計画等の策定の背景、注目すべき特徴的な取組の具体的な内容、およびそのほかに自治体で特に注力している取組についてである。

### ヒアリング調査項目

#### 1. 策定・改訂の背景

- 改訂にあたっての問題意識（自治体が解決したい課題、日本・国際社会の変化等の影響）
- 前期の指針・計画等（あれば）の振り返り実施の有無、またはその結果
- 新たに盛り込まれた視点
- 策定に寄与する審議会等（あれば）
- 貴自治体が求める多文化共生の姿

#### 2. 特徴的な取組について（対象自治体ごとに2~5件）

- 背景となる問題意識
- 実施内容（予定を含む）
- 施策の検討・実施の状況（予定を含む）

#### 3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	自治体名	ヒアリング実施日	ヒアリング対象課室
都道府県	宮城県	3月13日(金)	国際企画課
	静岡県	3月11日(水)	多文化共生課、 農業ビジネス課、介護保険課
政令指定都市	岡山市	3月2日(月)	国際課
市区町村	福井県越前市	3月9日(月)	市民協働課ダイバーシティ推進室、産業政策課
	広島県安芸高田市	3月10日(火)	人権多文化共生推進課

## Ⅱ．アンケート調査



## INDEX

以下の各調査項目に関し、自治体区分別・指針・計画等策定状況別に集計・分析を行った。

調査項目	頁
1. 指針・計画等策定状況	10
2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法	11
(1) 窓口等における多言語対応	11
(2) 防災に関する支援	16
(3) 医療に関する支援	24
(4) 日本語教育	30
(5) 就職支援	35
3. 防災に関する取組・体制	41
(1) 災害時の多言語情報提供体制	41
(2) 体制整備の実績	42
(3) 体制の地域防災計画への明記	43
(4) 関係団体との役割分担	44
(5) 費用負担	45

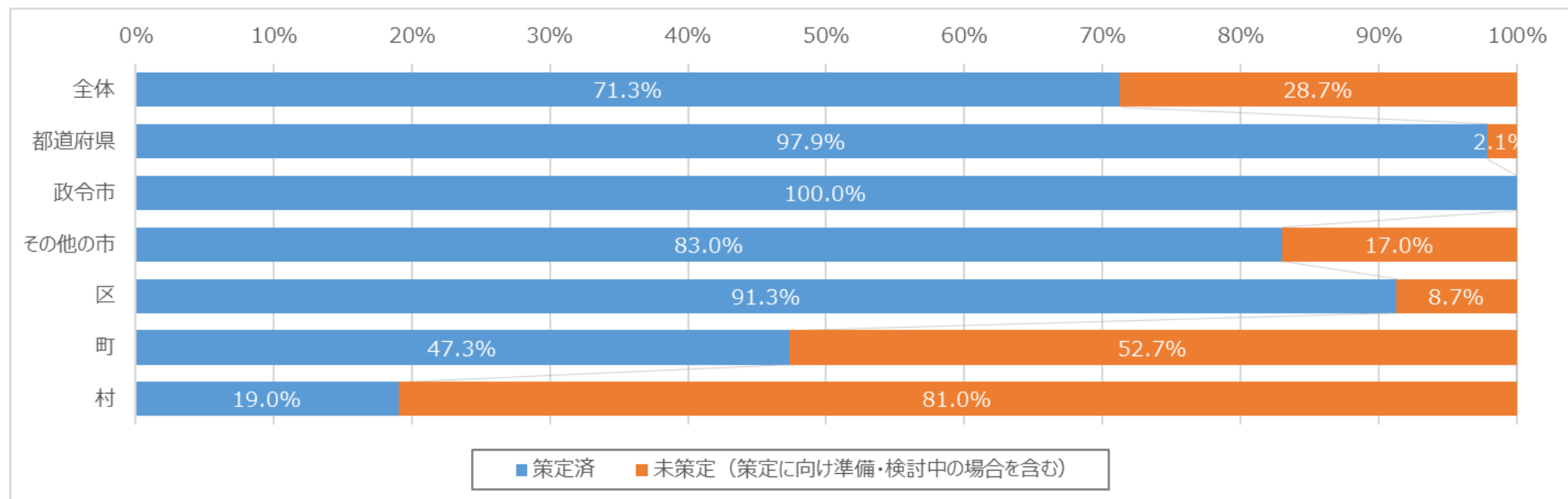
調査項目	頁
4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況	46
5. 部局・関係機関間の連携状況・内容	47
8. 多文化共生推進に必要と考える要因	49

- ※ 無回答が含まれるため、  
    択一回答の設問であっても各回答の合計が総回答数と一致しない場合がある。
- ※ 具体的な設問内容は別紙の通り。

## 1. 指針・計画等策定状況

- 全体では約7割が指針・計画を策定していた。
- 都道府県・政令市のほぼ全てが策定済だが、町では5割弱、村では2割弱と小規模自治体ほど策定が進んでいない。

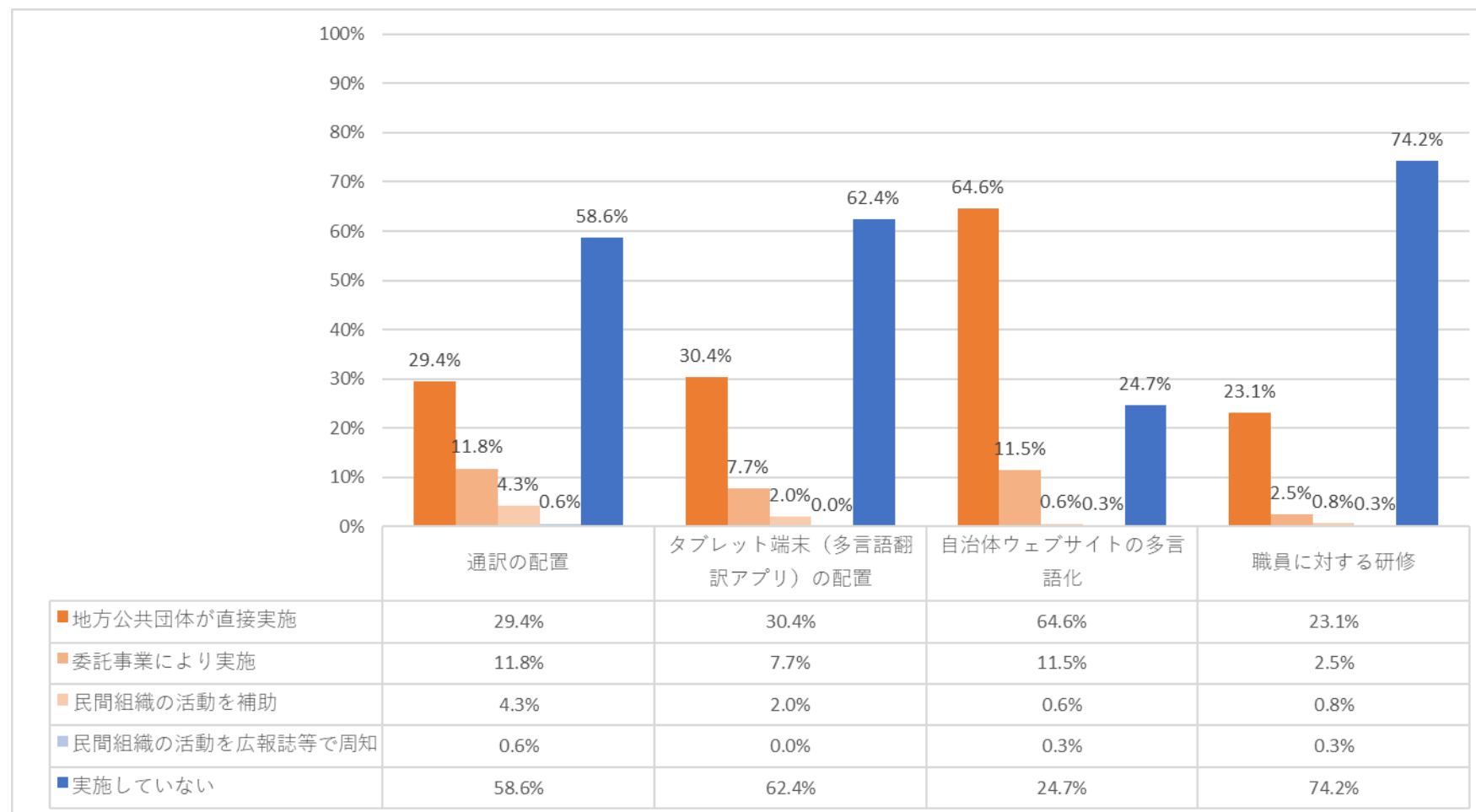
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	策定済	454	46	20	279	21	80	8	454	0
2	未策定（策定に向け準備・検討中の場合を含む）	183	1	0	57	2	89	34	0	183



## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (1) 窓口等における多言語対応

- 窓口等での取組の中では、「自治体ウェブサイトの多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (1) 窓口等における多言語対応

## ① 通訳の配置

- 通訳の設置は、全体では約4割の自治体を実施していたが、町や村では実施率が約1割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	188	11	10	141	9	14	3	171	17
2	委託事業により実施	76	23	8	37	6	2	0	69	7
3	民間組織の活動を補助	28	7	3	16	2	0	0	27	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0	3	1
5	実施していない	373	11	6	158	7	152	39	215	158

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	29.5%	23.4%	50.0%	42.0%	39.1%	8.3%	7.1%	37.7%	9.3%
2	委託事業により実施	11.9%	48.9%	40.0%	11.0%	26.1%	1.2%	0.0%	15.2%	3.8%
3	民間組織の活動を補助	4.4%	14.9%	15.0%	4.8%	8.7%	0.0%	0.0%	5.9%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.5%
5	実施していない	58.6%	23.4%	30.0%	47.0%	30.4%	89.9%	92.9%	47.4%	86.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (1) 窓口等における多言語対応

## ② タブレット端末（多言語翻訳アプリ）の配置

- タブレット端末の設置は、全体では約4割の自治体が実施していたが、町や村では実施率が2割弱であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	194	13	14	113	16	31	7	158	36
2	委託事業により実施	50	24	6	16	4	0	0	45	5
3	民間組織の活動を補助	13	6	2	5	0	0	0	13	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	実施していない	397	9	2	209	4	138	35	255	142

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	30.5%	27.7%	70.0%	33.6%	69.6%	18.3%	16.7%	34.8%	19.7%
2	委託事業により実施	7.8%	51.1%	30.0%	4.8%	17.4%	0.0%	0.0%	9.9%	2.7%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	12.8%	10.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	62.3%	19.1%	10.0%	62.2%	17.4%	81.7%	83.3%	56.2%	77.6%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (1) 窓口等における多言語対応

## ③ 自治体ウェブサイトの多言語化

- ウェブサイトの多言語化は、全体では7割強の自治体を実施していたが、町では約半数、村では約3割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	412	38	17	253	17	76	11	333	79
2	委託事業により実施	73	7	5	45	6	9	1	61	12
3	民間組織の活動を補助	4	2	0	2	0	0	0	4	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	1	0	1	0	1	1
5	実施していない	157	2	0	42	1	82	30	66	91

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	64.7%	80.9%	85.0%	75.3%	73.9%	45.0%	26.2%	73.3%	43.2%
2	委託事業により実施	11.5%	14.9%	25.0%	13.4%	26.1%	5.3%	2.4%	13.4%	6.6%
3	民間組織の活動を補助	0.6%	4.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.2%	0.5%
5	実施していない	24.6%	4.3%	0.0%	12.5%	4.3%	48.5%	71.4%	14.5%	49.7%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (1) 窓口等における多言語対応

## ④ 職員に対する研修

- 職員研修については、全体の2割強の実施にとどまった。
- 政令市や東京都特別区の実施率が高く、町・村の実施は極めて限られていた。また、自治体の直接実施が大多数であった。

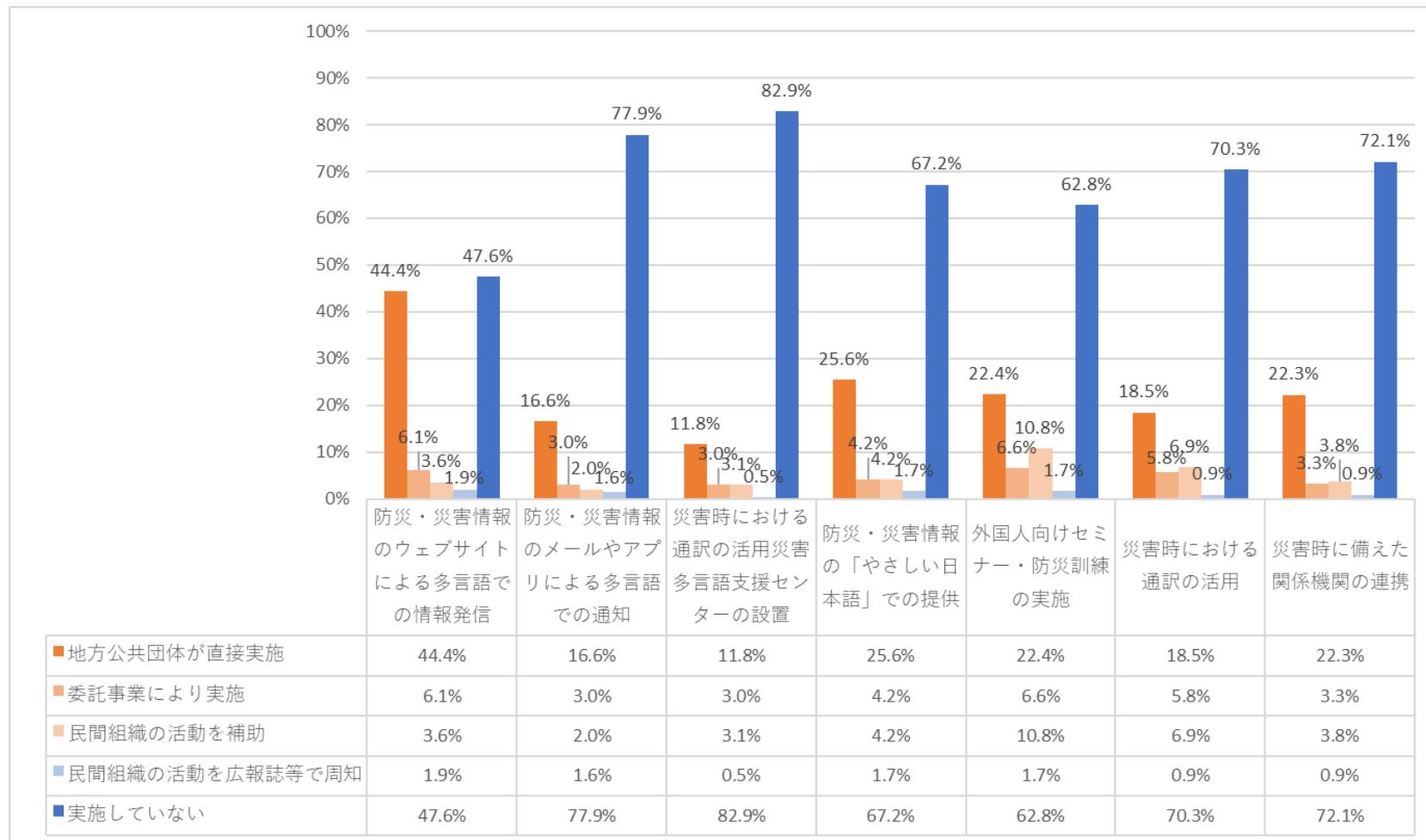
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	147	12	17	100	13	4	1	138	9
2	委託事業により実施	16	9	0	5	2	0	0	16	0
3	民間組織の活動を補助	5	3	0	1	1	0	0	5	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0	2	0
5	実施していない	473	26	3	231	8	164	41	301	172

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	23.1%	25.5%	85.0%	29.8%	56.5%	2.4%	2.4%	30.4%	4.9%
2	委託事業により実施	2.5%	19.1%	0.0%	1.5%	8.7%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	0.8%	6.4%	0.0%	0.3%	4.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%
5	実施していない	74.3%	55.3%	15.0%	68.8%	34.8%	97.0%	97.6%	66.3%	94.0%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

### (2) 防災に関する支援

- 防災に関する取組の中では、「防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。





## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ① 防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信

- ウェブサイトでの多言語発信は、全体では半数弱の自治体が実施していたが、町・村は約2割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	283	30	10	180	18	38	7	237	46
2	委託事業により実施	39	11	5	15	1	7	0	36	3
3	民間組織の活動を補助	23	8	5	8	2	0	0	23	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	1	8	0	1	0	10	2
5	実施していない	303	6	3	133	4	122	35	174	129

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	44.4%	63.8%	50.0%	53.6%	78.3%	22.5%	16.7%	52.2%	25.1%
2	委託事業により実施	6.1%	23.4%	25.0%	4.5%	4.3%	4.1%	0.0%	7.9%	1.6%
3	民間組織の活動を補助	3.6%	17.0%	25.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%	5.1%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	5.0%	2.4%	0.0%	0.6%	0.0%	2.2%	1.1%
5	実施していない	47.6%	12.8%	15.0%	39.6%	17.4%	72.2%	83.3%	38.3%	70.5%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ② 防災・災害情報のメールやアプリによる多言語での通知

- メール・アプリでの多言語通知は、全体の約2割の実施にとどまった。
- その中では規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法は自治体の直接実施の割合が高かった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	106	17	8	60	10	11	0	98	8
2	委託事業により実施	19	3	3	11	1	1	0	18	1
3	民間組織の活動を補助	13	3	2	6	2	0	0	13	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10	2	0	7	1	0	0	8	2
5	実施していない	496	25	8	254	11	156	42	327	169

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	16.6%	36.2%	40.0%	17.9%	43.5%	6.5%	0.0%	21.6%	4.4%
2	委託事業により実施	3.0%	6.4%	15.0%	3.3%	4.3%	0.6%	0.0%	4.0%	0.5%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	6.4%	10.0%	1.8%	8.7%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.6%	4.3%	0.0%	2.1%	4.3%	0.0%	0.0%	1.8%	1.1%
5	実施していない	77.9%	53.2%	40.0%	75.6%	47.8%	92.3%	100.0%	72.0%	92.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ③ 災害時における災害多言語支援センターの設置

- 災害多言語支援センターの設置は、全体で1割強の実施にとどまった。都道府県や政令市とその他区分の差が大きい。
- 基本的には自治体の直接実施が中心となっている。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	75	25	12	32	3	2	1	72	3
2	委託事業により実施	19	7	5	6	1	0	0	19	0
3	民間組織の活動を補助	20	6	4	8	0	2	0	19	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0	3	0
5	実施していない	528	13	2	289	19	164	41	352	176

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	11.8%	53.2%	60.0%	9.5%	13.0%	1.2%	2.4%	15.9%	1.6%
2	委託事業により実施	3.0%	14.9%	25.0%	1.8%	4.3%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.1%	12.8%	20.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	4.2%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.1%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
5	実施していない	82.9%	27.7%	10.0%	86.0%	82.6%	97.0%	97.6%	77.5%	96.2%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ④ 防災・災害情報の「やさしい日本語」での提供

- やさしい日本語での防災・災害情報の提供は、全体では約3割で実施されていた。
- 都道府県及び市レベルでの実施率が比較的高く、また都道府県や政令市は委託や補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	163	18	13	115	10	7	0	152	11
2	委託事業により実施	27	11	4	12	0	0	0	26	1
3	民間組織の活動を補助	27	10	3	14	0	0	0	27	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	1	9	0	0	0	9	2
5	実施していない	428	13	3	196	13	161	42	262	166

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	25.6%	38.3%	65.0%	34.2%	43.5%	4.1%	0.0%	33.5%	6.0%
2	委託事業により実施	4.2%	23.4%	20.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	0.5%
3	民間組織の活動を補助	4.2%	21.3%	15.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.1%	5.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.1%
5	実施していない	67.2%	27.7%	15.0%	58.3%	56.5%	95.3%	100.0%	57.7%	90.7%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ⑤ 外国人向けセミナー・防災訓練の実施

- 外国人向けセミナー・防災訓練は、全体では約4割弱で実施され、東京都特別区の実施率が突出していた。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	143	18	8	93	17	6	1	131	12
2	委託事業により実施	42	12	7	20	1	2	0	41	1
3	民間組織の活動を補助	69	13	6	43	3	4	0	66	3
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	4	0	7	0	0	0	10	1
5	実施していない	400	8	2	188	5	156	41	236	164

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	22.4%	38.3%	40.0%	27.7%	73.9%	3.6%	2.4%	28.9%	6.6%
2	委託事業により実施	6.6%	25.5%	35.0%	6.0%	4.3%	1.2%	0.0%	9.0%	0.5%
3	民間組織の活動を補助	10.8%	27.7%	30.0%	12.8%	13.0%	2.4%	0.0%	14.5%	1.6%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	8.5%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.5%
5	実施していない	62.8%	17.0%	10.0%	56.0%	21.7%	92.3%	97.6%	52.0%	89.6%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ⑥ 災害時における通訳の活用

- ・ 災害時通訳の活用については、全体では約3割で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- ・ 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	118	15	10	80	10	3	0	108	10
2	委託事業により実施	37	14	6	15	2	0	0	36	1
3	民間組織の活動を補助	44	13	6	21	1	3	0	41	3
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	2	0	3	1	0	0	5	1
5	実施していない	448	8	2	225	9	162	42	283	165

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	18.5%	31.9%	50.0%	23.8%	43.5%	1.8%	0.0%	23.8%	5.5%
2	委託事業により実施	5.8%	29.8%	30.0%	4.5%	8.7%	0.0%	0.0%	7.9%	0.5%
3	民間組織の活動を補助	6.9%	27.7%	30.0%	6.3%	4.3%	1.8%	0.0%	9.0%	1.6%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	4.3%	0.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.5%
5	実施していない	70.3%	17.0%	10.0%	67.0%	39.1%	95.9%	100.0%	62.3%	90.2%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (2) 防災に関する支援

## ⑦ 災害時に備えた関係機関の連携

- 関係機関の連携は、全体では3割弱で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

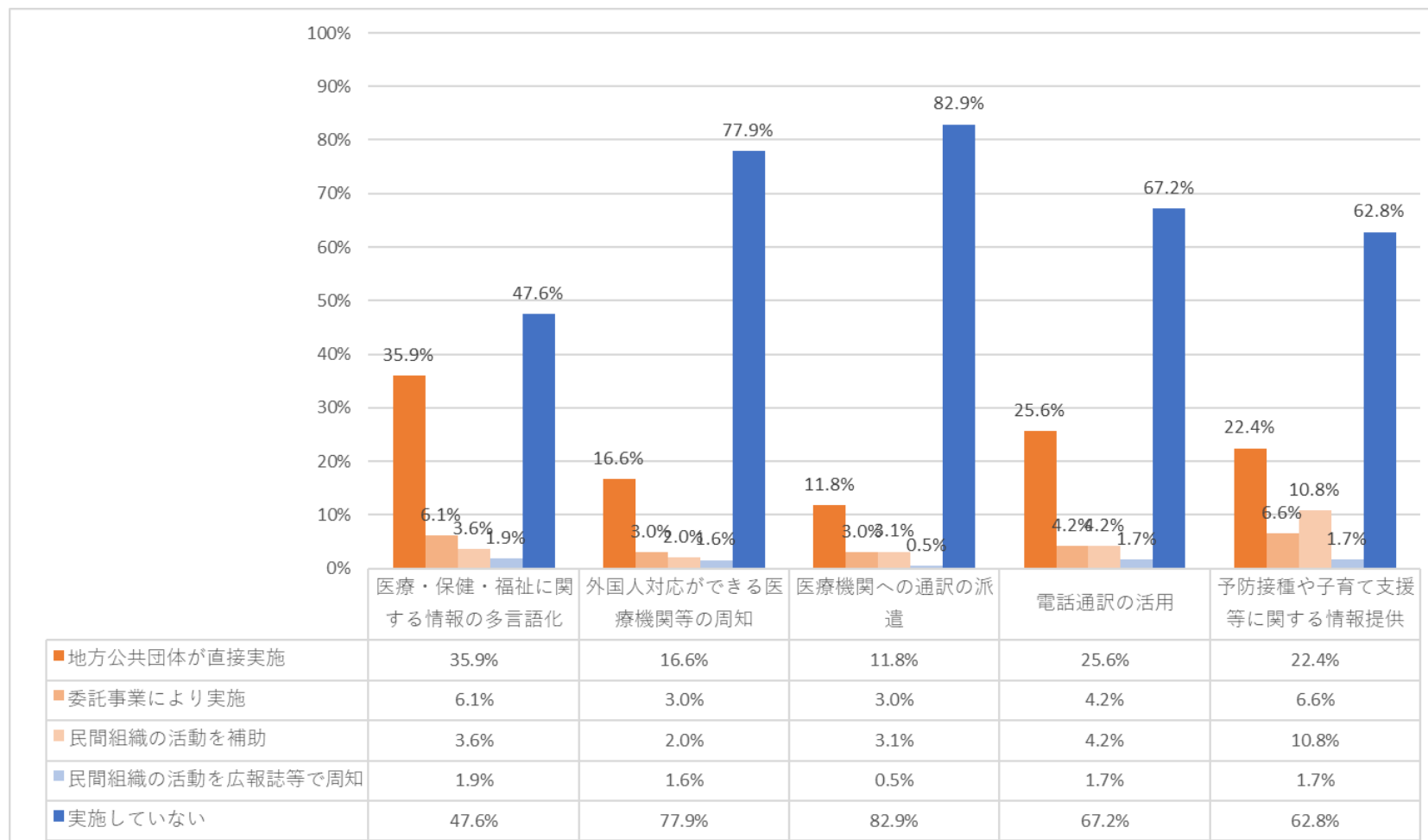
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	142	29	15	85	8	5	0	130	12
2	委託事業により実施	21	7	4	8	2	0	0	21	0
3	民間組織の活動を補助	24	5	4	10	2	3	0	23	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	0	0	5	0	1	0	6	0
5	実施していない	459	9	2	234	13	159	42	292	167

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	22.3%	61.7%	75.0%	25.3%	34.8%	3.0%	0.0%	28.6%	6.6%
2	委託事業により実施	3.3%	14.9%	20.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.8%	10.6%	20.0%	3.0%	8.7%	1.8%	0.0%	5.1%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.0%
5	実施していない	72.1%	19.1%	10.0%	69.6%	56.5%	94.1%	100.0%	64.3%	91.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

### (3) 医療に関する支援

- 医療に関する取組の中では、「医療・保健・福祉に関する情報の多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。





## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (3) 医療に関する支援

## ① 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化

- 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化は、全体では約4割で実施されていた。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	229	26	15	145	10	29	4	200	29
2	委託事業により実施	29	8	4	11	3	2	1	26	3
3	民間組織の活動を補助	9	4	1	2	0	2	0	8	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	2	2	9	1	0	0	13	1
5	実施していない	371	13	2	174	10	135	37	224	147

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	35.9%	55.3%	75.0%	43.2%	43.5%	17.2%	9.5%	44.1%	15.8%
2	委託事業により実施	4.6%	17.0%	20.0%	3.3%	13.0%	1.2%	2.4%	5.7%	1.6%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	8.5%	5.0%	0.6%	0.0%	1.2%	0.0%	1.8%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	4.3%	10.0%	2.7%	4.3%	0.0%	0.0%	2.9%	0.5%
5	実施していない	58.2%	27.7%	10.0%	51.8%	43.5%	79.9%	88.1%	49.3%	80.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (3) 医療に関する支援

## ② 外国人対応ができる医療機関等の周知

- 外国人対応ができる医療機関等の周知は、全体では約2割の実施にとどまった。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	96	35	7	42	6	4	2	91	5
2	委託事業により実施	22	10	4	6	1	0	1	19	3
3	民間組織の活動を補助	11	4	2	4	0	1	0	11	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	17	2	3	11	1	0	0	16	1
5	実施していない	503	4	7	275	15	163	39	330	173

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	15.1%	74.5%	35.0%	12.5%	26.1%	2.4%	4.8%	20.0%	2.7%
2	委託事業により実施	3.5%	21.3%	20.0%	1.8%	4.3%	0.0%	2.4%	4.2%	1.6%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	8.5%	10.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%	2.4%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.7%	4.3%	15.0%	3.3%	4.3%	0.0%	0.0%	3.5%	0.5%
5	実施していない	79.0%	8.5%	35.0%	81.8%	65.2%	96.4%	92.9%	72.7%	94.5%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (3) 医療に関する支援

## ③ 医療機関への通訳の派遣

- 医療機関への通訳の派遣は、全体では1割強の実施にとどまった。
- 大規模自治体の実施率が比較的高く、実施方法は委託が最も高い結果となった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	25	3	1	15	1	4	1	22	3
2	委託事業により実施	38	9	5	22	0	2	0	32	6
3	民間組織の活動を補助	16	7	2	6	0	1	0	16	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	18	4	1	13	0	0	0	16	2
5	実施していない	540	24	11	281	22	161	41	368	172

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	3.9%	6.4%	5.0%	4.5%	4.3%	2.4%	2.4%	4.8%	1.6%
2	委託事業により実施	6.0%	19.1%	25.0%	6.5%	0.0%	1.2%	0.0%	7.0%	3.3%
3	民間組織の活動を補助	2.5%	14.9%	10.0%	1.8%	0.0%	0.6%	0.0%	3.5%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.8%	8.5%	5.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	1.1%
5	実施していない	84.8%	51.1%	55.0%	83.6%	95.7%	95.3%	97.6%	81.1%	94.0%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (3) 医療に関する支援

## ④ 電話通訳の活用

- 電話通訳の活用は、全体で2割弱の実施にとどまった。
- 実施方法として、都道府県や政令市では委託、その他の市では自治体の直接実施が高い割合を占めた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	43	4	0	28	2	8	1	35	8
2	委託事業により実施	47	18	7	16	2	4	0	42	5
3	民間組織の活動を補助	10	2	2	5	0	1	0	10	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	1	1	12	0	0	0	12	2
5	実施していない	524	22	11	276	19	155	41	356	168

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	6.8%	8.5%	0.0%	8.3%	8.7%	4.7%	2.4%	7.7%	4.4%
2	委託事業により実施	7.4%	38.3%	35.0%	4.8%	8.7%	2.4%	0.0%	9.3%	2.7%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%	2.2%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	2.1%	5.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	1.1%
5	実施していない	82.3%	46.8%	55.0%	82.1%	82.6%	91.7%	97.6%	78.4%	91.8%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (3) 医療に関する支援

## ⑤ 予防接種や子育て支援等に関する情報提供

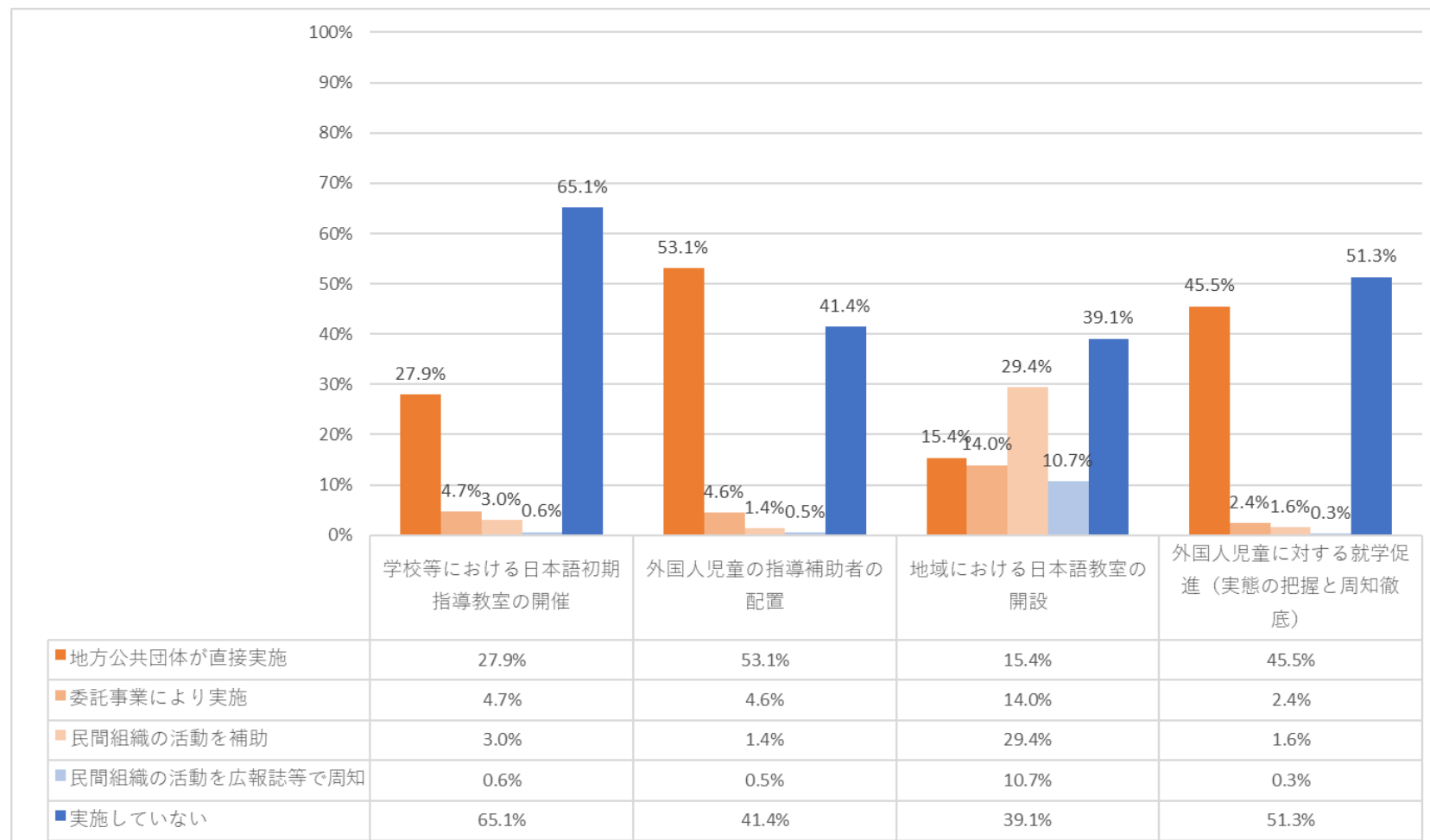
- 外国人への予防接種や子育て支援等に関する情報提供は約5割で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 実施方法は自治体の直接実施が大部分を占めた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	285	7	16	186	15	58	3	242	43
2	委託事業により実施	26	6	3	13	2	1	1	23	3
3	民間組織の活動を補助	17	5	1	10	1	0	0	15	2
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	2	8	0	0	0	12	0
5	実施していない	317	29	3	130	7	110	38	183	134

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	44.7%	14.9%	80.0%	55.4%	65.2%	34.3%	7.1%	53.3%	23.5%
2	委託事業により実施	4.1%	12.8%	15.0%	3.9%	8.7%	0.6%	2.4%	5.1%	1.6%
3	民間組織の活動を補助	2.7%	10.6%	5.0%	3.0%	4.3%	0.0%	0.0%	3.3%	1.1%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	10.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%
5	実施していない	49.8%	61.7%	15.0%	38.7%	30.4%	65.1%	90.5%	40.3%	73.2%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法 (4) 日本語教育

- 日本語教育の取組の中では、「外国人児童の指導補助者の配置」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (4) 日本語教育

## ① 学校等における日本語初期指導教室の開催

- 学校等における日本語初期指導教室は、全体では3割強で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 自治体の直接実施が中心であったが、都道府県や東京都特別区は相対的に委託での実施率が高かった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	178	4	17	123	13	19	2	160	18
2	委託事業により実施	30	3	2	17	3	4	1	28	2
3	民間組織の活動を補助	19	3	0	11	1	3	1	13	6
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0	3	1
5	実施していない	415	37	3	188	7	142	38	259	156

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	27.9%	8.5%	85.0%	36.6%	56.5%	11.2%	4.8%	35.2%	9.8%
2	委託事業により実施	4.7%	6.4%	10.0%	5.1%	13.0%	2.4%	2.4%	6.2%	1.1%
3	民間組織の活動を補助	3.0%	6.4%	0.0%	3.3%	4.3%	1.8%	2.4%	2.9%	3.3%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.5%
5	実施していない	65.1%	78.7%	15.0%	56.0%	30.4%	84.0%	90.5%	57.0%	85.2%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (4) 日本語教育

## ② 外国人児童の指導補助者の配置

- 外国人児童の指導補助者の配置は、全体では約6割で実施され、政令市ではほぼ全自治体が実施していた。
- 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	338	23	19	229	12	49	6	289	49
2	委託事業により実施	29	4	0	20	2	3	0	26	3
3	民間組織の活動を補助	9	1	0	7	0	1	0	8	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	0	0	3	0	0	0	2	1
5	実施していない	264	21	1	82	9	115	36	136	128

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	53.1%	48.9%	95.0%	68.2%	52.2%	29.0%	14.3%	63.7%	26.8%
2	委託事業により実施	4.6%	8.5%	0.0%	6.0%	8.7%	1.8%	0.0%	5.7%	1.6%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%	0.6%	0.0%	1.8%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.5%
5	実施していない	41.4%	44.7%	5.0%	24.4%	39.1%	68.0%	85.7%	30.0%	69.9%



## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (4) 日本語教育

## ③ 地域における日本語教室の開設

- 日本語教室の開設は約6割で実施され、他の取組と比べ民間組織の活動を周知しているケースが多く見られた。
- 基本的には市レベルの実施であるが、町では約3割、村では約1割の設置にとどまる。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	98	5	6	63	5	16	3	85	13
2	委託事業により実施	89	10	5	63	3	7	1	81	8
3	民間組織の活動を補助	187	11	10	132	12	21	1	160	27
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	68	9	5	49	2	3	0	63	5
5	実施していない	249	19	2	68	2	121	37	119	130

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	15.4%	10.6%	30.0%	18.8%	21.7%	9.5%	7.1%	18.7%	7.1%
2	委託事業により実施	14.0%	21.3%	25.0%	18.8%	13.0%	4.1%	2.4%	17.8%	4.4%
3	民間組織の活動を補助	29.4%	23.4%	50.0%	39.3%	52.2%	12.4%	2.4%	35.2%	14.8%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10.7%	19.1%	25.0%	14.6%	8.7%	1.8%	0.0%	13.9%	2.7%
5	実施していない	39.1%	40.4%	10.0%	20.2%	8.7%	71.6%	88.1%	26.2%	71.0%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (4) 日本語教育

## ④ 外国人児童に対する就学促進（実態の把握と周知徹底）

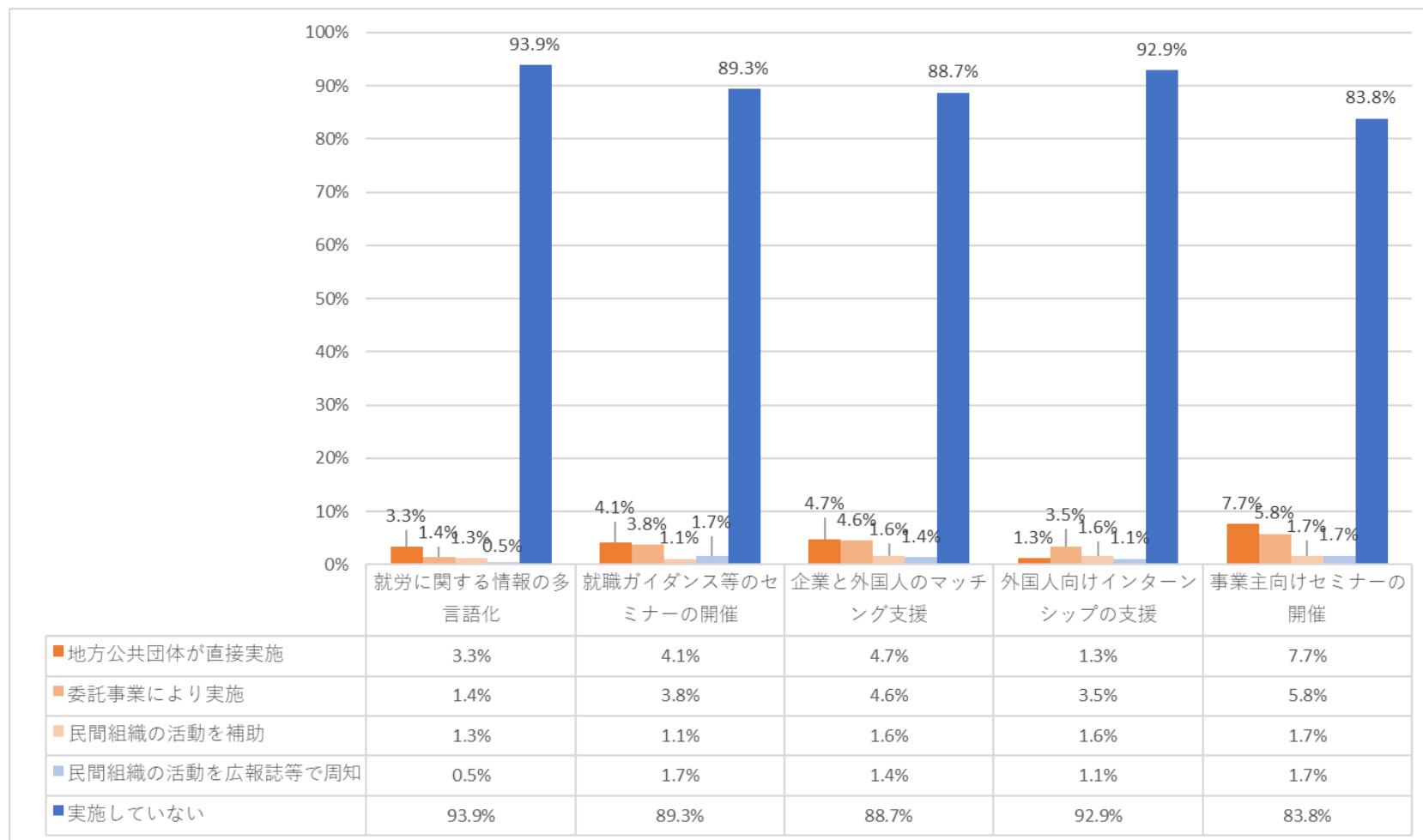
- 児童の就学促進は全体で約5割の実施であり、自治体規模が大きいほど高い割合となった。
- 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	290	24	15	190	13	45	3	245	45
2	委託事業により実施	15	1	2	12	0	0	0	15	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	1	6	1	1	0	8	2
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0	2	0
5	実施していない	327	22	5	129	10	122	39	192	135

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	45.5%	51.1%	75.0%	56.5%	56.5%	26.6%	7.1%	54.0%	24.6%
2	委託事業により実施	2.4%	2.1%	10.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.1%	5.0%	1.8%	4.3%	0.6%	0.0%	1.8%	1.1%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%
5	実施していない	51.3%	46.8%	25.0%	38.4%	43.5%	72.2%	92.9%	42.3%	73.8%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法 (5) 就職支援

- 就職支援関係の取組は、他の分野に比べて実施割合が低い。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (5) 就職支援

## ① 就労に関する情報の多言語化

- 就労に関する情報の多言語化は、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が約3割、政令市がそれに次ぐ形であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	21	10	2	9	0	0	0	19	2
2	委託事業により実施	9	4	2	2	0	1	0	8	1
3	民間組織の活動を補助	8	3	2	2	0	1	0	8	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0	3	0
5	実施していない	598	31	15	321	23	166	42	419	179

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	3.3%	21.3%	10.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	1.1%
2	委託事業により実施	1.4%	8.5%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	1.8%	0.5%
3	民間組織の活動を補助	1.3%	6.4%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	1.8%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.1%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%
5	実施していない	93.9%	66.0%	75.0%	95.5%	100.0%	98.2%	100.0%	92.3%	97.8%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (5) 就職支援

## ② 就職ガイダンス等のセミナーの開催

- 就職ガイダンス等セミナーも、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が約6割、政令市が約4割であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	26	8	4	11	0	3	0	23	3
2	委託事業により実施	24	19	2	2	1	0	0	24	0
3	民間組織の活動を補助	7	3	2	2	0	0	0	7	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	0	1	8	0	2	0	11	0
5	実施していない	569	18	11	313	22	163	42	390	179

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	4.1%	17.0%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%	5.1%	1.6%
2	委託事業により実施	3.8%	40.4%	10.0%	0.6%	4.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.1%	6.4%	10.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	0.0%	5.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	2.4%	0.0%
5	実施していない	89.3%	38.3%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%	85.9%	97.8%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (5) 就職支援

## ③ 企業と外国人のマッチング支援

- 企業と外国人のマッチング支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が約7割、政令市が5割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	30	12	4	11	0	3	0	27	3
2	委託事業により実施	29	23	2	3	1	0	0	29	0
3	民間組織の活動を補助	10	2	3	4	0	1	0	9	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	9	3	0	5	0	1	0	9	0
5	実施していない	565	14	11	313	22	163	42	387	178

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	4.7%	25.5%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%	5.9%	1.6%
2	委託事業により実施	4.6%	48.9%	10.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%	6.4%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	15.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%	2.0%	0.5%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.4%	6.4%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%	2.0%	0.0%
5	実施していない	88.7%	29.8%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%	85.2%	97.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (5) 就職支援

## ④ 外国人向けインターンシップの支援

- 外国人向けインターンシップ支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が4割強、政令市が3割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	8	6	0	1	0	1	0	7	1
2	委託事業により実施	22	15	3	3	1	0	0	22	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	2	5	1	1	0	8	2
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	7	2	0	4	0	1	0	6	1
5	実施していない	592	25	15	323	22	165	42	414	178

選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	1.3%	12.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	1.5%	0.5%
2	委託事業により実施	3.5%	31.9%	15.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.1%	10.0%	1.5%	4.3%	0.6%	0.0%	1.8%	1.1%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.1%	4.3%	0.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.5%
5	実施していない	92.9%	53.2%	75.0%	96.1%	95.7%	97.6%	100.0%	91.2%	97.3%

## 2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

## (5) 就職支援

## ⑤ 事業主向けセミナーの開催

- ・ 事業主向けセミナーは1割強の実施にとどまったが、就職支援系では比較的高い実施率であった。
- ・ 都道府県の実施率が8割強、政令市が7割弱であったが、それ以下の規模の自治体では実施率が低かった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	地方公共団体が直接実施	49	15	8	22	2	1	1	46	3
2	委託事業により実施	37	25	4	5	3	0	0	35	2
3	民間組織の活動を補助	11	3	2	5	0	1	0	11	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	0	9	0	1	0	9	2
5	実施していない	534	8	7	295	18	165	41	359	175

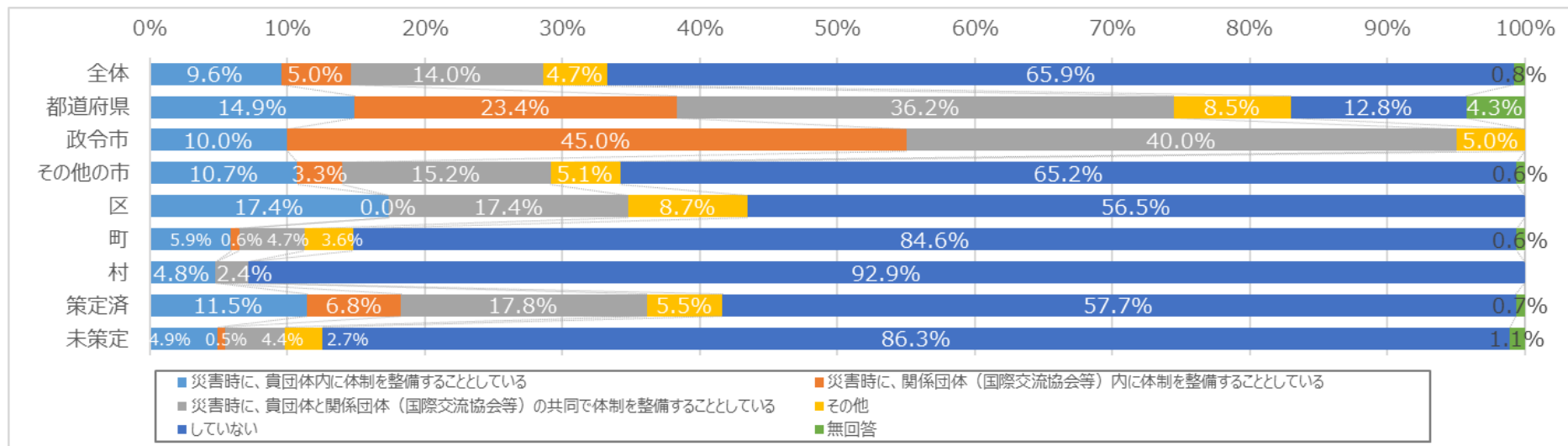
選択肢		回答（割合）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
1	地方公共団体が直接実施	7.7%	31.9%	40.0%	6.5%	8.7%	0.6%	2.4%	10.1%	1.6%
2	委託事業により実施	5.8%	53.2%	20.0%	1.5%	13.0%	0.0%	0.0%	7.7%	1.1%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	6.4%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%	2.4%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.1%	0.0%	2.7%	0.0%	0.6%	0.0%	2.0%	1.1%
5	実施していない	83.8%	17.0%	35.0%	87.8%	78.3%	97.6%	97.6%	79.1%	95.6%



### 3. 防災に関する取組・体制 (1) 災害時の多言語情報提供体制

- 災害時に多言語情報提供体制を整備することとしている自治体は全体の3割強であった。
- 政令市は全て、都道府県は約9割が整備することとしており、国際交流協会等との連携を図られている割合が高かった。

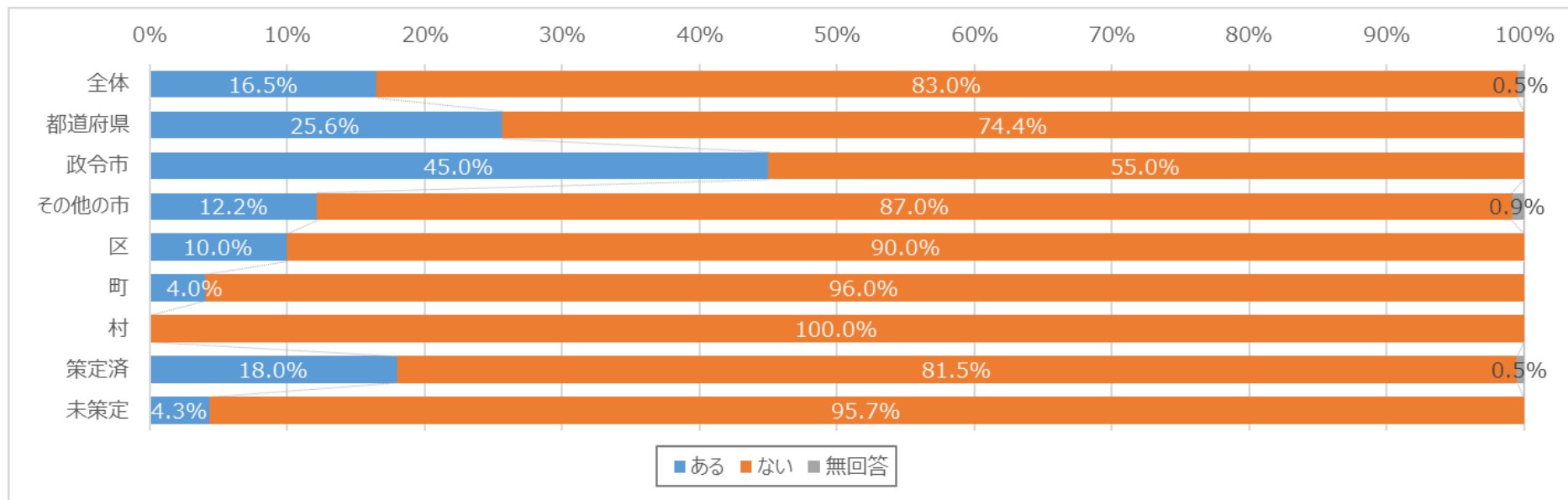
選択肢	回答（団体数）								
	全体	自治体区分別						指針策定状況別	
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1 している	212	39	20	115	10	25	3	189	23
1-a 災害時に、貴団体内に体制を整備することとしている	61	7	2	36	4	10	2	52	9
1-b 災害時に、関係団体（国際交流協会等）内に体制を整備することとしている	32	11	9	11	0	1	0	31	1
1-c 災害時に、貴団体と関係団体（国際交流協会等）の共同で体制を整備することとしている	89	17	8	51	4	8	1	81	8
1-d その他	30	4	1	17	2	6	0	25	5
2 していない	420	6	0	219	13	143	39	262	158



### 3. 防災に関する取組・体制 (2) 体制整備の実績

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、実際に整備実績のある自治体は2割弱であった。
- 大型地震や台風、また直近ではコロナウィルス対応のために体制整備が図られている。

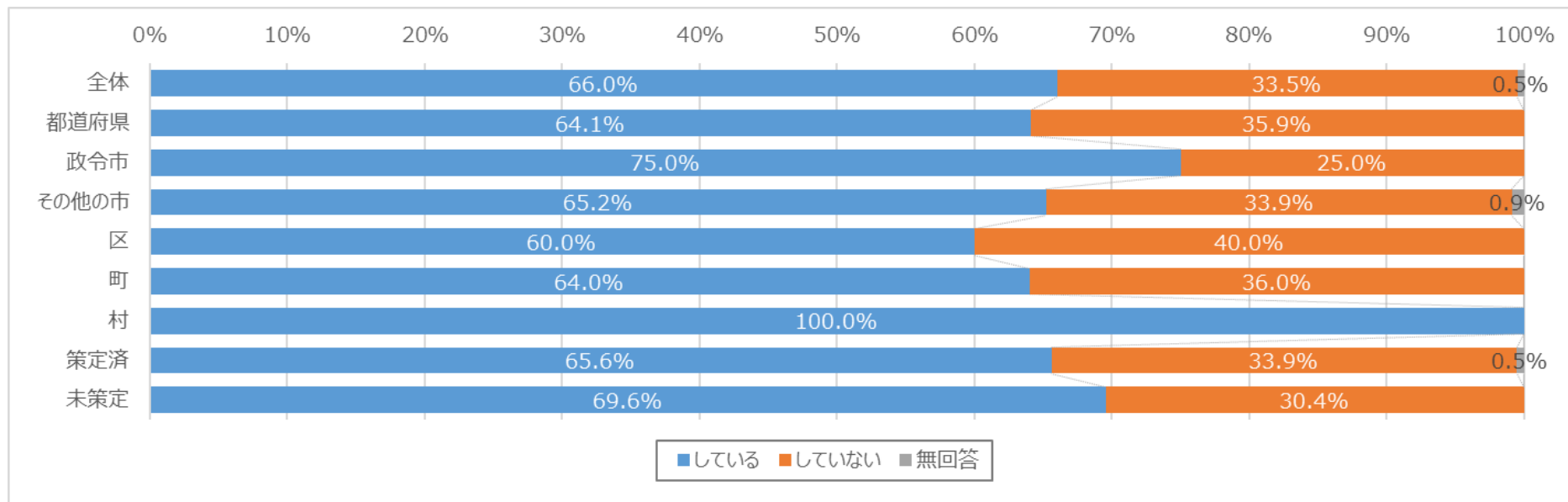
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	212	39	20	115	10	25	3	189	23
1	ある	35	10	9	14	1	1	0	34	1
2	ない	176	29	11	100	9	24	3	154	22



### 3. 防災に関する取組・体制 (3) 体制の地域防災計画への明記

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、7割弱が地域防災計画にもこの体制を明記していた。
- この明記している割合について、自治体区分ごとの傾向での大きな差異はみられなかった。

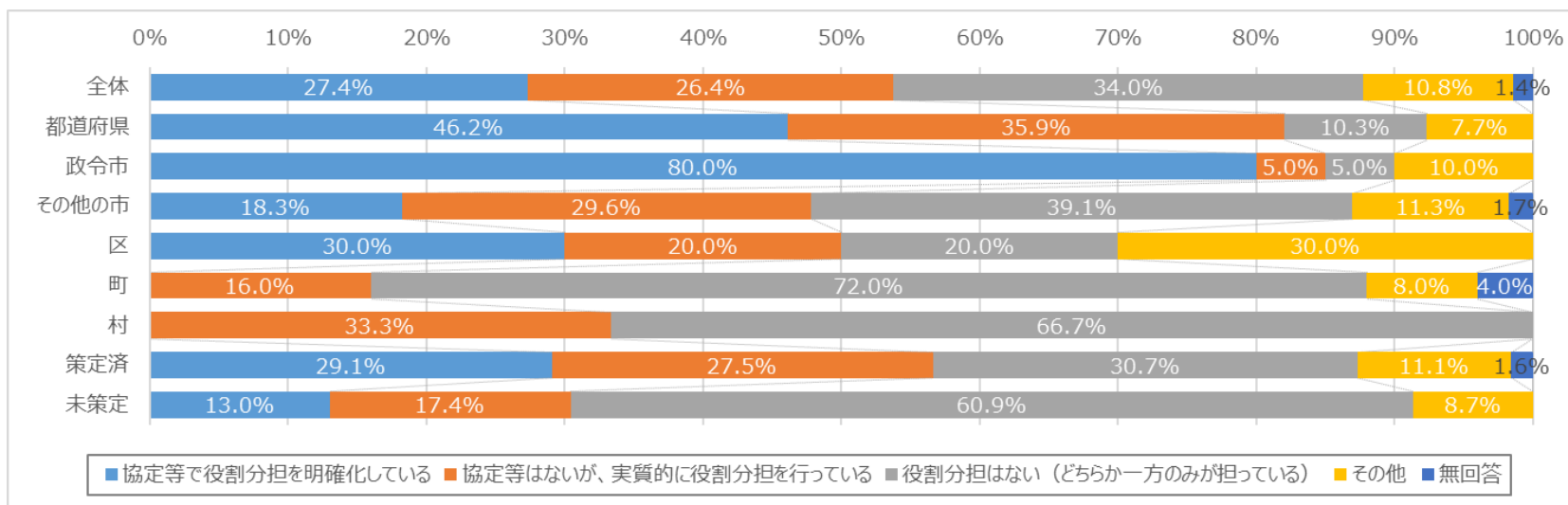
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	212	39	20	115	10	25	3	189	23
1	している	140	25	15	75	6	16	3	124	16
2	していない	71	14	5	39	4	9	0	64	7



### 3. 防災に関する取組・体制 (4) 関係団体との役割分担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、関係団体との役割分担は、協定上で明記されているもの、実質的に役割分担しているもの、どちらかのみが担っているものがほぼ同等の割合であった。

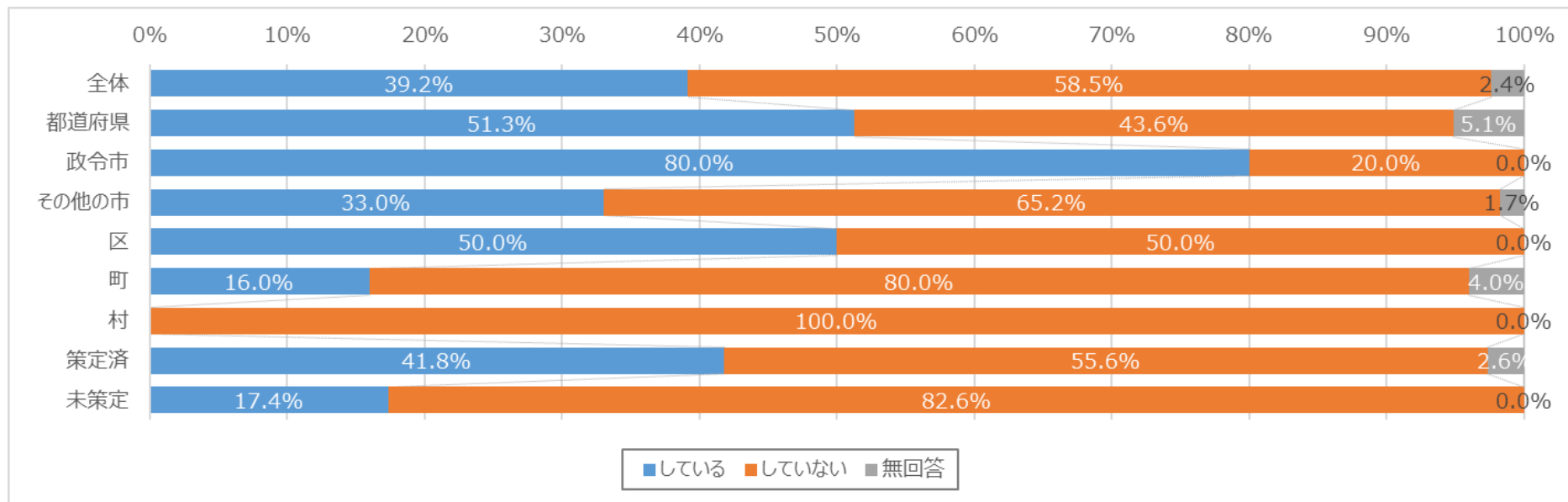
選択肢	回答（団体数）								
	全体	自治体区分別						指針策定状況別	
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
回答総数	212	39	20	115	10	25	3	189	23
1 協定等で役割分担を明確化している	58	18	16	21	3	0	0	55	3
2 協定等はないが、実質的に役割分担を行っている	56	14	1	34	2	4	1	52	4
3 役割分担はない（どちらか一方のみが担っている）	72	4	1	45	2	18	2	58	14
4 その他	23	3	2	13	3	2	0	21	2



### 3. 防災に関する取組・体制 (5) 費用負担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、自治体側で費用を負担する割合は4割弱であった。
- その他の市では3割強、町では2割弱、村では0割と、自治体規模が小さいほど負担をしていない。

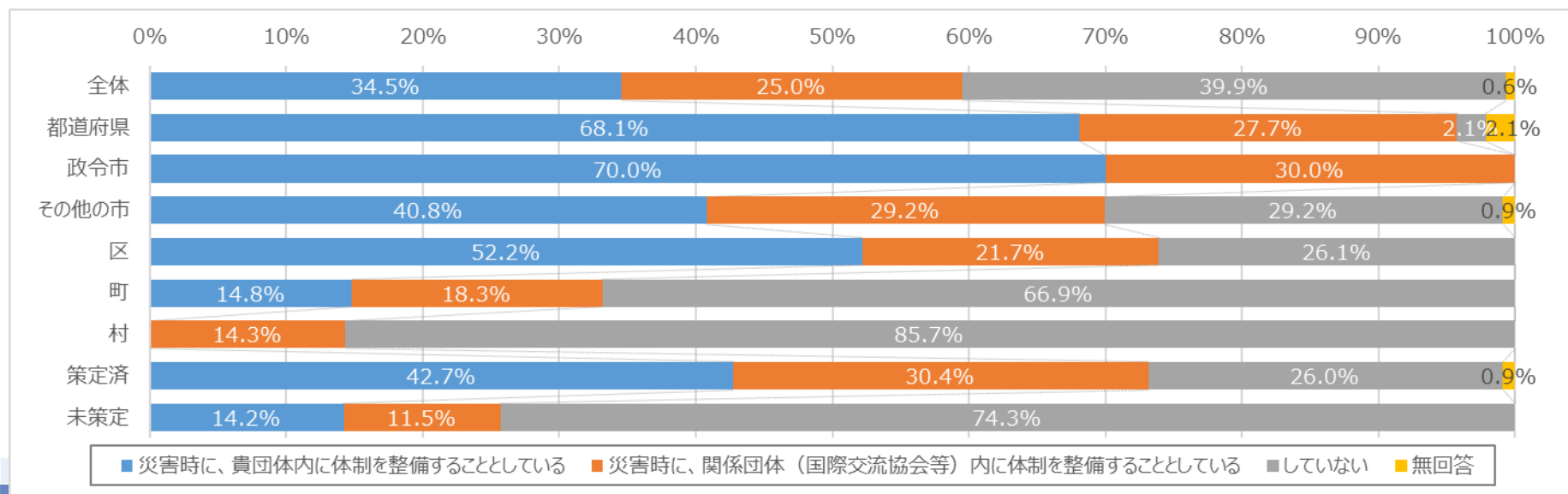
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	212	39	20	115	10	25	3	189	23
1	している	83	20	16	38	5	4	0	79	4
2	していない	124	17	4	75	5	20	3	105	19



## 4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況

- 多文化共生推進に係る担当部署を設置している割合は全体で3割強、専門担当者を置いている割合は2割強であった。
- 自治体規模が大きいほど専門の部署や専門の担当者を設置できている割合が高い。

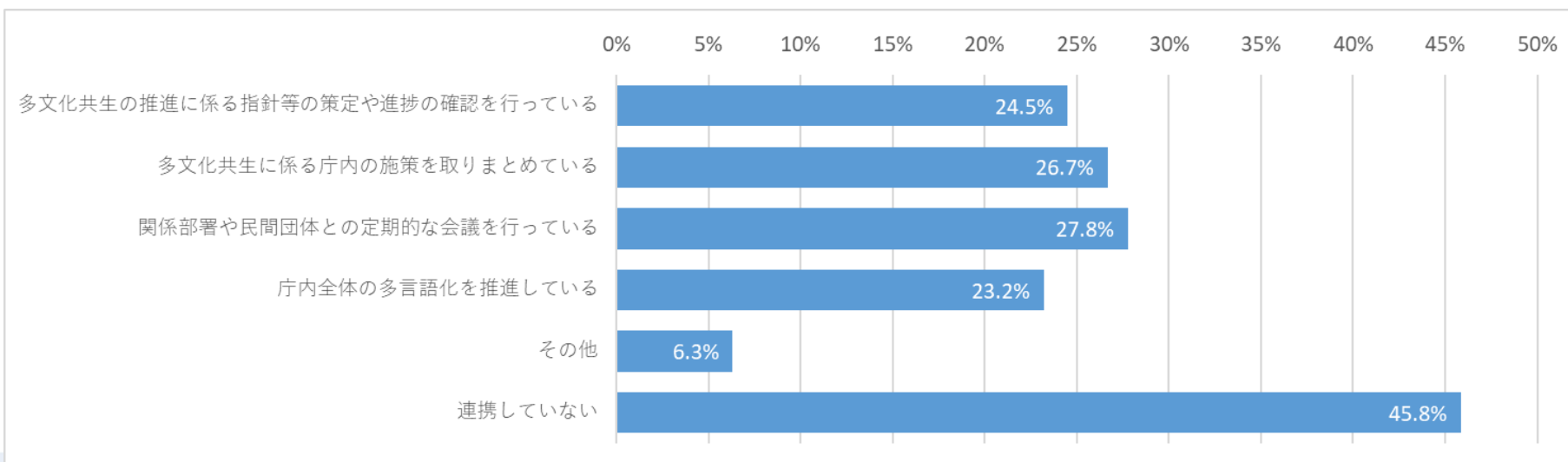
選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	設置している	379	45	20	235	17	56	6	332	47
1-a	組織として設置している	220	32	14	137	12	25	0	194	26
1-b	専門の組織としては設置していないが、多文化共生推進の専門の担当者を置いている	159	13	6	98	5	31	6	138	21
2	設置していない	254	1	0	98	6	113	36	118	136



## 5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

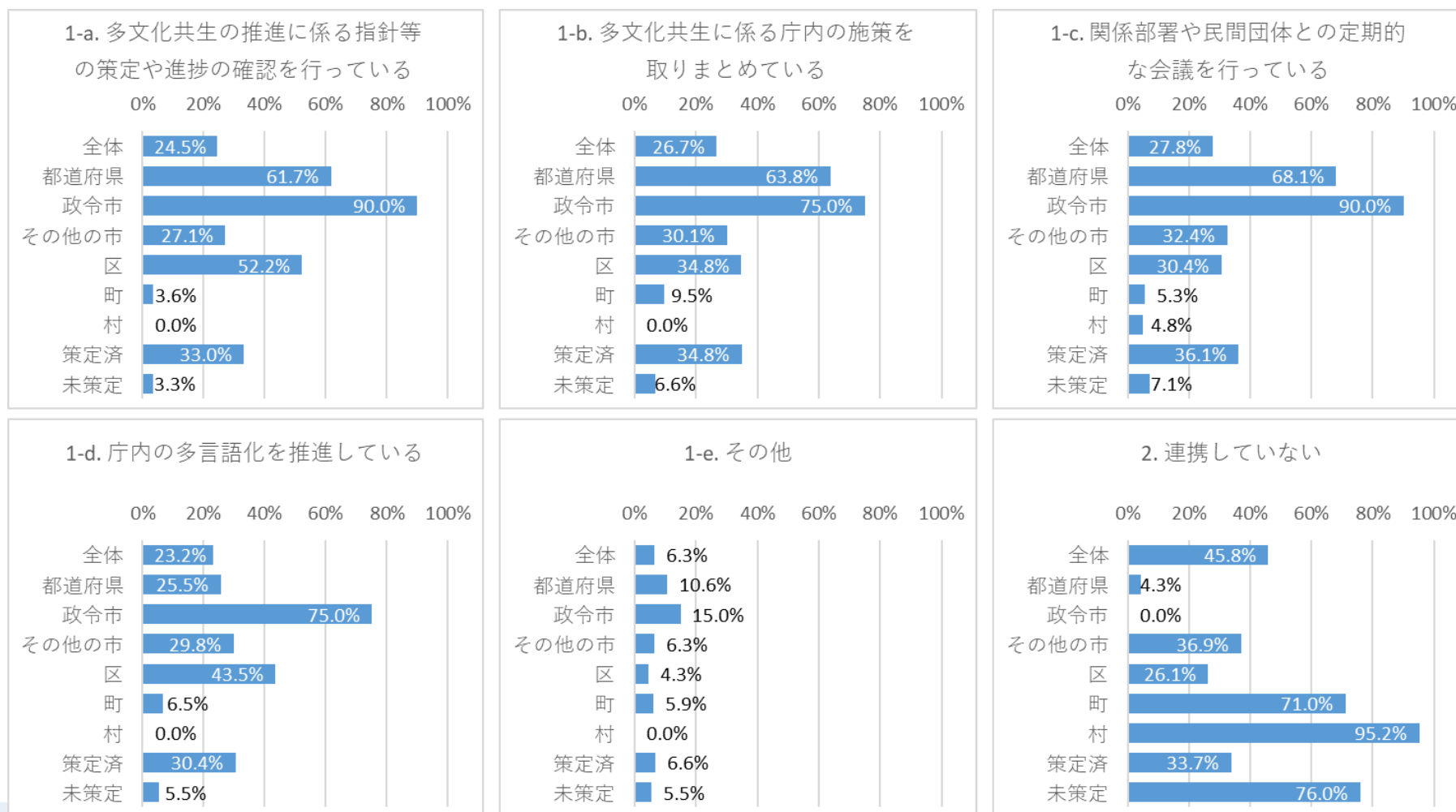
- 部局・関係機関間の連携に関して、5割強の自治体は何らかの連携を行っていた。
- 指針等の策定と進捗確認、庁内施策の取りまとめ、関係機関間での会議、多言語化推進は同程度の実施率であった。

選択肢		回答（団体数）								
		全体	自治体区分別						指針策定状況別	
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
	回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1	連携している	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-a	多文化共生の推進に係る指針等の策定や進捗の確認を行っている	156	29	18	91	12	6	0	150	6
1-b	多文化共生に係る庁内の施策を取りまとめている	170	30	15	101	8	16	0	158	12
1-c	関係部署や民間団体との定期的な会議を行っている	177	32	18	109	7	9	2	164	13
1-d	庁内全体の多言語化を推進している	148	12	15	100	10	11	0	138	10
1-e	その他	40	5	3	21	1	10	0	30	10
2	連携していない	292	2	0	124	6	120	40	153	139



## 5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

- 連携の取組全般として、市区町村レベルでは規模が大きいほど実施割合が高い傾向が見られた。
- 都道府県では、庁内の多言語化のみ実施率が低い結果となった。

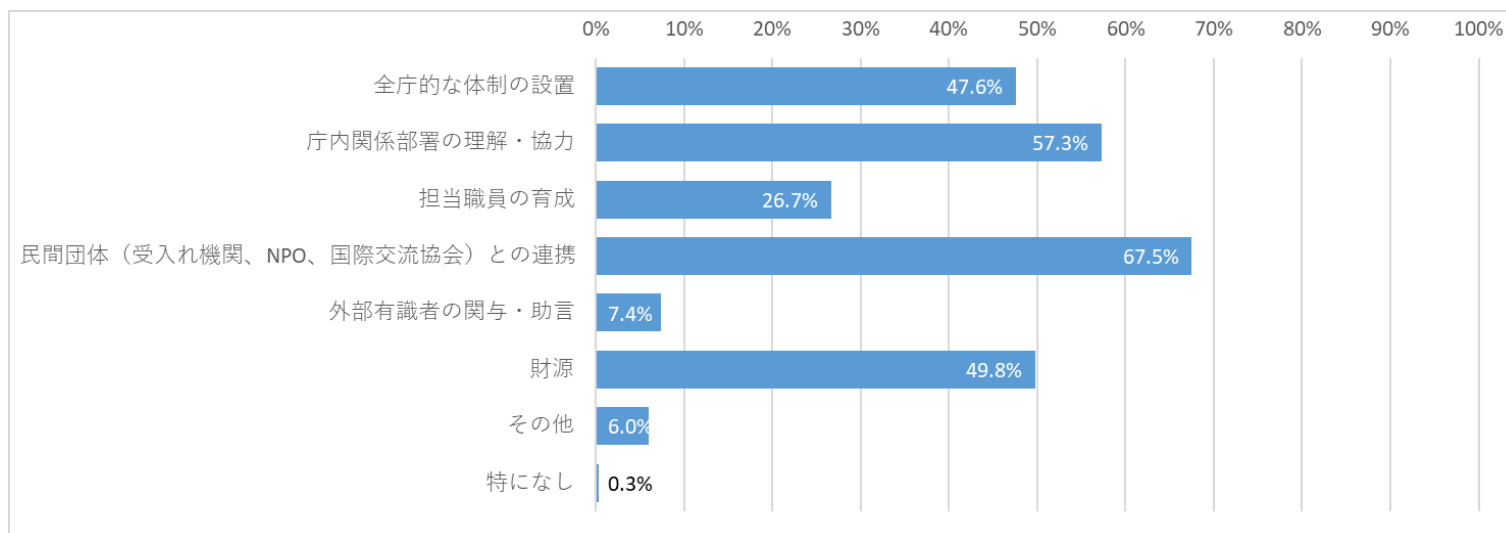




## 8. 多文化共生推進に必要と考える要因

- 多文化共生推進に必要と考える要因としては、一に民間団体との連携、次いで庁内関係部署の理解・協力、そして財源が挙げられた。

選択肢	回答（団体数）								
	全体	自治体区分別						指針策定状況別	
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村	策定済	未策定
回答総数	637	47	20	336	23	169	42	454	183
1 全庁的な体制の設置	303	15	11	153	15	90	19	201	102
2 庁内関係部署の理解・協力	365	29	12	221	19	70	14	284	81
3 担当職員の育成	170	11	2	81	7	53	16	120	50
4 民間団体（受入れ機関、NPO、国際交流協会）との連携	430	40	16	259	15	90	10	338	92
5 外部有識者の関与・助言	47	1	1	20	2	18	5	25	22
6 財源	317	29	14	172	6	82	14	233	84
7 その他	38	5	3	20	2	5	3	33	5
8 特になし	2	0	0	0	0	1	1	0	2



## Ⅲ. 指針・計画等の比較調査

# INDEX

15の自治体が策定した指針・計画等について、総務省プラン該当箇所および自治体独自の記述を抽出した。

総務省プランの項目	頁
1. 地域における多文化共生の意義	
(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	52
(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域	61
(3) 外国人住民の人権保障	64
(4) 地域の活性化	66
(5) 住民の異文化理解力の向上	69
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	71
(7) その他	73
2. 地域における多文化共生の基本的考え方	
(1) コミュニケーション支援	74
(2) 生活支援	83
(3) 多文化共生の地域づくり	92
(4) 多文化共生施策の推進体制の整備	103

総務省プランの項目	頁
3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策	
(1) コミュニケーション支援	—
① 地域における情報の多言語化	※
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	※
③ その他	※
(2) 生活支援	—
① 居住	※
② 教育	※
③ 労働環境	※
④ 医療・健康・福祉	※
⑤ 防災	※
⑥ その他	※
(3) 多文化共生の地域づくり	—
① 地域社会に対する意識啓発	※
② 外国人住民の自立と社会参画	※
③ その他	※

※ 3.は第3回研究会にて討議済み

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 総務省プランの記述

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画（以下、「指針等」という。）においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

- 外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。
- このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。
- 地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月自治画第37号）、「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月1日付け自治画第97号）及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月14日付自治画第17号）を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	本計画は、こうした <b>外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関し施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施すること</b> を目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。
都道府県	埼玉県	<p><b>近年の日本においては、少子高齢化が進む一方で、グローバル化により海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。</b>また、国内外が注目する平成31年（2019年）のラグビーワールドカップ2019、平成32年（2020年）の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、<b>訪日外国人も増加</b>しています。</p> <p>こうした中、<b>日本が将来にわたり活力のある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要</b>になっています。特に、<b>外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりが必要</b>となっています。本県では、こうした考えに基づき県の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定します。</p>
都道府県	富山県	<p>我が国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、…、いずれも過去最高となっています。一方、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調が続く経済情勢により、<b>様々な業種において人手不足が深刻化</b>しています。</p> <p>…<b>経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、この「特定技能」の創設は、今後の我が国の発展にとって、大きな転換点であります。</b></p> <p>さらに、国においては、法改正と併せて、外国人材の受入れ・共生のための取組みを、より強力に、かつ包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」を取りまとめ、それに基づく具体的な取組みも始まっています。</p> <p>県においても、平成19年3月に「富山県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年3月には、外国人を取り巻く環境の変化等を踏まえた改訂を行い、①地域におけるコミュニケーションの支援、②生活支援の充実、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の計画的・総合的な推進、という4つの方向性に沿って各種施策を実施してきたところです。</p> <p><b>本県の在留外国人数は5年連続で増加し、平成31年は過去最高の18,262人</b>となっており、<b>今回の法改正により、今後さらなる増加が見込まれます。また、外国人技能実習生がここ数年で大きく増加していることなどから、在留資格別、国籍別の外国人住民の構成にも大きな変化がみられます。</b></p> <p>県としては、こうした外国人住民を取り巻く状況に対応するため、行政・生活情報の多言語化や日本語教育など外国人の地域への受入れ環境の整備への支援とともに、外国人が活躍する受入企業への支援が必要であることから、これまでの「富山県多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込み、新たに「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を策定することとしました。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>静岡県の人口は、<b>2007（平成19）年の379万人をピークに減少を続け</b>、2017（平成29）年には367万人となっています。一方、経済危機等の影響により、2008(平成20)年の10万人をピークに減少傾向にあった<b>外国人県民の数は、2015（平成27）年から再び増加傾向</b>となり、2017（平成29）年12月末現在では8万人を超え、<b>定住化も進んでいます</b>。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催や事前キャンプ受入れを控え、<b>本県を訪れる外国人とともに本県で暮らす外国人県民の増加が予想されています</b>。</p> <p>今後、<b>地域の活力を維持するためには、「外国人県民も等しく県民であり、共に暮らす生活者である」という視点に立ち、地域社会の構成員として社会参加を促す仕組を構築し、全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要となります</b>。今回の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」においては、外国人県民も安心して快適に暮らすことができるよう、引き続き、多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、教育・医療等生活環境全般の充実を進めることとしております。加えて、新たに「誰もが活躍できる地域づくり」を本計画の基本方向の一つに位置付け、<b>外国人県民の雇用の安定化を図るとともに、地域づくりへの主体的な参加を促すなど、外国人の活躍という視点を取り入れております</b>。また、本計画は、「富国有徳の『美しいふじのくに』づくり～静岡県をDreams come true in Japanジャパンの拠点に～」を基本理念とする静岡県総合計画の分野別計画であり、県全体として「誰もが活躍できる社会の実現」を目指す施策の一端を担うものです。</p>
政令市	千葉市	<p>本市はこれまで、戦災からの復興や、高度経済成長期の人口増加、政令指定都市移行などを経て、大都市へと成長し発展してきました。<b>また近年は、インバウンド（訪日外国人客）観光やMICEの取組みを推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピック3競技、パラリンピック4競技が幕張メッセで開催されることや、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済産業拠点の形成を図るため「国家戦略特区」の指定を受けたことなどをふまえ、さらなる活性化のために都市の国際性の向上を図り、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指してグローバル化の取組みを進めています</b>。</p> <p>さらに、平成4年（1992年）の<b>政令指定都市移行時に約9千人だった外国人市民も、平成29年（2017年）3月には約2万3千人、総人口に占める割合は2.4%となりました</b>。そのため、様々な外国人市民が暮らす国際都市として、国籍や言語、文化などの相違を互いに尊重し理解し合い、ともにより楽しく、より豊かに暮らせる多文化共生社会を実現することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきました。</p> <p>そこで、国際都市としての本市のさらなる発展を目指して、多文化共生のまちづくりに向けた取組みの方向性をより明確に示し、多様性を都市の活力としていくため、このたび、「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として発展してきた名古屋市には、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人住民数は、平成28（2016）年末時点で72,683人となり、市内人口の約3.2%の割合を占めています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も存在します。</p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が目指す「人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち」「魅力と活力にあふれるまち」の実現の趣旨にも合致するものです。</p> <p>名古屋市では、多文化共生施策を推進していくための指針として、平成24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プランを策定し、多文化共生のまちづくりに取り組んできました。<b>この間、外国人市民の増加や定住化の進展などの社会情勢の変化により、多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しつつあり、その大きな流れに的確に対応しながら多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。</b>そこで、名古屋市多文化共生推進プランの計画期間終了にともない、本市におけるこれまでの取り組みの成果を継承しつつ、社会情勢の変化を見すえ、さらなる多文化共生施策の推進を図るため、第2次名古屋市多文化共生推進プランを策定しました。</p>
政令市	岡山市	<p>岡山市の外国人人口は、…、<b>5年間で約1.4倍に増加</b>しています。</p> <p>…<b>技能実習は2014年3月末時点の931人から約2.5倍</b>となっています。国においては、外国人労働者の受入れを拡大するため、2018年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格が創設されました。<b>日本で働き生活する外国人は、今後、ますます増加することが見込まれます。</b></p> <p>さらに、本市を訪れる外国人旅行者は、2014年の約3万8千人から、2018年に会合や岡山芸術交流が開催されるなど、海外からの多くの来訪者に対して分かりやすく魅力的な情報の発信が求められます。</p> <p>また、<b>新たな動きとしては、国連が2015年9月に採択した2030年を期限とする世界共通の17の目標であるSDGsに関し、本市は2018年6月、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定されました。</b>誰一人取り残さない社会の実現を目指し、産官学民が連携して、地域の特性を踏まえたSDGsの達成に総合的に取り組んでいきます。</p> <p>一方、<b>大きな課題として浮かび上がってきたのが災害への対応です。2018年7月、本市はこれまで経験したことのない豪雨により甚大な被害を受けました。ここで明らかとなった課題に対して、速やかに検証し、迅速な対応をとっていく必要があります。</b></p> <p>このような状況の中、本市では、現行プランの計画期間終了に伴い、これまでの取組を点検し、新たな課題に真摯に向き合うとともに、岡山市外国人市民会議の提言などの意見を踏まえて見直しを行います。プランの基本理念のもと、国籍や民族などの異なる市民が互いの文化や習慣の違いを認め合い、地域社会の一員として共に支えあい共に築く、多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>近年、本市では永住資格や日本国籍を取得する定住外国人が年々増加し、さらに研修生や留学生といった比較的短期間の滞在となる外国人も増加するなど、そのライフステージは多様化し、外国人住民の暮らしに必要とされる支援策は高度化・複雑化しています。外国人の増加と定住化が進む中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。</p> <p>また、平成32年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの訪日外国人がやってくることが予想されます。外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりを推進することで、外国人の目線でも魅力的なまちになり、外国人が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地として選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりを進めていくことも求められています。</p> <p>このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適にすごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行います。</p>
市区町村	東京都 港区	<p>平成30（2018）年1月1日現在、港区には、区の総人口の約7.7%に当たる19,522人、135の国籍を持つ外国人が住んでおり、<b>外国人人口は、年々増加傾向</b>にあります。また、<b>国内の駐日大使館の半数以上に当たる約80の大使館や、多くの外資系企業、インターナショナルスクール等、国際性豊かな多様な主体が、数多く存在しています。</b>加えて、港区は空の玄関口である羽田空港と直結し、東京港や新幹線等、交通ネットワークの要であり、観光やビジネスで国内外から訪れる人々を受け入れるホテル、旅館の客室数は東京都内で最多を誇ります。企業やテレビ局も集積しており、<b>港区は、国際性豊かな経済活動・情報発信の拠点となっています。</b>このようなことから、港区は、成熟した「国際都市」を実現できる潜在力を持つ我が国屈指の都市であるといえます。</p> <p>この港区ならではの地域特性を効果的に生かし、多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる、成熟した国際都市の実現を目的として、港区国際化推進プラン（以下「本プラン」という。）を策定しています。</p>



# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	福井県 越前市	<p><b>本市においても、近年ではブラジルをはじめとして、従来からの中国に加え、ベトナムなどアジア地域からの技能実習生、日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人市民が増加しており、2018年（平成30年）10月1日現在では4,262人が在住しています。その結果、本市の総人口に占める外国人の割合は約5パーセントとなり、福井県内においては突出した割合となっています。</b></p> <p>本市では、外国人市民に対し、市広報紙の多言語版の作成やポルトガル語通訳者の配置、学校への外国人児童生徒の受け入れや教育支援など、多文化共生に対応した取組みをこれまで進めてきました。しかし、<b>近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、生活者・地域住民として認識する視点が必要になってきました。</b></p> <p>このため、外国人市民には、日本の文化や生活スタイルを理解し、受け入れてもらう一方で、市では、地域で生活しやすい環境を整えるなど、<b>国籍や文化の違いに関わらず、越前市民として快適な生活ができるまちづくりを目指していくことが必要</b>になってきました。</p> <p>このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「越前市多文化共生推進プラン」を策定しました。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>1990年の入管法の改正により、日系人とその家族に就労制限のない在留資格が与えられることとなり、外国人市民の急激な増加や定住化が進みました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、美濃加茂市では、2009年に「美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく対等な市民として、安心・快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。</p> <p><b>2008年のリーマンショックを経てもなお、この地域に生活基盤を築く外国人市民が多い中、2019年には再び入管法の改正が行われ、外国人市民のさらなる増加や多国籍化など、新たな課題が出てくることが予想されます。</b>そのため、これまでの取組みに加え、さらなる多言語での対応など、新たな課題に対する取組みのため、本市の多文化共生に関する現状と今後の6年間の取り組むべき課題を整理しました。</p> <p>本市では、外国人市民の割合が高く、<b>早くから多文化共生に取り組んできた全国のトップランナー</b>として、「みんなで一緒につくる共生のまちづくり」を基本理念とした、第3次多文化共生推進プランを作成し、さらなる多文化共生社会の実現を目指していきます。</p>

## 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

## 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県知立市	<p>本市には、約4,300人の外国人市民が暮らし、総人口に占める外国人の割合は約6%、<b>愛知県内で1番高い外国人集住率</b>となっています。また、中でも昭和地区の外国人集住率は突出しており、多文化共生社会づくりの推進が重要になっています。</p> <p>本市では、2012（平成24）年3月に知立市多文化共生推進プランを策定し、計画の基本理念や基本目標のもと、今後取り組むべき施策の具体的な方向を明らかにし、様々な分野で多文化共生に資する施策に取り組んできました。<b>この間、本市の外国人市民はブラジル人が減少し、中国やフィリピンを始めとするアジア圏の市民並びに、永住権の取得や家を持つなど日本に長期的に往む人が増加してきました。</b></p> <p>知立市第6次総合計画では、多文化共生の施策が目指す将来の姿を、「国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています」としています。本プランは、前計画の課題や成果を引き継ぎながら、本市が目指す将来の姿の実現に向け、取り組みを推進してまいります。</p>
市区町村	大阪府吹田市	<p>本市は昭和57年(1982年にスリランカのモラトワ市と、平成元年(1989年には当時のオーストラリアのバンクスタウン市現カンタベリバンクスタウン市の両市と友好交流都市提携を締結し、<b>これまでは国際親善交流、国際協力を柱に国際化施策を推進してきました。</b></p> <p>近年多くの日本人が国外に出かけ、観光やビジネス等で日本を訪れる外国人も増加し、国際的な人の流れが活発化しています。</p> <p>また、情報・通信技術の飛躍的な進歩や社会経済状況の変化などによるグローバル化の進展により、国籍や民族、文化等の異なる人々と地域での交流の機会が増えてきています。</p> <p>そのような中、ことばをはじめ<b>生活者としての外国籍市民等が抱える様々な課題が出てきており、外国籍市民等を一時的な滞在者としてだけでなく、良きパートナーとして受入れ、日本人市民と外国籍市民等が共に暮らし、豊かな地域社会を形成する多文化共生を推進することが求められています。</b></p> <p>そのため、国籍市民等が持つそれぞれの文化、生活文化を大切に、日本人市民も多文化に接し、外国籍市民等が社会生活において地域社会の一員として暮らしやすい都市環境を整え、多様な価値観や異なる文化への市民理解を促進することが必要です。</p> <p>本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>プランの理念は、「<b>多様な市民による持続可能なまちづくり</b>」です。</p> <p>この背景には、<b>多文化共生の推進が、外国人を含む多様な人材を市内に受け入れ、迎える多文化共生の地域をつくることこそが地域の衰退を阻止し、持続可能なまちづくりに寄与するという考え</b>があります。</p> <p>理念達成のため二つの「基本目標」をつくりました。ひとつは、従来の外国人支援の取り組みを進めるとともに、<b>外国人市民が、支えられる側から支える側に立ち、地域の発展を支援し、活躍する活動の場をつくる</b>という「誰もが安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり」です。もうひとつは、各種施策をつじ本市の魅力の市外への情報発信を積極的に行い、<b>アピールすることで、移住・定住を促進する「誰もが移住・定住したくなる魅力的な地域づくり</b>」です。</p> <p>2013（平成25）年3月に策定した「安芸高田市多文化共生推進プラン」から5年が経過しました。（略）<b>しかし、提案から5年が経過し、本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。</b>これらの課題は、短期間で解決するものでなく、その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。</p> <p>本市は、<b>既に10年前から市を維持する仕組みとして、独自の施策で「多文化共生」を推進</b>してきました。改めて国連の動きを見ますと、「世界の貧困をなくすこと」「持続可能な世界を実現すること」を目指しSDGs=「<b>持続可能な開発目標</b>」が掲げられました。これを受けて政府は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げています。<b>これらの動き、内容を見ると、本市が取り組んでいる「多文化共生」の理念や目標は、世界的な流れに沿った考え方であり、先駆的取り組みであることを、改めて確認できました。</b>その意味において、これからの取組は、グローバルな視点を持つことが大切です。このことを踏まえ、<b>国連で定めた「持続可能な開発目標」と、政府の実施指針に連動し、第2次プランの各種施策をSDGsの関連目標に位置付けました。</b></p> <p>今後、5年間において本市が抱える課題解決に向けて、これまでの事業を継続し「安心」「安全」なまちづくりを行うとともに、次のステップとして、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために、各種施策に掲げた事業を着実に進めます。</p> <p>多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながることを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	熊本県八代市	<p>わが国は、<b>本格的な人口減少社会に突入し、これによって労働力不足は深刻な問題</b>となっており、年々外国人労働者が増える状況にあります。本市においても基幹産業である農業や製造業の分野を中心に、海外からの技能実習生が急増しており、今後は医療・介護の分野においても同様の傾向が予想されます。<b>いまや、本市の産業を維持・発展していく上で、外国人の労働力は欠かせない存在となりつつあります。</b></p> <p>また、重要港湾である八代港は、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、外国クルーズ船の寄港増が見込まれており、多くの外国人観光客を受け入れることとなります。<b>このインバウンド需要の取り込みは、本市の経済を大きく潤す起爆剤となることが期待されます。</b></p> <p>このように、増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。</p> <p>さらには、経済活動がグローバル化し、国際交流が活発化する中、市民の国際理解の向上と国際感覚豊かな人材の育成が課題となります。</p> <p>そこで、本市の国際化を推し進めるための基本方針や施策を明らかにし、国際都市を実現するため、「やつしる国際化推進ビジョン」を策定するものです。</p>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

### 総務省プランの記述

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、 <b>基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となり</b> 、行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会（以下「県国際化協会」とします。）や市町村国際交流協会、NPO等の団体が担うことが望ましい形といえます。
都道府県	埼玉県	本県は、今後ますます少子高齢化が進み、人口構成においても生産年齢人口の割合が減り、高齢者が多くなっていく傾向にあります。一方で、外国人は永住化、定住化が進み、外国人住民の数は全体として増加するものと考えられます。こうした状況の中、本県がこれまでのような活力ある地域社会を維持していくためには、外国人住民に対し、行政やNGO、ボランティアが一方向的に支援するだけでなく、外国人住民も社会を構成する一員であり、その能力を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要です。そこで、 <b>県では、外国人住民の自立を支援するとともに、社会参画を促進し、日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりを進めていきます。</b>
都道府県	富山県	<b>県としては、これまでの「多文化共生の推進」の観点に加え、「外国人材活躍」の観点を新たにプランに盛り込むことで、外国人住民に対し、地域社会の一員としての支援に加え、労働者としての支援など、一体的かつ効果的な支援が可能になると考えています。</b> ひいては、日本人にも外国人にも、働きやすく、暮らしやすい地域づくりを進めることで、世界に選ばれる「元気とやま」を目指します。
都道府県	静岡県	静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	これら外国人市民を含む約97万人の全ての市民が、それぞれの個性を活かしながら安全・安心に暮らし、その文化的・社会的背景の違いを認め、互いに分かり合い、支え合うことで、それぞれが持つ個性が響き合い、更なる創造力を生み出すと考えられます。市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	また、平成24（2012）年7月の住民基本台帳法の改正施行により、 <b>外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、基礎自治体である名古屋市は、市民に対して平等な行政サービスを提供するため(※)、日本人・外国人を問わず、すべての市民が安心・安全に暮らせる地域社会を築くことに取り組んでいます。</b> また、名古屋市が目指す「魅力と活力にあふれるまち」の実現の意味においても、多様な文化的背景を持つ市民の存在は都市の活力の源泉となり、さまざまな文化が混ざり合うことで、名古屋の魅力と活力を生み出すものとして重要視すべきものです。
政令市	岡山市	多文化共生社会推進に向けた様々な施策は、市民生活全般に関わっているため、それぞれの制度を所管する機関ごとに実施しています。 本市では、市民協働局市民協働部国際課において調査内の関係部署における多文化共生社会の取組の支援調整を行っています。そして、市民、民間団体や学校などとの連携や協働をさらに促進し、本市における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進します。
市区町村	埼玉県川口市	「多文化共生」という考え方の基本は、日本人住民も外国人住民も、互いに文化的な違いを認め合い、ともに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。川口市では、年々外国人住民が増加し続けており、様々な国籍・民族の外国人が地域で暮らしています。日本人住民も外国人住民もそれぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かし、多様な主体が共生共存できる元気な川口のまちづくりを進めていきます。
市区町村	東京都港区	こうして、国際都市として一定の成長を遂げてきた港区は、ここから更に次のステージをめざします。それは、国籍や民族等の異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め合いながら、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」です。これまでの区の国際化推進施策は、外国人への支援が中心でした。しかし、これからの港区における「国際化」とは、「多文化共生社会の推進」であるとして、 <b>外国人は日本人とともに支え合う地域社会の一員であるということにより一層重視し、「外国人の地域参画と協働の推進」をめざします。</b>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	今後は、地域で共に生活するものとして、日本人市民も外国人市民もお互いがコミュニケーションを図り、国籍、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め、尊重したうえで外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。また、多文化共生のまちづくりを通じて、日本人市民、外国人市民を問わず、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく誇りをもって生き生きと暮らしていける社会の実現を目指します。
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	日本人市民と外国人市民がお互いの立場を尊重し、個性と能力を発揮して多様な分野で活躍できるまちづくりを進めます。日本人市民と外国人市民が共に手をつなぎ、国籍の違いを意識することなく、安心して一緒に暮らすことができる社会を目指して、みんなで一歩を踏み出します。
市区町村	愛知県 知立市	基本理念を前プランから引き継ぎ、引き続き様々な推進主体と連携・協力を図りながら、国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりの個性が大切にされ、日本人も外国人も地域に暮らす市民として、ともに安心して生活できる、幅広い視野と人間味あふれる地域社会を目指します。
市区町村	大阪府 吹田市	本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	<b>多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながる</b> ことを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる 田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。
市区町村	熊本県 八代市	このような現状を踏まえ、前述した多くの課題の解決と新たな行政需要にしっかり対応していくためには、国際化推進に向けた全庁的な取り組みとともに、市民をはじめ、各団体、関係機関との協働が重要となります。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (3) 外国人住民の人権保障

### 総務省プランの記述

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	県民の人権意識の高揚（差別の撤廃） 多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	多文化共生のまちづくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	岡山市	外国人市民は、日本の法律や生活ルールなどを遵守するとともに、日本の文化や慣習に対する理解を深める必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の人権を尊重し、地域の一員である外国人市民とともに生活していくことが求められます。



# 1. 地域における多文化共生の意義

## (3) 外国人住民の人権保障

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	(基本方針) 多様な文化の躍動 人権を尊重し、外国人住民の多様性を活かしたまちづくり
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「憲法」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会を作る礎となります。
市区町村	大阪府 吹田市	(2) 基本理念 ア 人権の尊重 人権に関する国際関連諸条約、諸法規等や「吹田市人権施策基本方針*8」を踏まえ、外国籍市民等が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国籍市民等に関わる施策等を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、 <b>外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。</b> ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。
市区町村	熊本県 八代市	増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (4) 地域の活性化

### 総務省プランの記述

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	今後も増加する外国人県民との共生を実現するためには、互いの文化・習慣等の違いを理解し、認め合うことが必要です。また、インバウンドの視点なども取り入れることで、更なる相互理解の促進にもつながります。こうしたことから、外国人県民と地域住民が交流する場を提供するとともに、観光振興や文化振興の視点も踏まえながら <b>地域の実情に合わせた受入環境の整備</b> が必要です。
都道府県	埼玉県	様々な国籍、民族及び歴史を背景にした外国人住民と日本人住民には、文化、価値観、生活様式の違いがあります。その違いを互いに認識した上で、双方の優れた特性を生かして地域の課題を解決していくことが重要です。 <b>相互補完的、有機的なつながりを持って、外国人の発想力や感性、高い技術力を地域づくりに生かす多文化パワーの活用を推進します。</b> …このような外国人住民や外国人留学生の持つ経験、文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの <b>潜在的なパワーを地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。</b>
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	地域社会の活性化 海外から有用な人材が集い、 <b>少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着する</b> ことで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (4) 地域の活性化

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	(2) 地域の魅力向上と活性化の推進 社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、 <b>世界に開かれたまちづくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、世界の人々に名古屋市を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。</b>
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県 川口市	多文化共生推進施策の展開 最後の一つが、「4 地域活性化やグローバル化への貢献」です。言葉や文化の壁を越え、人や企業のグローバルな交流を推進し、外国人がもたらす多様性を積極的に元気な川口のまちづくりに活用することをめざします。
市区町村	東京都 港区	<b>人口が減少している日本においては、外国人が新たな活力となり、日本の経済の成長を支えていく一員となると考えられます。</b> また、外国人と交流することで、日本人も多様な文化や価値観等に触れ、理解を深めることができます。そして、相手のことを理解しようとしたら、どうしたら自分のことを伝えられるか考えたりする中で、多様性への対応力を身につけることが可能となります。グローバルに経済活動をする現在において、そのような人材は世界で活躍することとなり、日本の活力を支える存在となります。日本の活性化と成長は、地域の活性化と成長をもたらします。
市区町村	福井県 越前市	(4) 地域活性化とグローバル化への貢献 外国人市民の中には、日本で長く生活し、日本語が堪能な方が多数存在し、アンケートの結果、通訳や日本語講師になりたいという希望も聞かれます。また、母国において様々なキャリアを積んだ方が存在していることから、その <b>外国人市民が持つキャリアや能力を企業等が積極的に活用することにより、海外進出や新たな事業展開に繋げている事例が全国に多数あります。</b> 本市においても多くの外国人市民が生活しているというメリットを最大限に活かしていくための施策や啓発活動に努めていきます。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (4) 地域の活性化

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	なし
市区 町村	愛知県 知立市	市地域の日本人と外国人が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域における様々な活動にともに参加することにより、外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手としての役割を十分に果たし、地域の活性化や発展につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田 市	本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、 <b>その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。</b>
市区 町村	熊本県 八代市	施策②グローバルな経済展開の推進 少子高齢化や人口減少に伴う経済規模の縮小が懸念される中、地方都市の活性化においても海外需要の取り込みが重要となります。本市の強みである豊富な農産物や交通の要衝としての優位性を最大限に生かして、海外市場に向けた経済活動を推進します。

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (5) 住民の異文化理解力の向上

### 総務省プランの記述

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。また、 <b>教育委員会と連携し教材を作成・配布する など、教育現場でより効果的な啓発が図られるよう支援します。</b>
都道府県	埼玉県	<b>日本人児童生徒に対しては、各教科、道徳、総合的な学習の時間などで、外国人の人権に関する教育を推進します。</b> また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得たり、国際交流員や外国語指導助手を活用したりするなどして、 <b>多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。</b>
都道府県	富山県	とやま国際塾の開催（高校生を対象とした異文化体験、多文化理解講座）
都道府県	静岡県	グローバル人材の育成 多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。
政令市	千葉市	○未来を創る青少年の国際感覚の涵養 青少年が異文化理解を深め、国際感覚を涵養することは、将来的に、多様性を活かしたまちづくりを進めるために大変重要です。引き続き、姉妹都市3市と、青少年交流を進めます。
政令市	名古屋市	(3) 地域のグローバル化の推進多文化共生のまちづくりの推進により、市民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。
政令市	岡山市	なし

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (5) 住民の異文化理解力の向上

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。
市区 町村	東京都 港区	地域の日本人と外国人が直接交流し、お互いの国の文化や社会、歴史への理解を深めることは、ちがいを認め合い、友好関係を築くことにつながります。そして、一人ひとりが自分の国や地域のアイデンティティを見つめ直すとともに、相手からも良い点を学ぶことができます。 <b>このような地域に根差した交流で培われる多様性への対応力により、外国人との誤解や摩擦を減らし、真の友好関係を築きます。このような一人ひとりが築く友好関係の積み重ねが、国と国との友好関係につながります。</b>
市区 町村	福井県 越前市	地区公民館で異文化理解講座の開設 地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	2. これまでの取り組み …● <b>国際交流活動を通じた、グローバルな人材育成</b>
市区 町村	愛知県 知立市	多文化共生の地域づくりの推進により、市民の国際感覚や異なる文化を理解する能力が向上します。地域での異文化交流が進むことで、 <b>新たな価値観、新しい豊かな文化を創造する</b> 機会も増えます。また、異文化間のコミュニケーション能力に優れた若い人材の育成につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田市	①互いに学び合う場の拡充 相手の文化を相互に尊重することが多文化共生の第一歩です。市民に外国文化に関する興味をもってもらいながら、 <b>生涯学習の一環として外国人市民を講師とした外国語研修と文化交流を行い、日本人市民と外国人市民のもう一つのコミュニケーション手段として、少しでも安心して暮らせるよう配慮するものです。</b>
市区 町村	熊本県 八代市	<b>4つの基本方針④ 国際感覚豊かな人づくりの推進</b> 市民の国際理解を促進するとともに、本市の国際化の推進役を担うグローバルな人材を育成するために、 <b>学校教育から生涯学習活動まで切れ目ない学習機会を提供し、教育・研修などの充実に努めます。</b>

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (6) ユニバーサルデザインのまちづくり

### 総務省プランの記述

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、 <b>地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力のある宮城県となる</b> ことを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	誰もが理解しあえる地域づくり 多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。 <b>年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。</b>
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	(5) すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進 多文化共生のまちづくりの推進は、 <b>言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。</b>
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県川口市	なし
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし

# 1. 地域における多文化共生の意義

## (6) ユニバーサルデザインのまちづくり

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、 <b>すべての人が利用しやすく、また、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくり</b> の推進につながります。
市区町村	大阪府吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 ア 多文化共生社会の形成 市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓 発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*10 の視点に立ったまちづくりを促進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	なし
市区町村	熊本県八代市	なし



# 1. 地域における多文化共生の意義

## (7) その他

### 総務省プランの記述

(記述なし)

### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心な地域づくり</li> </ul> 外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、 <b>交通事故や犯罪</b> などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。
政令市	名古屋市	(4) 安全で安心なまちづくりの推進 外国人市民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、 <b>交通事故や犯罪など</b> の被害にあわないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進につながります。

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

## (1) コミュニケーション支援

## 総務省プランの記述

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

## 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多文化共生施策の方向性：利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供</li> <li>◆事業の取組方針：「言葉の壁」の解消に向けた情報収集の支援及び多言語化情報の提供</li> </ul> <p>生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。また、ICT（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。こうした取組によって、<b>情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供を推進し、「言葉の壁」の解消を図ります。</b></p>
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>国籍や民族の異なる人々が地域づくりのパートナーとして共に生活していくためには、コミュニケーションを図り、互いの考えを理解して気持ちを通わせることが必要です。<b>そこで、「ことばの壁」を取り除くため、外国人住民が日本語学習の必要性を理解して自ら学習するよう啓発するとともに、自立して生活できるよう学習機会の提供を促進します。</b></p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供 国内でコミュニケーションに使われる言語は日本語が基本になりますが、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人も多くいます。日本語能力が十分でない外国人住民に対しては、ルビを振ったり、日本語能力試験N4、N5程度の理解しやすい表現に置き換えたりするなど「やさしい日本語」や多言語による情報提供を推進し、困ったときには多言語で相談できる体制の充実を図っていく必要があります。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

## (1) コミュニケーション支援

## 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 1</p> <p>○外国人住民が日常生活に必要な情報を得ることができるとともに、地域で円滑にコミュニケーションができていくこと。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(1) 外国語による行政情報、生活情報の提供        県・市町村のHP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実、<b>SNS等の活用など新たな情報発信に努めます。</b></p> <p>(2) 外国語による相談体制の充実        多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実を図るとともに、外国人住民に積極的に利用してもらえるよう相談窓口の周知にも努めます。また、<b>国や市町村等の相談窓口や外国人支援団体との連携強化</b>にも努め、満足度の高い相談体制の整備を図ります。</p> <p>(3) 日本語・日本文化の学習支援        日本語教室空白地域の解消等、日本語教育のニーズに合わせた充実や日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人住民の学習を支援します。</p> <p>(4) ボランティアの育成確保  <b>人材確保のための処遇改善</b>や募集方法について検討するとともに、<b>ボランティア団体間の連携強化</b>を支援します。また、人材の育成について、関係機関と連携して、中長期的な視点に立って取り組みます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

## (1) コミュニケーション支援

## 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり            施策の方向4 外国人県民のコミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状と課題 (略)</li> <li>◆ 取組の必要性               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多言語情報の提供                    日本語能力が十分でない外国人県民に適切な情報提供を行うために、多言語による情報提供を行う必要があります。</li> <li>(2) 「やさしい日本語」*による情報の提供                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人県民すべての言語で情報提供することには限界があるため、多くの外国人県民が理解することのできる「やさしい日本語」による情報提供を促進する必要があります。なお、外国語がわからない日本人県民でも、「やさしい日本語」のルールを習得すれば、誰でも迅速に情報を発信していくことができることから、「やさしい日本語」は外国人県民と日本人県民の相互理解を進めるためのコミュニケーション手段としても有効です。</li> </ul> </li> <li>(3) 日本語及び日本文化の学習機会の提供                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本で生活する上で必要となる日本語の学習に併せて、日本の文化や習慣などを学習する機会を外国人県民に提供する必要があります。</li> </ul> </li> <li>(4) 外国人県民に対する相談体制の充実                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さまざまな不安を感じている外国人県民に対し、母語で相談に対応し、不安を解消する人材を育成する必要があります。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (1) コミュニケーション支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性 1 : 全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】(注: 省略して記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多言語による各種情報の提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>SNS等を活用</b>し、多言語で情報発信</li> <li>・ 多言語での広報物制作</li> <li>・ 「<b>やさしい日本語</b>」の活用・普及</li> </ul> </li> <li>○外国人市民の自立に向けた日本語学習支援の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉市国際交流協会での各種日本語学習支援</li> </ul> </li> <li>○コミュニティ通訳ボランティアの普及           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」の開催</li> </ul> </li> </ul>
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 1 地域における情報の多言語化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策のめざす姿</li> </ul> <p>外国人市民に、必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段によって情報提供がなされています。また、日常生活について、外国人市民が身近に相談できる環境が整っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の方向</li> </ul> <p>施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供</p> <p>施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実</p> <p>施策③ <b>通訳サービスの整備</b></p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (1) コミュニケーション支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>ア コミュニケーション支援</p> <p>言葉の壁により外国人市民と日本人市民とのコミュニケーションが円滑にできなかつたり、情報がうまく伝わらなかつたりすることがあります。日々の生活に必要な情報を多言語や、<b>やさしい日本語</b>で提供するとともに、日本語を学ぶ機会を積極的に設けるよう努めます。</p> <p>基本施策①行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保</p> <p>基本施策②日本語や日本社会の学習支援</p> <p>基本施策③岡山市の魅力の発信</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

## (1) コミュニケーション支援

## 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>「1 コミュニケーション支援」</p> <p>これは、日本語の運用能力や日本の社会に関する知識や理解にかかわるコミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援することを目的としています。</p> <p>(1) 多様な言語を活用した情報提供</p> <p>本市では、既にごみの出し方などをはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布し、周知を図っています。また、外国人住民を対象とした簡易な生活相談窓口を設置したり<b>税と年金の講習会</b>を実施するなど、通訳や翻訳を積極的に取り入れて管轄する担当課と連携し、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいます。多言語による情報提供の他、やさしい日本語を活用するなど外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいきます。情報発信のメディアについては、川口市からの情報を掲載した<b>チラシなどが市の窓口や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に至っていないことから、SNSを活用するなど効果的な情報発信のあり方を引き続き模索する必要があります。</b></p> <p>(2) 地域生活のためのオリエンテーション実施</p> <p>外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを楽しむことができるよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図ります。</p> <p>(3) 外国人住民のための相談窓口の設置</p> <p>外国人住民が自立し、いきいきと暮らしていくために、相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、わからないことや悩みごとの解決を支援します。</p> <p>(4) 日本語学習の支援</p> <p>川口市内では、19のボランティア日本語教室が開設されており、日本語の習得が不十分な外国人住民をボランティア日本語教室に案内しています。また、日本語ボランティア入門講座並びに日本語ボランティアレベルアップ講座を開講し、日本語ボランティアを育成するとともに、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めています。また、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒を対象に日本語補充指導教室を設置し、さらに市内の小学校 21 校、中学校 7 校に日本語指導の教師を加配して、日本語習得の支援を図っています。さらに、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、平成 31 年 4 月には<b>公立夜間中学を開校</b>し、支援の充実に努めています。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (1) コミュニケーション支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>(2) 目標を達成するための3つのアプローチ</p> <p>本プランでは、3つの課題につながり、4つの施策全てに横断的に関わる重要な3つのアプローチを設定し、取組を一層強化します。</p> <p>1 意思疎通を図る</p> <p>地域社会の共通言語となる重要なコミュニケーションツールの一つとして、「<b>やさしい日本語</b>」を導入します。併せて、外国人の日本語習得を支援します。</p> <p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている</li> <li>・ 災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる</li> <li>・ 言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている</li> </ul> <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活で必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている</li> </ul>
市区 町村	福井県 越前市	<p>2. 基本方針</p> <p>(1) コミュニケーション支援</p> <p>外国語を母国語としている外国人市民には、日本語をあまり理解できない人も多く、日本語によるコミュニケーションが困難なことから、日常生活や職場、学校などで様々な問題が生じる場合があります。このような問題を解消するため、<b>やさしい日本語</b>を活用したコミュニケーションの支援を行うとともに、外国人市民に伝わりやすい情報伝達手段の確保に努めます。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>これからの課題</p> <p>コミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入管法改正に伴い、外国人市民のさらなる人口増加、多国籍化、多言語化への対応が必要</li> </ul>



## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (1) コミュニケーション支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	<p>3 暮らしやすいまちづくり</p> <p>①安心して暮らせる環境づくり</p> <p>【施策の方向】</p> <p>外国人市民が国籍に関係なく、安心して暮らせる環境をつくるため、行政サービスや生活のルール、日本の社会制度について理解してもらえるよう、また、災害情報や生活していくうえで必要な情報を知らせることができるよう、様々な情報媒体を活用して、多言語による情報提供の充実を図るとともに、外国人市民に対する相談体制のさらなる整備を推進します。</p> <p><b>外国人の未就学児の子どもを持つ親への子育てサークル等の支援</b>及び、母国と教育制度が異なる保護者に対し、子どもの教育について理解を深めます。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>(3) 推進すべき施策の方向性</p> <p>イ コミュニケーション支援の推進</p> <p>情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国籍市民等に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (1) コミュニケーション支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>2.日本語教室の充実</p> <p>①多様な日本語学習支援体制の確立</p> <p>日本語学習支援教室の質の向上を図り、日本語が理解できて読み書き、話せる外国人市民の増加を図ります。安芸高田市においては外国人が散住しているために、幅広い地域と分野での日本語学習支援が求められています。</p> <p>3.多言語学習機会の充実</p> <p>②市民が理解しやすい「やさしい日本語」学習の充実</p> <p>多国籍の外国人と接する機会が増えれば、共通の意思疎通手段が必要となります。やさしい日本語を日本人市民や外国人市民が使うことにより、より情報伝達が容易となり、日常や非常時でのコミュニケーションが可能となります。また外国人観光客のコミュニケーションもやさしい日本語を活用できるよう取り組みます。</p>
市区町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供や案内表示の多言語化の推進</li> </ul> <p>市の広報紙やホームページ、生活ガイドブックなど、様々な媒体を通じて外国人市民向けにわかりやすく情報発信します。また、公共施設や交通機関など生活全般における多言語対応を関係機関と連携して推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人市民の相談体制の充実</li> </ul> <p>新たな在留制度の導入などによって、より一層外国人市民は増加し、滞在期間の長期化が見込まれる中、教育や家庭問題などの多様な相談内容に応える体制が求められます。関係機関との連携や協力をしながら、多言語による相談事業の充実を図ります。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 総務省プランの記述

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>5 相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆多文化共生施策の方向性：相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた生活支援</p> <p>外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センターや行政、県国際化協会、市町村国際交流協会などの相談機関が連携を図るとともに、<b>担当職員の技能向上に向けた取組</b>も行い、迅速かつきめ細やかな対応が可能となるよう相談体制の強化を図ります。また相談窓口の更なる周知に努めるなど、外国人県民が相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行います。</p> <p>さらに、より実効性のある生活支援に取り組めるよう、関係機関における各種情報の共有や協力・連携を図り、事業者においても取組可能な支援を検討します。</p> <p>こうした取組によって相談体制・生活支援の体制を強化し、「生活の壁」の解消を図ります。</p>
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 3</p> <p>○安全・安心に生活できる環境を整え、外国人から暮らしたいと思われる県となっていること。</p> <p>取組みの基本的方向</p> <p>(1) 医療・保健・福祉に関する支援：外国人住民に向けた医療・保健・福祉サービスに係るHP等の多言語対応やサービス提供体制の充実に努めます。</p> <p>(2) 居住・就労環境に関する支援：外国人住民の居住環境の整備、適正な労働環境確保等への支援の充実に努めます。</p> <p>(3) 災害対策の充実：防災・気象情報に係るHP等の多言語対応や災害発生時の外国人住民に向けた情報発信・支援等の充実に努めます。</p> <p>(4) その他生活全般に関する支援：各種相談等対応の充実、各種サービスの利便性向上に努めます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供</p> <p>② 行政・生活情報の提供</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などを多言語で提供します。その際、県や市町村の窓口のみならず、多文化共生社会の担い手となる<b>キーパーソン</b>、企業、大学、学校、公民館、図書館、自治会などを通じ、効果的に情報の提供を行います。</p> <p>③ 相談体制の充実</p> <p>「外国人総合相談センター埼玉」を県国際交流協会と連携して充実させるとともに、各市町村にも身近な相談窓口が設置されるよう促進します。</p> <p>(3) 安心・安全な暮らしの確保</p> <p>②医療・保健・福祉</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、公的医療保険の加入のメリットや手続などについて啓発します。また、企業に対しても、商工・経済団体などと連携し、保険の加入について積極的に情報提供します。…県国際交流協会と連携して、<b>医療・保健・福祉分野における専門的通訳ボランティアの養成</b>方策を検討し、病院、健康診断、予防接種、介護などの現場を支援していきます。また、外国語が通じる医療施設の情報を県ホームページに掲載するとともに市町村が医療・保健・福祉に関する情報を多言語で提供できるよう支援します。</p> <p>③住まい</p> <p>県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や地域の生活ルールに関する情報を多言語で外国人住民に提供します。また、「あんしん賃貸住まいサポート店」制度の充実を図るなど、外国人住民の住まい探しを支援します。</p> <p>④防災・災害対応</p> <p>外国人住民向け防災対策について、県の地域防災計画に位置付け、災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制を整備します。また、市町村においても地域防災計画に外国人住民向け防災対策を位置付けるよう支援します。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向2 危機管理対策の推進</p> <p>(1) 危機対策についての広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人県民が災害発生時の避難や被災後の生活において大きな困難を抱えることがないよう、幅広く理解されやすい形での広報啓発が必要です。</li> </ul> <p>(3) すべての県民が理解できる情報発信</p> <p>◆施策の方向5 居住・医療・保健・福祉など生活環境全般の充実</p> <p>(4) 外国人相談・支援のニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問題の早期かつ適切な解決・解消のため、多言語による相談体制や専門性を持って問題解決まで支援できる人材の養成・確保が必要です。</li> <li><b>公営住宅入居に関する、きめ細やかな相談支援の充実</b>で外国人世帯の多くが住まい方のルール等についてよく理解し、団地住民間のコミュニケーションを十分とることが必要です。</li> </ul> <p>◆施策の方向7 雇用・就労環境の整備による雇用安定</p> <p>(1) 雇用・就労環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人県民の地域社会での生活環境を改善し、安定した生活を営むことを可能とするために、<b>外国人県民の不安定な雇用環境を改善し、安定した雇用の創出が必要</b>です。</li> <li>外国人労働者に安定した労働環境を持続的に提供していくためには、<b>企業による就労環境や雇用対策の適正化への取組</b>が必要です。</li> </ul> <p>(2) 就労・定着の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しずおかジョブステーションを利用する外国人求職者は文化や言語の違いから様々な悩みを抱えているため、個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。</li> <li>日本での就職を希望する<b>留学生などの外国人の県内への就職支援</b>を、大学、関係機関などと協力して推進する必要があります。外国人の雇用を考える介護事業所の増加が見込まれることから、受け入れる介護事業所を支援する必要があります。</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性 1 : 全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】(注: 省略して記載)</p> <p>○外国人世帯の生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修などを行い、対応を充実させ、外国人市民が円滑に就労でき、生活の基盤が安定するよう努めます。</li> <li>外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、千葉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。</li> <li>入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。</li> </ul> <p>○外国人市民の防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策を推進するため、外国人市民向けの防災教室の開催や「防災ガイドブック」の普及に努め、災害の恐ろしさと日頃の備えの大切さを理解していただくとともに、<b>SNS等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供</b>などを行い、迅速な外国人市民への情報提供に努めます。</li> <li>本市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所内に設置されます。今後、外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 3 居住</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策のめざす姿 市営住宅の入居等に関する情報や外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報が十分に提供されており、外国人市民が円滑に住まいを見つけ、生活ルールを理解して安心して生活しています。</li> <li>施策の方向 施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援、施策⑦ 共同生活に関する情報提供</li> </ul> <p>基本施策 4 労働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策のめざす姿 外国人求職者に対して就職に必要な情報が十分に提供されています。また、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境になっています。</li> <li>施策の方向 施策⑧ 就職・就業環境の改善、</li> </ul> <p>基本施策 6 保健・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策のめざす姿 外国人市民に外国語対応が可能な医療機関や社会保険制度の仕組みなど保健・医療・福祉に関する情報が多言語で提供されています。また、外国人市民が保健・医療・福祉に関するサービスを受けることができます。</li> <li>施策の方向 施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実、施策⑭ 外国人患者への多言語対応、施策⑮ 健康診断や健康相談の実施、施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応、施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応、施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応、施策⑲ 孤立の防止</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>イ 生活支援</p> <p>外国人市民が地域で安心して生活できるよう生活環境の整備に努めます。</p> <p>基本施策④ 教育・子育て支援の充実</p> <p>基本施策⑤ 保険・福祉・医療支援の充実</p> <p>基本施策⑥ 居住・労働・その他生活支援の充実</p> <p>ウ 災害対応</p> <p>外国人市民の防災意識の啓発と、災害時の外国人市民への情報伝達方法の改善や、被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みづくりに努めます。</p> <p>基本施策⑦ 防災対策の充実</p> <p>基本対策⑧ 災害時支援の充実</p>



## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>2 生活支援</p> <p>定住化の傾向が見られる本市において、外国人住民が地域の中で安心して生活ができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことを目的としています。</p> <p>(1) 居住</p> <p>市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活マナー・ルールを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があります。</p> <p>(2) 教育</p> <p>市内の小中学校に日本語指導の教師を加配、日本語補充指導教室を設置、ボランティア日本語教室への勧奨など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートします。また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援していきます。さらに幼稚園や小中学校、高校への進学など外国人にはあまり一般的でない日本の教育制度について情報提供して理解を促します。</p> <p>(3) 労働</p> <p>外国人労働者についても労働関係法令が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。</p> <p>(4) 医療・保健・福祉</p> <p>医療の現場においては多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行います。また、保険に加入しないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受診を促します。保健や福祉についても情報提供の多言語化により、外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ります。</p> <p>(5) 防災・防犯</p> <p>災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援したり、防災訓練に参加して地域とつながること、災害に対する備えを周知していきます。さらには外国人が「支援する側」として主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助や共助を促していきます。また、災害発生時は多言語による情報提供や通訳ボランティアの活用による支援を行います。防犯についても、多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していきます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている</li> <li>情報を入手する手段について 外国人に広く認知されている</li> <li>外国人を含めた地域の連絡・協力体制が構築されている</li> <li>災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる</li> <li><b>宗教や習俗等の多様性から 生じる不安や不便さが解消</b>されている</li> <li>言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている</li> </ul> <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている</li> <li>区役所で外国人への行政サービスが円滑に提供されている</li> </ul>
市区 町村	福井県 越前市	<p>(2) 生活支援</p> <p>誰にとっても、生活していく上で、様々な課題や不安が生じますが、とりわけ言葉や文化の違う外国人市民にとっては、なお一層支援ニーズが高まっていると言えます。また、定住・永住の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安のないように、生活全般にわたって支援を行います。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>これからの課題</p> <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもや児童生徒への初期指導や大人向けの日本語を学習する機会が引き続き必要</li> <li>将来の自分の目標や夢などを見つけるためのキャリア教育が重要</li> <li>防災対策への取り組みや意識づくりが引き続き重要</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (2) 生活支援

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	なし
市区 町村	大阪府 吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 Ⅰ 行政サービスの充実 外国籍市民等が健康で安心して暮らすため、市の制度や施策等の必要な情報を理解しやすく提供することで、円滑で適切な行政サービスの充実を図ります。
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の外国人市民に対する支援 外国人市民の生命と財産を守るため、災害対策に関する情報提供や防災訓練への参加促進、災害発生時のマニュアルの作成、避難所案内表示やハザードマップの多言語化などを行うとともに、災害発生時の支援体制の構築のため、地域の自主防災組織やボランティアとの連携強化を図ります。</li> <li>外国人市民の生活支援（医療・保健・福祉など） 外国人市民が医療・保健・福祉などのサービスを受けやすくするため、現場への通訳派遣や多言語対応の整備、情報の発信などを関係機関と連携しながら推進します。</li> <li>外国人市民の住居探しの支援 外国人市民が、住居探しで困ることのないように市内の不動産事業者などと連携を図ります。</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>計画の基本方針</p> <p>外国人県民とともに取り組む地域づくり – 意識の壁の解消 –</p> <p>2 地域と外国人県民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多文化共生施策の方向性：地域と外国人県民との連携強化</li> <li>◆事業の取組方針：「意識の壁」の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの強化</li> </ul> <p>地域と外国人県民が連携を図る上では、日頃から外国人県民に対して地域における各種行事や防災訓練への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設け、自助・共助の力を培っていくことが求められます。</p> <p>地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、言葉や文化を学習する場としての機能を持つ地域の日本語講座やイベント等への参加による交流や外国コミュニティでの交流の機会を創出します。</p> <p>また、防災に関し行事など様々な交流の機会への参加、外国人県民のコミュニティリーダーの育成などにより、地域での活躍の場を広げるとともに、行政への住民参画の機会に外国人県民の人材活用を促進します。あわせて、永住者など長期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活用するよう努めます。</p> <p>こうした取組によって、地域と外国人県民との連携を強化し、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県 (続き)	<p>7 文化・習慣等の相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多文化共生施策の方向性：文化・習慣等の相互理解の促進</li> <li>◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた文化・習慣等の相互理解の促進</li> </ul> <p>外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。また、外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。</p> <p>さらに、将来帰国することを想定した場合など、外国人県民の子どもに対する母国語や母国文化の学習・維持を支援します。このほか、<b>LGBT等への対応など新たな課題についても広く意識啓発</b>を図ります。</p> <p>こうした取組によって多文化共生社会に向けた基盤整備を図り、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 3</p> <p>共に輝き活躍する地域づくり ～東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会 の開催を契機とした多文化共生の社会づくり～</p> <p>日本人と外国人住民の間にある「こころの壁」を取り除き、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど世界的なイベントをきっかけとして、相互 理解を促進し、外国人住民の社会参加を支援する環境を整備するなど、協働の 地域づくり、多文化共生社会の実現を目指します。</p> <p>(1) 外国人観光客へのおもてなし</p> <p>…外国人観光客に埼玉観光の魅力を伝え、おもてなしができる、おもてなし通訳案内士を養成します。また、街角等で外国人観光客の案内を行う案内ボランティアを育成します。ボランティアは外国人住民の中からも育成し、国籍を問わず活躍できる地域社会の形成につなげます。</p> <p>(2) 大会に向けた多文化理解</p> <p>① 多文化共生に関する啓発、相互理解</p> <p>…一方、外国人住民意識調査の充実を図るとともに、外国人住民の要望や意見を聴き行政に反映するよう努めます。また、市町村においても外国人住民の要望や意見を反映する仕組みが作られるよう市町村を支援します。</p> <p>③ 多文化共生の拠点づくり</p> <p>日本人と外国人が互いに理解し認め合う多文化共生の地域づくりを進めるため、県国際交流協会やN G Oなどと連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点の充実を図ります。</p> <p>(3) 大会後のレガシーとしての地域活動への参加促進</p> <p>…大会後も日本人と外国人が共に輝き、共に地域社会で活躍できる多文化共生社会の実現のために、大会時に活躍したボランティアなどを活用し、地域で中心的な役割を担えるような人材を育成し、支援します。また、外国籍県民県政モニター経験者、外国人留学生、N G O関係者など、日本語が堪能な外国人住民や外国人との交流経験が豊富な日本人にキーパーソン となってもらい、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知などを円滑に行う仕組みを充実します。また、地域の行事への参加や自治会への加入の促進などについて、日本人と外国人住民のつなぎ役としての役割を担ってもらいます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 4</p> <p>○日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な 構成員として共生が進んでいること。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(2) 外国人住民の地域社会への参加の促進</p> <p>(3) 外国人との共生による暮らしやすい地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築や、<b>地域社会と企業をつなぎ役となる人材の設置</b>に向けて、検討します。</li> <li>県と市町村の役割分担も含め、<b>仲介役となる人材から地域の外国人住民に対して、日本の生活習慣やルール等を周知する仕組みづくり</b>について、検討します。</li> <li>県内在住の外国人住民から、富山県の魅力（暮らしやすさ）を発信してもらえるよう努めます。</li> </ul>
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向 1 多文化共生意識の定着</p> <p>(2) 外国人コミュニティのキーパーソン* 育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「キーパーソン」*とは、コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいい、本計画において特に説明がない場合は外国人コミュニティのキー パーソン*を指します。</li> <li>外国人コミュニティ内に危機管理情報を伝え、防災対策の実施や災害発生時の適切な対応などを<b>外国人県民に指導する外国人コミュニティの防災リーダーの育成</b>が必要です。</li> </ul> <p>◆施策の方向 8 外国人県民が活躍できる場づくり</p> <p>(1) 地域における相互扶助や共助機能の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相互扶助や共助の機能の低下による自治会や町内会等の活動低下が懸念されている中で、日本人にはない多様な視点・考え方をもち若年人口が多い外国人県民の社会参加は不可欠であり、参加のための場づくりが必要と考えられます。</li> <li>また、地震等の発災時の際は言葉の壁を解消し、外国人県民と協力しあい、皆で支えあうことが必要です。</li> </ul> <p>(2) 外国人県民の社会参加の増加に伴う本県の活力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人県民の高齢化の進展に伴い、的確な相談対応が求められる。ソーシャルワーク 等多言語の両方への対応のためには、<b>定住外国人や第二世代の人達をソーシャルワーカー等として育成・活用</b>することも検討する必要があります。</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性2：違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生拠点としての千葉市国際交流プラザの機能の充実</li> <li>・外国人市民の自助組織である外国人コミュニティへの支援メニューを検討し、千葉市国際交流プラザを拠点として外国人市民が地域社会へ参加・活躍できるよう努めます。</li> </ul> <p>推進の方向性3：ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際交流ボランティア活動の推進</li> <li>・外国人市民が多く利用するレストランや店舗などに本制度の周知への協力を求め、より多くの外国人市民がボランティア活動を通じて地域社会に参加できるよう努めます。</li> <li>・外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。コミュニティを発掘し、その<b>キーパーソン（中心人物）</b>と連携することで、外国人市民の意見や要望を把握できるよう努めます。さらに、キーパーソンを通じて、外国人コミュニティと市民団体、町内自治会等の地域社会が繋がることにより、外国人市民と日本人市民がともに生活を楽しむ仕組みづくりを目指します。</li> </ul>



## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり</p> <p>基本施策7 外国人市民の地域への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策のめざす姿 外国人市民が地域の仕組みを理解しているとともに、活動に参加・参画しており、対等な立場で、日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題などを解決しています。</li> <li>• 施策の方向 施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携 施策㉑ <b>外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入</b> 施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進</li> </ul> <p>施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり</p> <p>基本施策9 地域社会に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策のめざす姿 誰もが自分の持つ能力を発揮でき、それぞれが持っている多様性を活かして活躍しています。</li> <li>• 施策の方向 施策㉓ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり 施策㉔ <b>多文化共生の担い手となる人材育成</b></li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>エ 多文化共生の地域づくり 地域や職場、学校など様々な場において国籍を問わずすべての人の人権尊重や多文化共生意識を啓発します。 基本施策⑨ 地域社会に対する意識啓発 基本施策⑩ 市民が主体となって行う多文化共生や国際交流活動の支援</p> <p>オ 外国人市民の社会参加の促進 外国人市民が持つ多様な能力を発揮することができる環境づくりに取り組み、将来にわたりすべての市民がともに考え、意見を出し合い、行動することができる地域社会を築きます。 基本施策⑫ 外国人市民の地域社会への参加促進 外国人市民の文化・スポーツ活動の機会拡大</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>3 多文化共生の地域づくり</p> <p>(1) 地域社会への参加</p> <p>本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。</p> <p>外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、<b>町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進</b>に努めています。また、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、市民相互の理解と協調につなげるためにも重要であると考えます。</p> <p>(2) ボランティア等との協働体制構築</p> <p>ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っています。</p> <p>(3) キーパーソン・ネットワークの構築</p> <p>地域の多文化共生社会を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用するためのネットワークを構築していくことに努めます。</p> <p>4 地域活性化やグローバル化への貢献</p> <p>(2) 国際（多文化）理解</p> <p>日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際（多文化）理解教育を推進していきます。</p> <p><b>エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策</b></p> <p>特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入</p> <p><b>外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくり</b>や、地域の施策に反映させるための多文化共生意識の啓発活動が必要です。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>施策 3 外国人と日本人が相互に理解し支え合う国際都市の実現めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の地域参画が進んでいる</li> </ul> <p>課題と今後の取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通ができるよう、地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」を導入し、普及する</li> <li>外国人が日本人とともに地域活動に参加できるよう、通訳者を配置するなど、環境を整備する</li> </ul>
市区町村	福井県越前市	<p>(3) 多文化共生の地域づくり</p> <p>地域社会において、日本人市民と外国人市民との交流機会が少ないことによって生じる相互理解の不足により、両者の間に様々な行き違いが生じる場合があります。このような事態を防ぎ、日本人市民も外国人市民も、同じ地域に生活する一員として共生していくための意識啓発を行うことで、相互理解を図り、外国人市民が地域に参画できる地域づくりを目指します。</p> <p>また、本市における多文化共生に向けた施策を推進していくための体制整備や、地域、企業、国際交流協会など各主体との連携・協働を図り、効果的な施策の推進体制を構築します。</p>
市区町村	岐阜県美濃加茂市	<p>多文化共生の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの壁や文化の壁などから生まれる日本人市民と外国人市民の隔たりを無くすために、お互いの市民同士が交流する機会づくりや、共生の意識づくりが重要</li> <li><b>美濃加茂市で学び育った次世代を担う外国人人材が、社会の多様な場において活躍する機会が必要</b></li> </ul>
市区町村	愛知県知立市	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員とともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるという自覚を持つことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めています。</li> <li>外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「昭和未来会議」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。</li> </ul>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	<p>2 参加できる地域づくり</p> <p>①地域社会への参加促進 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員としてともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、<b>地域を支える担い手であるという自覚を持つ</b>ことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めていきます。</li> </ul> <p>②<b>外国人市民の意見反映</b>の仕組みづくり 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「<b>昭和未来会議</b>」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。</li> </ul>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>(2) 基本理念</p> <p>ウ 社会参加の促進 外国籍市民等が日本人市民と共に多文化共生のまちづくりを担うため、地域社会への参加を促進します。また、互いの文化などを尊重し、互いに学び合う地域社会づくりを推進します。</p> <p>エ 市を活性化する多文化の確保 日々の生活の中で、日本人市民と外国籍市民等による<b>相互の文化理解の機会を意識的に企画・提案</b>し、互いに学び合い、多文化 が地域に存在することが市の魅力となるまちづくりを推進します。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>4.地域コミュニティーでの共生促進</p> <p>③地域文化交流による地域の活性化</p> <p>外国人市民との文化交流を活性化して、地域の魅力を発信できる人材を育成し、観光地としての魅力の発信につなげます。安芸高田市には神楽、田楽など多くの伝統文化が根付いていますが、多くの地域は後継者が不足しています。これらの伝統文化は地域で守るという風土が根強く、外国人にも継承するという発想がありませんでした。しかし、<b>伝統を守る集団のなかに外国人が入り、同国人や母国への情報発信がなされると、話題性とともに近隣や外国人観光客の増加を期待することができます。</b></p> <p>④外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり</p> <p>現在、安芸高田市は、32の地域振興会で組織されており、各々独自の地域振興活動を行っています。また、市内の各小中学校単位（学区）でPTA活動が行われています。本市には約600人の外国人が居住していますが、言葉や習慣の違いにより、地域との接触は薄くなっています。一方、地域振興会は人口減少、高齢化等により活動が縮小していることから、活性化の方策を模索している状況にあります。また外国人保護者のPTA活動はほとんどなく、外国人の子どもの状況はPTA組織に理解されていないことが多いのが現状です。</p> <p>これらのことから、<b>外国人に振興会やPTAのメンバーになってもらうことで、地域や学区の活性化を図ります。</b>また、言葉や習慣の違いによるコミュニケーションの不足は、組織内に外国人市民のパートナーとなる人を配置して、世話をすることで交流を深めることとします。</p>
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑧ 多文化共生に向けた相互理解の促進</p> <p>日本人市民と外国人市民との相互理解を促進するためには、先入観や偏見を取り払い、お互いに関心をもって接することが必要であることから、各種講座や交流機会の創出を図りながら、多文化共生社会の実現に取り組みます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 総務省プランの記述

(1)～(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	3 推進体制の強化 行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「 <b>宮城県多文化共生社会推進審議会</b> 」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。
都道府県	埼玉県	VI プランの推進体制 外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にわたっており、地域全体の課題として、県、県国際交流協会、市町村、市町村国際交流協会、 <b>NGO、企業、自治会</b> などが適切な役割分担の下に取り組む必要があります。 1 県の役割 県は、多文化共生の推進に係るプランを策定し、このプランに基づき、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村で十分に対応できていない分野の補完、先導的な取組などを推進します。また、これらの取組を総合的・効果的・継続的に推進するため、庁内を横断する体制で成果を検証しながら施策の実施状況を管理していきます。さらに、「 <b>つなぎ役</b> 」としての機能を発揮し、県国際交流協会、国の機関、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などとの連携や協働を積極的に図ります。 2 県国際交流協会の役割 3 市町村の役割 4 市町村国際交流協会の役割 5 NGOの役割 6 企業の役割 7 大学の役割 8 学校の役割 9 自治会・町内会の役割 (注※各役割は割愛)

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容								
都道府県	富山県	なし（注※各施策に実施主体を明記）								
都道府県	静岡県	<p>V 計画推進体制</p> <p>1 計画の進め方（推進体制）</p> <p>多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。多文化共生施策は生活全般に及ぶ幅広い分野に関わることから、関係部局の横断的な調整を行いながら、施策を推進していきます。市町等との連携については、県内全市町を対象とした「<b>外国人住民施策に係る県及び市町情報交換会</b>」や「<b>外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議</b>」を随時開催し、情報の共有化や連携を図っていきます。他県等との連携については、群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の<b>7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」</b>において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行います。関係主体との連携については、外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及や、子どものための日本語学習支援基金事業の実施について、県内企業等に連携・協力を呼びかけ、計画推進の実効性の確保を図っていきます。</p> <p>2 多文化共生推進主体の役割</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 国</td> <td>(5) NPO、ボランティア団体など</td> </tr> <tr> <td>(2) 静岡県</td> <td>(6) 地域、県民</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町</td> <td>(7) 企業</td> </tr> <tr> <td>(4) 県や市町の国際交流協会</td> <td>(8) 教育機関</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（注※各役割は割愛）</p>	(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など	(2) 静岡県	(6) 地域、県民	(3) 市町	(7) 企業	(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関
(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など									
(2) 静岡県	(6) 地域、県民									
(3) 市町	(7) 企業									
(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関									



## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>(3) 推進主体：みんなが主役のまちづくり</p> <p>時代に合った多文化共生社会を構築していくには、千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた<b>知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材</b>を活かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市</li> <li>・外国人市民・日本人市民</li> <li>・公益財団法人千葉市国際交流協会</li> <li>・企業</li> <li>・市民団体・国際交流ボランティア</li> </ul> <p>(注※各役割は割愛)</p>
政令市	名古屋市	<p>3 推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内における推進体制</p> <p>施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。</p> <p>(2) 関係機関・地域との連携</p> <p>多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、愛知県国際交流協会、名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティア、地域など、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関や地域と積極的に連携していくことが必要です。そのため、<b>名古屋市多文化共生推進協議会を新たに設置</b>し、関係機関や地域と連携して、多文化共生施策の効果的な推進に取り組みます。</p>
政令市	岡山市	<p>カ 多文化共生の推進体制の整備</p> <p>多文化共生施策の推進は行政だけでできるものではありません。市民や外国人コミュニティ、市民団体、事業者、国・県・周辺市町など関係機関との連携を図り、役割分担をしながら推進していきます。</p> <p>基本施策 ⑭<b>庁内推進体制の整備</b></p> <p>基本施策 ⑮国、県、周辺市町や民間団体などとの連携</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>第6章 計画の推進体制</p> <p>1 市民、市民団体、関係機関および市の連携</p> <p>外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、警察、市民団体（NPO、NGO、ボランティア団体等）、企業、地縁団体（町会・自治会等）などが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。</p> <p>2 庁内各課との横断的な連携体制</p> <p>多文化共生施策や外国人住民を取り巻く問題は幅広く多岐にわたることから、「<b>川口市多文化共生推進庁内連絡会議</b>」により<b>庁内横断的な連携</b>を図り、または必要に応じて各課と個別の連携を図り、様々な問題の解決や多文化共生事業の推進に取り組んでいきます。</p>
市区 町村	東京都 港区	<p>計画に掲げた事業を着実に実施し、大きく成果を挙げていくためには、国際化・文化芸術担当が中心となって、関連する各部署と密に連携し、全庁的に事業を推進していくことが必要です。そこで、<b>港区国際力強化推進委員会</b>において、国際化に関する様々な課題に対し、組織横断的に機動性を持って事業を検討し、調整をしていきます。また、港区国際化推進プランに基づく国際化推進施策について検証するため、<b>港区国際化推進アドバイザー会議</b>において<b>外国人を含めた区民等からいただいたご意見を、区の国際化推進施策に反映</b>していきます。（注※図は割愛）</p>
市区 町村	福井県 越前市	<p>(1) 推進体制</p> <p>本プランでは、コミュニケーション支援をはじめ、教育・保育環境の充実、就労や医療、保健、福祉などの生活支援に関する施策を掲げています。これら多岐にわたる施策を着実に推進するうえでは、庁内各課による取組みに加え、部局横断的な施策の推進が必要なことから、<b>関係各課による（仮称）多文化共生推進連絡会議</b>を設置し、国の制度改正や施策の動向などの情報を共有し、施策の推進を図っていきます。</p> <p>また、入管難民法などの外国人に係る制度改正などについては、県や他の自治体とも連携して、情報収集及び共有を積極的に行っていきます。</p> <p>多文化共生社会の実現に向けた施策については、庁内関係各課の連携や外部の関係機関・団体との協働が不可欠ですが、特に国際交流協会については、本プランに掲げた各種施策を実施するうえで重要なパートナーとなります。国際交流協会の従来取組みに加え、新たな取組みや既存事業の拡充を図ったうえで施策を推進していくためには、組織及び事務局体制を強化することにあわせ、企業や地域活動団体との協働により、施策の推進体制を構築していきます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>4. 多文化共生を進めるための体制の整備</p> <p>⑬市内の関係機関・団体等との取り組みを進めるための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所や警察署、ハローワークや市民団体などとの連携を推進します。</li> </ul> <p>⑭地域における役割分担と連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域において多文化共生活動を行う団体や人を支援します。</li> </ul> <p>⑮国、県及び他市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や県、周辺市町村、関係機関と連携し、多文化共生を推進します。</li> </ul>
市区 町村	愛知県 知立市	<p>多文化共生社会の実現には、多文化共生の推進を所管する協働推進課及び、多岐にわたる課題の解決や取組を関係部署が主となり実施します。また、行政だけではなく、国際交流協会、地域、学校、NPO法人等と連携、協力をしながら、それぞれがそれぞれの役割を果たし、情報を共有しながら諸施策の取組みを推進していくこととなります。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>7 施策の推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内の横断的な連携</p> <p>庁内の横断的な連絡調整を行い、情報交換の場として各部局の連携を図るための<b>定期的な会議を開催</b>します。また、本指針の進捗状況を把握するため、事業の達成度合い等を把握し、P D C Aサイクルにより事業の見直し等に取り組みます。</p> <p>(2) 多様な主体との連携協働を図る</p> <p>庁内での連携をはじめ、公益財団法人吹田市国際交流協会等の関係機関や市民団体、民間団体等の連携・協働を促進します。ネットワークの構築により多文化共生のまちづくりに向けて、それぞれ持つ情報や人的資源の活用の拡大が期待できます。</p>

## 2. 地域における多文化共生の基本的考え方

### (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>第4章 推進体制</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>本市及び設立を目指す（仮称）八代市国際交流協会は、市民並びに各種団体、関係機関 など多方面との連携を図り、本ビジョンの施策を通じて本市の国際化を推進します。</p> <p>2 各主体に期待される役割</p> <p>(1) 八代市</p> <p>本ビジョンを効果的・効率的に推進するため、庁内に設置した「地域国際化推進会議」及び「海外展開推進会議」を活用し、国際化に関する情報の共有や十分な連携を図ります。</p> <p>また、国際化に係るそれぞれの施策は、本市の業務全般に及んでくることから、各担当課は本ビジョンを踏まえた上で、<b>SDGsの要素を意識しながら</b>、国際化に向けた取り組みについて責任をもって推進していくこととします。</p> <p>(2) 市民</p> <p>(3) 民間団体・企業等</p> <p>(4) 教育機関</p> <p>(5) (仮称)八代市国際交流協会 （注※各役割は割愛）</p>

## IV. ヒアリング調査

## 1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 技能実習生等、外国人の急増・国籍の多様化や、外国人の永住・定住化への対応が必要と感じられている。
- 弱者や要配慮者ではなく、支える側としても活躍する外国人住民の役割への期待が多い。

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当初計画の策定から10年目を迎え、関係機関等と連携・協働により様々な取組を行ったことで、<b>多文化共生社会の理念については一定程度浸透した</b>が、外国人県民の状況やニーズ、それに対する市町村の施策の進捗も様々な状況である</li> <li>● 県内の経済情勢は復興需要にも支えられ緩やかな回復傾向だが、労働力不足により外国人労働者への期待が高まり、外国人労働者数は増加傾向にある</li> <li>● 本県においては震災の影響による人手不足等もあり、主に水産業などにおいて、東南アジア（ベトナム、インドネシア等）国籍の技能実習生が増加し、また、東北大学などの留学生も増加していることで、<b>県内の外国人県民の国籍の多様化も</b>進んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世界の動きや社会情勢の変化への対応として、<b>SDGs</b>を踏まえ、自己実現ができる社会の構築を目指す <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SDGsは計画には記載されていないが、こうした観点も認識していることは自治体行政の主流になってきていると認識</li> </ul> </li> <li>● 外国人県民の増加やその国籍、雇用情勢、寄せられる相談内容の多様化などを背景に、第2期計画までの施策をさらに進めたものに加えて、必要に応じて新たな施策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「みやぎ外国人相談センター」：外国人受入環境整備交付金を活用し、対応言語を9から13へ拡充</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定住外国人や増加する外国人も含めて、各地域の県民と共生しながら学生や社会人を問わず、自己実現を図ることができる状態にあること</li> </ul>
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次計画策定以降、国の技能実習制度の見直し、介護分野における外国人材の受入れ開始等を通じて、県内の定住外国人の定住化・多国籍化が進み、定住外国人の生活支援や日本人県民の異文化理解等の多文化共生施策の重要性が高まった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従前の基本計画の基本方向の3本柱をまとめ、新たに外国人の活躍していただくという視点から、基本方向「<b>誰もが活躍できる地域づくり</b>」、施策の方針「<b>外国人県民が活躍できる場づくり</b>」を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国人も含め、「誰もが活躍できる地域づくり」のなかで、個別の施策でも外国人が<b>弱者・要配慮者から支える側になってもらう</b>という観点が含まれるようになった</li> <li>➢ 特に介護人材としての外国人の活躍については、新計画で明確に打ち出されるようになった</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本目標「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」</li> </ul>

## 1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>改訂の契機としては、以下の3点があげられる               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ①外国人市民の増加と在留資格の創設への対応</li> <li>➢ ②外国人市民会議（岡山市内の外国人から意見を聞く常設会議）からの意見の反映</li> <li>➢ 提言の一つにSNSの活用促進があり、外国人コミュニティとの双方向のコミュニケーションに活用</li> <li>➢ ③災害時の情報発信強化</li> </ul> </li> <li>● <b>2018年7月の豪雨災害時の多言語での情報伝達・外国人の安否確認等の課題</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岡山市では前期のプランでESD（Education of Sustainable Development）を取り入れ、ESD担当課を設置し、フォーラム等を行ってきた。</li> <li>● 今期のプランでは2018年の「SDGs未来都市」選定を受け、SDGsの観点も盛り込んだ。</li> <li>● プランの中でSDGsを意識し掲げた直接の施策は無いが、SDGsの観点につながる施策はあると認識している。</li> </ul>	—
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 越前市は製造業が盛んで人材不足も進んでおり、外国人が貴重な労働力になっている。特に、2015-16年にかけて大規模が立地されたことで、外国人住民の増加が加速した。</li> <li>● 越前市多文化共生推進プランは2019年版が初の策定となる。<b>外国人住民の定住化・永住化が進み、子供の教育や生活全般に関して課題が顕在化</b>してくる中で、外国人住民も市民だという感覚で取り組む必要があるという認識からプランの策定に至った。</li> <li>● 策定にあたっては、総合戦略推進室とダイバーシティ推進室が共同でヒアリング、アンケート等の調査を行ったが、これまでこうしたほとんど取組はなかった。</li> </ul>	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プランの理念「郷土への愛着を持って共に創り上げる住みよいまち 越前市」</li> <li>● 地域の中で日本人住民と外国人住民の交流を進めていくことが主眼。例えば、地区のイベントについて、チラシを市が翻訳するサービスを提供しており、地区ではそれを利用して外国人にも参加を呼び掛けるなど、地域との共同により取組を推進している。</li> </ul>

## 1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一次プラン（2013-17）の策定時の多文化共生に関する住民意識調査では日本人住民の62%が肯定的であったが、実際には外国人への不当な扱いをなくす努力も必要であった。</li> <li>● このため、日本人側の意識改革と、納税者でもある外国人住民へきちんとサービスを提供・周知することが必要であると考えた。</li> <li>● 5年後の市民意識調査では、外国人との共生への肯定的な回答は8割を超えた。</li> <li>● しかし、当初の目的である人口減対策にとりして、市全体としての人口増は達成できていなかった。</li> <li>● また、第一次プランを進める中で、行政内部における浸透の不足、また国際交流協会の組織基盤の脆弱さ、予算不足（取組のほとんどが市単独事業）等が課題となった。</li> <li>● 以上の経緯から、第二次プランの改定に向け、まず多文化推進会議の運用を変えることとした。体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを踏まえながら、地域を外国人と共に拓くためにはどうすればいいのかを理解してプランの改定に臨んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>移住・定住促進とSDGs</b>の視点である。</li> <li>● このうちSDGsは自治体の中でも早い段階で取り組んだと認識しており、各種の予算面での優遇にも期待している。</li> </ul>	-



## 1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 初めての策定の越前市を除き、すべての自治体で指標を用いた振り返りを行っている。
- 指標の検討も含めて何らかの審議会・委員会等の会議体で検討している。

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一期計画については、振り返りの実施なし。</li> <li>● 第二期計画については、振り返りを実施。内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 第二期計画の6つの評価指標について、実績等の現状及び課題を分析。</li> <li>➢ 6指標中、3指標が未達成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 多文化共生啓発事業の実施市町村数（達成率：20.0%）</li> <li>• 日本語講座開設数（達成率：81.3%）</li> <li>• 外国人相談対応の体制を整備している市町村数（達成率：66.7%）</li> </ul> </li> <li>➢ 第三期の指標の選定には、SDGsの観点も取り入れる予定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の就労支援の促進に向けて、国の動き等を踏まえた外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催等を実施している。</li> </ul>
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県各部署長から構成される本部長会議にて、静岡県総合計画における指標や県庁各部署から提出された候補の中から、適切な指標を選定している。</li> <li>● 指標の評価については、年度毎に、県多文化共生推進本部において評価を実施するとともに、静岡県多文化共生審議会において意見をいただいております。そこで得られた意見を、当年度及び次年度以降の事業実施に活かしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 静岡県多文化共生推進基本条例12条において、知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議し、県の多文化共生施策の実施状況や多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べる機関として設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 委員は県内団体等の推薦等を元に、事務局で選出。</li> <li>➢ 指針・計画等に関しても意見を伺っている。</li> </ul> </li> </ul>

## 1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年、プランに掲載している施策について担当課に取組状況を調査し、改定の際に振り返っており、どの分野で取組が進んでいるかを把握。進んでいない分野は次期での取組強化につなげている。</li> <li>● あくまで進捗の確認までであり、これを予算編成に反映させるような動きは（国際課としては）行っていない。</li> </ul>	（特徴的な取組「審議会や委員会などへ外国人市民の参加」を参照）
市区町村	福井県越前市	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「多文化推進事業研究会」を今年度より立ち上げた。外国人労働者を雇用する企業、国際交流協会、地元の大学教員、地域住民などを構成員とし、プランの推進及び次期プランに向けた検討を行っている。</li> </ul>
市区町村	広島県安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一次プランでは23の事業を掲げており、事業毎に5カ年の総括を行った。一部では目標値の設定があり、実施状況や市民意識調査の結果などをもって振り返りを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第二次プランの改定に向け、「安芸高田市多文化共生推進会議」の運用を変えることとした。</li> <li>● 体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを行った。</li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

- 就労・労働環境改善等の支援は多く、重要性が認識されている。
- 一方、介護人材への支援は、在留資格の拡充や人手不足から、多文化共生とは異なる文脈で必要とされている。

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>就労の支援（就労定着のための情報提供）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用情勢の変化や少子高齢化等による労働力不足による外国人労働者への期待</li> <li>• 増加する外国人労働者に対する国の動き等を踏まえた対応が必要</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①有識者会議による外国人労働者の受入に向けた検討と環境整備（令和元年から）</li> <li>②<b>外国人を採用する企業の開拓</b>を行うとともに、企業向け相談窓口を設置し、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施する。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催（R2.11）</li> <li>②企業訪問やDMなどにより、外国人を採用する企業の開拓を行い、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>就労の支援（外国人留学生の県内企業への就労に向けた支援） 新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生等高度人材の活用</li> <li>・ 県内には、東北大学をはじめとして多くの留学生が在学しているが、<u>留学生の多くは、県内企業に関する情報不足などの理由から、卒業後は県外や国外へ流出している。</u></li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業向けセミナーや合同企業説明会を開催し、外国人留学生等と企業のマッチング等を行い、県内中小企業における外国人材の採用・活用を図る。</li> <li>・ 「外国人留学生人材バンク」及び「受入企業バンク」を形成するとともに、受入企業向けセミナー及び交流会の実施</li> <li>・ 外国人留学生の参加による県内企業バスツアーや合同就職説明会を開催</li> <li>・ 留学生による県内企業への訪問とインタビューを実施し、就職情報誌の作成（※<u>東北大学との協力事業</u>）</li> <li>・ インターンシップ受入企業への補助金 留学生と企業が一堂に課して、セミナーで相談</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人材の活用に関するセミナー、留学生を対象にした合同説明会、外国人（留学生含む）を対象にした日本のビジネスマナーや日本企業への就職活動等に関するセミナーを開催</li> <li>・ 「グローバル人材の採用と定着」をテーマに受入企業向けセミナーを、「世界の年末年始を知ろう」等をテーマに交流会を実施</li> <li>・ 外国人留学生向けに、県内企業3社を訪問するバスツアーを実施（R1.11、24人参加）</li> <li>・ 東北大学との協力授業の受講生の外国人留学生が、大手県内企業14社（IT、建築、製造業等）を訪問の上、経営者等インタビューを行い（日本人含む15名）、就職情報誌「ZOOM」を作成</li> <li>・ 5名のインターンシップを受入れた企業3社（IT、人材派遣会社）へ補助金を交付</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	防災・災害
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>防災（大規模災害時の市町村間・県域を越えた連携）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の際、必要な情報が得られず、また、<b>周囲の避難者等とコミュニケーションが図れない</b>ことにより、避難所での生活に不便を覚え、必要な支援が受けられないなど、避難所での生活が困難な外国人がいた。日本語を理解できない外国人県民が「津波が来たので高台に逃げてください」と声をかけられても意味が理解できなかったという事例もあった</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮城県国際化協会と連携して、災害時の情報等について、<b>多言語ややさしい日本語での情報提供</b>を行う</li> <li>・ 防災訓練への参加を促進するとともに、自助・共助の力を身につけるための防災や防犯知識の醸成</li> <li>・ 市町村における状況の把握</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和元年東日本台風」では、宮城県国際化協会のHPやFacebookにおいて、災害情報や注意喚起などを、多言語及びやさしい日本語で発信した。台風直後の土日には、相談窓口を開設した。</li> <li>・ 県が、防災や減災に役に立つ「外国人県民のためのハンドブック」を作成し、配布</li> <li>・ 「令和元年東日本台風」では、被災後直ちに県内35市町村に電話照会をしたが、特に外国人からの苦情や相談はなく、地域内で適宜対応されていた。（R1.10）</li> <li>・ 県域間、市町村連携の実績はまだない</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>定住外国人に対する就業・定着支援（農業分野）【計画P.37 施策番号25】 新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内農家の減少・高齢化等による人手不足のため、若者等の新規就農の促進が重要となっている</li> <li>・ 身分に基づく資格により働く外国人は農林業で増加しているが、近年は技能実習生の流入が急激に拡大</li> <li>・ 新規就農者のうち、定住外国人と推測される者の数5名以内と少ない</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本人及び定住外国人に関わらず就農希望者に対し、農業への就職相談、無料職業紹介所、就労体験会、独立就農支援(実践研修)、独立希望者への融資といった施策を行っているが、実際に外国人が施策を活用するケースはほぼない</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県HP等で施策の広報を行っているが、外国語やわかりやすい日本語への対応は行っていないのが現状</li> <li>・ 農業がいわゆる「3K」のイメージがあり給料や待遇面で見劣りしてしまうので、農業法人等の処遇改善を進めていくことが課題</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● <b>介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容（いずれも委託事業）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー</li> <li>・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況（令和元年度）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名</li> <li>・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b>（いずれも委託事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー</li> <li>・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b>（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名</li> <li>・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>介護職員に対する定着支援（外国人職員への日本語教育支援）【計画P.37 施策番号29下】 新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度実施している「外国人介護職員就労状況調査」において、外国人介護職員の雇用の上での課題として「読解力等」を挙げる事業所が例年5割以上となっている。</li> <li>・ 介護業務においては、利用者との会話や介護記録の作成など日本語能力の向上が重要である。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 介護事業所の意向に応じて、会場集合型と事業所訪問型により研修を実施</li> <li>・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援 受入介護事業所の介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援に対して経費を助成</li> <li>・ 技能実習生等に対する集合研修の実施 日本語能力向上を含む介護に関する研修を実施</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 ：平成30年度実績 会場集合型35人 事業所訪問型12事業所（24人）</li> <li>・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援：令和元年度実績 21人（13施設）</li> <li>・ 技能実習生等に対する集合研修の実施：令和元年度実績 46人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	



## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
都道府県	静岡県	<p>● <b>地域コミュニティへの参加促進（先進事例の発信）【計画P.40 施策番号30】</b></p> <p>➤ <b>背景となる問題意識・状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度に静岡県が実施した多文化共生基礎調査では、外国人の自治会への加入率は49.9%であり、日本人よりも低いと考えられる。一方、同調査では、「外国人は地域の活動に積極的に参加すべきだ」と考える日本人も69.7%に達しており、日本人を対象に地域コミュニティへの参加については、日本人、外国人双方が問題意識を持っている。</li> </ul> <p>➤ <b>施策の具体的な内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県庁HP内に設けている「活躍する外国人県民 Life in SHIZUOKA」において、地域コミュニティにおいて活躍する外国人県民や多文化共生に係る先進的な取組を行っている企業等へのインタビューを紹介</li> <li>外国人コミュニティを対象とした防災出前講座を、日本人県民の協力や参加を得て実施することで、外国人県民の地域コミュニティへの参加促進の契機としている</li> </ul> <p>➤ <b>施策の検討・実施状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「活躍する外国人県民」サイトでは平成27年から、現在30人の外国人県民及び4社の県内企業を掲載</li> </ul>
		<p>● <b>地域防災の担い手となる外国人県民の育成【計画P.40 施策番号32】</b></p> <p>➤ <b>背景となる問題意識・状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県は、南海トラフ地震の発生が懸念される地域に所在することから、災害時に外国人県民にも地域防災の担い手として活躍してもらえるよう防災教育や防災情報の提供等の事業を実施している。</li> </ul> <p>➤ <b>施策の具体的な内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地で、語学に堪能な県民を対象とした「災害時に外国人が直面する課題」や「支援の心構えや外国語による被災者支援について必要な通訳スキル」を教授する災害時外国語ボランティア研修を実施</li> <li>市町や市町国際交流協会等の協力を得て、県内各地で国人コミュニティを対象とした防災出前講座を実施</li> </ul> <p>➤ <b>施策の検討・実施状況（令和元年度）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の災害時外国語ボランティア育成研修会：年3回実施、延べ92人参加</li> <li>災害時外国語ボランティア登録者数は、延べ290人（R2.2時点）</li> <li>外国人コミュニティを対象とした防災出前講座：年3回実施、延べ75人の外国人県民が参加</li> </ul>

地域参画

防災・災害

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>起業意欲のある外国人市民に対する情報提供</b> <span style="float: right; background-color: #c00000; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">就労支援</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際化の取組の中でも雇用・労働分野は手薄であると認識していた。留学等の短期の在留資格で訪日した外国人が就業するなど、外国人の居住年数が長くなってきている。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業意欲がある方への情報提供を行うものであり、取組としては日本人/外国人の別を問わないが、外国人向けにPRしている。その中では『起業家塾』というセミナー形式のものを実施している。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『起業家塾』について令和元年度は6日程の開催実績があり、40~50名程度の外国人の参加があった。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>審議会や委員会などへの外国人市民の参加促進</b> <span style="float: right; background-color: #ffc000; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">地域づくり</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人市民が抱える課題や多文化共生施策への意見を収集する場として、常設の「<u>岡山県外国人市民会議</u>」を設置した。</li> <li>・ プランへの意見収集を行うための会議ではなく、本会議での意見をプランや他の施策で収集する位置付けである。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議として定常的に会合を行っており、まとめられた提言についてはプランで対応している。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年ごとに委員を改選し、今期で6期目。委員には大学教員から民間企業の代表、学生、主婦など、外国人コミュニティのリーダー的人物に限らず、様々な人が就任している。</li> <li>・ 委員は公募制であり、多くの場合は募集人員以上の応募がある。過去の委員の知人から、公募を見てくる人など、応募のきっかけは様々である。</li> <li>・ その他の審議会等でも外国人委員がいる可能性があるが、多文化共生を意図して外国人委員が参加しているのは本会議だけである。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<div data-bbox="1752 304 2005 368" style="float: right; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">防災・災害</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>災害時に活躍できる人材の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2018年の豪雨災害を受け、国際化の流れに限らず全庁的に防災強化に力を入れることとなった。防災を含む「生活支援」が前期の多文化共生推進プランでは施策構造の3段階目にあったものを、2段階目に引き上げたように、重要度の認識が高まっている。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ボランティア通訳に関しては、<u>人材確保における必要性から報酬の強化</u>を現在議論している。</li> <li>• 岡山県と共同で災害時通訳ボランティア研修を実施しており、日本人・外国人を問わず参加者を募集した。</li> <li>• 翻訳に関心のある日本人/外国人住民による、災害救援ボランティアの制度を検討している。災害時に多言語支援センターを設置した際に行う行政情報発信に係る翻訳や、避難所で外国人から要望を収集する際の支援を想定している。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時通訳ボランティア研修は直近で、2019年12月・2020年1月に実施したところ。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県越前市	<div data-bbox="1742 304 1997 368" style="float: right; background-color: #800040; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">生活支援</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>労働者融資事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者の生活困窮に対する支援が必要という認識のもと、実施している事業である。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人も含む労働者の生活安定資金の貸付を行う制度で、1人最大150万円、融資期間は5年間である。</li> <li>・ 金融機関を通じて、返済能力等に関する審査ののち執行している。</li> <li>・ 制度としては20年以上前から存在するが、融資対象者が帰国してしまうと回収できなくなることが課題であり、労働金庫に預託金を入れて対応している。</li> <li>・ 本事業による融資は生活資金（マイカーの購入等）のためのもので、特に用途に制限はない。</li> <li>・ 創業支援などの事業者向け融資としては別の制度（中小企業等伴走型資金融資制度）がある。これも外国人に限らない制度である。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年度融資件数は67件、うち外国人は1名であった。2015年度は230件であったが、低金利になり民間でも借りられるようになったために利用が縮小していると考えている。</li> <li>・ 利用しているのは技能実習生等の短期滞在者はなく、定住者・永住者である。</li> <li>・ 金融機関の窓口、市のHP、事業者の労働組合等を通じて周知している。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県 越前市	<div data-bbox="1748 304 2005 368" style="float: right; background-color: #800000; color: white; padding: 5px; border: 1px solid #800000;">就労支援</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>アタック100事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人手不足のため市内企業でも外国人労働者の呼び込みが検討されるようになったが、外国人労働者は怖いという先入観があり手を出せない企業が少なくなかった。その先入観を緩和し、外国人労働者の就労に係るハードルを下げる必要があった。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人を多く雇用している企業、人材派遣会社や技能実習生の監理団体などを往訪して情報収集し、労働や生活における問題及び優れた取組を収集して施策に反映する、自治体内部の取組である。</li> <li>・ 数値目標として、年100件以上の往訪を掲げている。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここで収集した優れた取組などは、ハローワークと連携して中小企業に紹介しており、企業向けセミナーのコンテンツにもつなげている。</li> <li>・ 「アタック100事業」自体は産業政策課の取組だが、得られた情報は他課にも共有し生活支援関係等の施策につなげている。</li> <li>・ この取組の中で、日本語が不要な職場で就労している外国人労働者の課題が明らかになった。<b>大規模工場では日本語がまったくわからなくても働くことができるが、同社の経営が悪化して雇止めが発生すると、他の市内企業は日本語がなければ就労できないことが大多数であり、再就職が困難になる。</b></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	広島県 安芸高田市	<div data-bbox="1748 297 2005 362" style="background-color: #FFD700; padding: 5px; display: inline-block;">地域づくり</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>多様な街づくりの魅力の発信事業（多文化共生サミット）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>背景となる問題意識・状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国人集住都市会議」に参加していない安芸高田市や岡山県美作市なども多文化共生を推進している。特に「散住都市」の観点で自治体を集め、情報収集や発信ができないか考えた。</li> <li>・ 散住都市の課題は多い。まず、自治体の規模が小さいため支援人材も少なく、<b>外国人が離れて住んでいるため支援体制の構築が非常に難しい</b>。安芸高田市に多い技能実習生は移動手段を持っておらず、また公共交通も乏しいため、市の中心部で支援を提供するだけでは受けたくても受けられない。</li> <li>・ 企業の負担も大きく、技能実習生を買い物などに連れて行く必要があり、国際交流協会に支援を求める声も少なくない。</li> <li>・ 娯楽施設も少なく、例えばカラオケボックスも乏しいため、自宅でカラオケをしはじめて他の住民とトラブルになることがある。</li> <li>・ ワンストップ相談窓口を行っているが、やはりそこまで行く足がなく、スマホは持っていても通話を契約していないことが多いため電話相談もできない。そうした環境の整備も課題である。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の具体的な内容（予定）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散住都市が集まって情報収集、意見共有、取組方針の協議等をフォーラム形式で行うものである。まずは近隣の都市で集まってスタートし、徐々に全国へと活動範囲を広げていきたい。</li> </ul> </li> <li>➢ <b>施策の検討・実施状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では実施に至っていない。集住都市会議に散住都市も入れてもらえるのであれば、そちらで発信していくことも考えている。</li> <li>・ 多文化共生サミットを推進していた市長がまもなく勇退予定であり、内部的にも推進力を失うことになる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>● 外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり (地域活動で活動する外国人のフォロー)</p> <p>➤ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市として地域振興会 (= 自治会) に外国人参画を説得したり、外国人には転入時に周知して地域振興会への参画を促したりする取組をしている。</li> <li>広島県「外国人との共生推進事業」は外国人が地域のリーダーとなり、地域振興会と協力しながら地域の中で暮らすモデル地域を作るものだが、これに安芸高田市でも応募しており、外国人のフォロー等もこの事業の一環として行っている。</li> <li>フォローというのは、外国人住民がお店を始めたら皆で参加する、お弁当を市役所で販売してもらおうといったもの。</li> <li>安芸高田市には約830人の外国人住民がいるが、3/4が技能実習生であり、残りの200名程度の定住・永住者に市役所相談窓口で対応している。市役所では相談員や職員、国際交流協会6~7名体制で相談に対応しているため、丁寧な対応・フォローができています。</li> <li>外国人と日本人の間をつなぐ人材を生み出していく役割の多文化共生コーディネーターは、前述の広島県事業の中で対応している(市・交流協会職員等ではない)。</li> </ul> <p>➤ 外国人の地域活動への参加の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以前は地域振興会に入っていないと避難所に入れないといった風潮も一部であったが、入るものは拒まないという地域が増えている。</li> </ul>	地域づくり
		<p>● 地域文化交流による地域の活性化(外国人市民の地域の伝統文化継承組織への加入)</p> <p>➤ 具体的な施策内容(市/伝統文化組織の役割、方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安芸高田市は神楽や田楽が有名であり、田楽に外国人が参加している。楽団が囃子を演奏しながら女性が田植えをするもので、数年前から外国人が参加してきたが2019年から大々的に実施するようになった。</li> <li>地域としても文化の担い手が減ってきている中で、文化の継承に加えて地域の交流にもつながっている。</li> </ul> <p>➤ 外国人の伝統文化継承活動への参加の現状(活動状況、効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年はタイ人の実習生が田植え役となったが、2020年も募集をして10名の応募があった。</li> <li>地域住民も前向きであり、反対・抵抗を示す人はいない。</li> </ul>	地域づくり

### 3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● とくになし</li> </ul>
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人県民の増加及び多国籍化が進んでおり、全ての外国人県民の母語に対応する多言語化には限界がある。そのため、外国人とのコミュニケーションを図る手段として「やさしい日本語」の活用促進に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現状では多文化共生より、むしろ観光客誘致の事業での活用がメインになっている。</li> <li>➢ 文化共生に関する施策で「やさしい日本語」を活用することについては、施策分野によっては難しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば介護分野では、県内のなまりの強い地域だと、介護サービス利用者の高齢者の言葉が聞き取りづらい等、やさしい日本語の普及では対応できないコミュニケーションの問題がある。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● <b>文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」</b>を活用し、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を習得する体制の構築を進めている。</li> </ul>
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人総合相談窓口</b>の設置が、岡山市のプランにおける注力分野と認識している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法務省の補助金を受けたものであり、市内でも特に外国人住民が多い北区役所の外国人登録窓口の隣に設置した。</li> <li>➢ これまでも「友好交流サロン」事業の中で多言語による相談を受け付けてきたが、しかるべき場所に設置したことで相談件数が飛躍的に増加。</li> <li>➢ 友好交流サロンでは英語・中国語・韓国語、外国人総合相談窓口では英語・中国語・ベトナム語に対応した嘱託職員が常駐しており、相談内容を市役所内や市役所外の関係機関につないで対応している。</li> </ul> </li> </ul>



### 3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
市区町村	福井県 越前市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>やさしい日本語の利用を推進</b>したい。今後はカンボジア人など他のアジア圏の住民の増加も予測される中、すべての言語に翻訳して対応するには物理的にも財政的にも限界がある。外国人住民には、やさしい日本語が分かる程度までは勉強してもらい、日本人もやさしい日本語でやりとりできるようにコツを学ぶ。</li> <li>➢ <b>国の発信する情報にも、やさしい日本語のものも提供してもらいたい。</b>自治体として周知する際、情報の大枠まではやさしい日本語にできるが、行政の情報は様々な補足や断り書きなどが含まれがちであり、自治体側で対応しきることは難しい。</li> <li>● 教育・保育分野は取り組むべき課題が多い。関係者に話を聞いて回ってはいるが、日本語のプレスクールを開くにしても、教員免許を持ち日本語とポルトガル語を話せる人材を見付けられていない。</li> <li>● 現在、不就学児はおらず、高校進学率も100%であるが、高校に入り義務教育から離れるとアプローチが難しくなることが課題である。高校まで卒業させられれば、少なくともバイリンガルの有用な人材になると考えている。</li> </ul>
市区町村	広島県 安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本来はプランにおいて、<b>在留資格に応じた対応方針</b>を示さなければならないと認識している。その中で、<b>定住・永住を見込めるような施策に取り組む必要がある。</b></li> <li>● 市の検討範囲を超えてしまうが、国として移民政策・在留資格の在り方を見直していく必要がある。<b>人口減にどう対応するかという観点では、市のレベルではどうにもできない部分もある。</b></li> <li>● 情報を外国人住民に受け取ってもらえるように発信するか、多言語にするなら翻訳、日本語とするなら日本語教育をどのように展開するかなど、予算に反映していく必要がある。</li> </ul>



# NTT DATA

Trusted Global Innovator

## 地方公共団体における多文化共生推進の取組状況アンケート

## 【回答要領】

- 本様式は、①表紙・回答要領（本シート）、②調査票様式、③データ抽出用シート、④データ集約用シートの4種類により構成されています。以下の回答要領を確認のうえ、Microsoft Excelにて②の調査票様式にご回答ください。 ※市区町村の方は、③・④のシートは使用しません。
- 質問文の直下に設問ごとの回答方法（例：択一回答、複数回答、等）の記載がありますので、これに沿って回答してください。
  - ・ 択一回答：該当する選択肢の番号を回答欄に入力（例：『1-a』）
  - ・ 複数回答：該当するすべての選択肢の回答欄に『○』を入力
  - ・ 自由記述：貴団体の状況を回答欄に自由回答（該当なしは空欄又は『特になし』と記載）
- 回答が完了していない（抜け漏れがある）場合、各設問の回答欄の下に「未回答の項目があります。確認してください。」というメッセージが表示されます。このメッセージが消えるのを確認し、次の設問に進んでください。
- 回答欄以外への入力や、セルの挿入・削除は行わないでください。  
（とりまとめ用のシートが適切に機能しなくなるため）
- 市区町村の御担当者は、本アンケートへの回答が完了したら、回答済のファイルを電子メールに添付し、貴団体が所在する都道府県のご担当者へ送付してください。
- 本アンケートの回答は、集計結果として公表する予定ですが、回答の個票は公開しません。
- 本アンケートに関してご不明点がございましたら、以下の担当者までお問合せください。  
総務省自治行政局国際室 村上、志田  
Email:kokusai@soumu.go.jp TEL:03-5253-5527

## 地方公共団体における多文化共生推進の取組状況アンケート

■ 回答者情報を記入してください。

都道府県名		市区町村名 (郡は不要)	
担当課名			
担当者名			
電話番号 (ハイフン不要)			
メールアドレス			

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-01】 貴団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況について選択してください。

◆ 回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 策定済 2. 未策定 (策定に向け準備・検討中の場合を含む)

回答

未回答の項目があります。確認してください。

**【Q-02】** 貴団体では以下に示す多文化共生推進の取組を実施していますか。各取組について、実施有無および実施方法として当てはまるものを選択してください。

◆回答方法：複数回答

(選択肢)

1. 実施している
1-a. 貴団体が直接実施している      1-b. 貴団体が委託事業により実施している
1-c. 民間組織（NPO、自治会など）の活動を貴団体が補助している
1-d. 民間組織（NPO、自治会など）の活動を広報誌等で周知している
2. 実施していない

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、取り立てて多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。					
	※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。					
	※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					

**(1) 窓口等における多言語対応**

①	通訳の配置					
②	タブレット端末（多言語翻訳アプリ）の配置					
③	自治体ウェブサイトの多言語化					
④	職員に対する研修					
⑤	その他1（⇒具体的に）					
⑥	その他2（⇒具体的に）					
⑦	その他3（⇒具体的に）					

**(2) 防災に関する支援**

①	防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信					
②	防災・災害情報のメールやアプリによる多言語での通知					
③	災害時における災害多言語支援センターの設置					
④	防災・災害情報の「やさしい日本語」での提供					
⑤	外国人向けセミナー・防災訓練の実施					
⑥	災害時における通訳の活用					
⑦	災害時に備えた関係機関の連携（※ 1 に留意）					
⑧	その他1（⇒具体的に）					
⑨	その他2（⇒具体的に）					
⑩	その他3（⇒具体的に）					

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-02】（前ページの続き）

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、取り立てて多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。 ※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。 ※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					
<b>(3) 医療に関する支援</b>						
①	医療・保健・福祉に関する情報の多言語化					
②	外国人対応ができる医療機関等の周知					
③	医療機関への通訳の派遣					
④	電話通訳の活用					
⑤	予防接種や子育て支援等に関する情報提供					
⑥	その他1（⇒具体的に）					
⑦	その他2（⇒具体的に）					
⑧	その他3（⇒具体的に）					
<b>(4) 日本語教育</b>						
①	学校等における日本語初期指導教室の開催					
②	外国人児童の指導補助者の配置					
③	地域における日本語教室の開設					
④	外国人児童に対する就学促進（実態の把握と周知徹底）					
⑤	その他1（⇒具体的に）					
⑥	その他2（⇒具体的に）					
⑦	その他3（⇒具体的に）					
<b>(5) 就職支援</b>						
①	就労に関する情報の多言語化					
②	就職ガイダンス等のセミナーの開催					
③	企業と外国人のマッチング支援					
④	外国人向けインターンシップの支援					
⑤	事業主向けセミナーの開催					
⑥	その他1（⇒具体的に）					
⑦	その他2（⇒具体的に）					
⑧	その他3（⇒具体的に）					

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-02】（前ページの続き）

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、特に多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。 ※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。 ※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					
<b>(6) (1)～(5)の分野以外で重点的に取り組んでいる施策</b>						
①	その他1 (⇒具体的に)					
②	その他2 (⇒具体的に)					
③	その他3 (⇒具体的に)					

【Q-03】 防災に関する取組についておたずねします。

(1) 貴団体では、災害時に、外国人被災者を支援するため、多言語による行政情報や生活情報の提供などを担う体制（災害多言語支援センター等）を整備することとしていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している 1-a. 災害時に、貴団体内に体制を整備することとしている 1-b. 災害時に、関係団体（国際交流協会等）内に体制を整備することとしている 1-c. 災害時に、貴団体と関係団体（国際交流協会等）の共同で体制を整備することとしている 1-d. その他 (⇒具体的に) 2. していない
--

<b>回答</b> (1-dを選択した場合、具体的な整備内容)
<input type="text"/>

未回答の項目があります。確認してください。

(2) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

これまでに災害時において(1)の体制が実際に整備されたことはありますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. ある (⇒直近で整備された災害の時期及び名称)    2. ない

回答 (1を選択した場合、災害の時期と名称)

未回答の項目があります。確認してください。

(3) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制について、貴団体の地域防災計画に明記していますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している (⇒明記した年度)    2. していない

回答 (1を選択した場合、明記した年度)

未回答の項目があります。確認してください。

(4) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制の整備にあたり、貴団体と関係団体（国際交流協会等）との間で役割分担がなされていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 協定等で役割分担を明確化している    2. 協定等はないが、実質的に役割分担を行っている  
3. 役割分担はない（どちらか一方のみが担っている）    4. その他 (⇒具体的に)

回答 (4を選択した場合、分担の内容)

未回答の項目があります。確認してください。



(5) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制の整備にあたり、貴団体は費用を負担することとしていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している (⇒負担している主な経費)	2. していない
-----------------------	----------

回答	(1を選択した場合、主な経費)

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-04】 貴団体では多文化共生の推進を所管する担当部署を設置していますか。あてはまるものを選択してください。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 設置している 1-a. 組織として設置している 1-b. 専門の組織としては設置していないが、多文化共生推進の専門の担当者を置いている 2. 設置していない
--

回答

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-05】 貴団体では施策の企画・実施にあたり、多文化共生の担当部署が中心となって部局・関係機関間の連携をとっていますか。連携している場合、その内容を選択してください。

◆回答方法：複数回答

(選択肢)

1. 連携している 1-a. 多文化共生の推進に係る指針等の策定や進捗の確認を行っている 1-b. 多文化共生に係る庁内の施策を取りまとめている 1-c. 関係部署や民間団体との定期的な会議を行っている 1-d. 庁内全体の多言語化を推進している 1-e. その他 (⇒具体的に) 2. 連携していない
---

回答

1-a	1-b	1-c	1-d	1-e	(1-eを選択した場合、具体的な連携内容)	2

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-06】 貴団体が行っている多文化共生推進の取組のうち、特に効果大きい（手ごたえがある）と感じているもの（複数回答可）について、取組内容とその効果を回答してください。

◆回答方法：自由記述

回答							

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-07】 貴団体における外国人住民の状況やこれまでの経緯などの地域特性を踏まえて実施している、国の補助制度の対象とならないような独自事業があれば概要を回答してください。

◆回答方法：自由記述

回答							

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-08】 多文化共生推進の取組に特に必要と考えられる要因を選択してください。

◆回答方法：3つまで複数回答

(選択肢)

1. 全庁的な体制の設置	2. 庁内関係部署の理解・協力	3. 担当職員の育成
4. 民間団体（受入れ機関、NPO、国際交流協会）との連携	5. 外部有識者の関与・助言	
6. 財源	7. その他（⇒具体的に）	8. 特になし

回答								
1	2	3	4	5	6	7	(7を選択した場合、具体的な内容)	8

未回答の項目があります。確認してください。



**【Q-12】 市区町村におたずねします。**

貴団体における在留外国人の概況として、住民基本台帳（令和元年12月末時点）に基づいて以下に回答してください。割合は小数点第3位を四捨五入してください。

No.	確認項目	回答		
		国籍・資格	人口	
(1)	貴団体の人口 (日本人・外国人の合算)	総人口		
		男性		
		女性		
		～14歳		
		15～64歳		
		65歳～		
(2)	外国人の男女別人口	男性		
		女性		
(3)	外国人の年齢階層別人口	～14歳		
		15～64歳		
		65歳～		
(4)	外国人人口の多い国籍及びその人口 (上位3つ)	1位		
		2位		
		3位		
(5)	外国人人口の多い在留資格及びその人口 (上位3つ)	1位		
		2位		
		3位		

**【Q-14】 その他、本アンケートにかかる内容でご意見等ございましたら、下記にご回答ください。**

◆回答方法：自由記述

回答

調査は以上となります。ご協力いただき有難うございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の  
在留諸申請の取扱いについて出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。

（4月27日変更点：従前と異なる受入れ機関においても就労を認めることとしました。）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

## ② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

## ③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

## ④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

## ⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

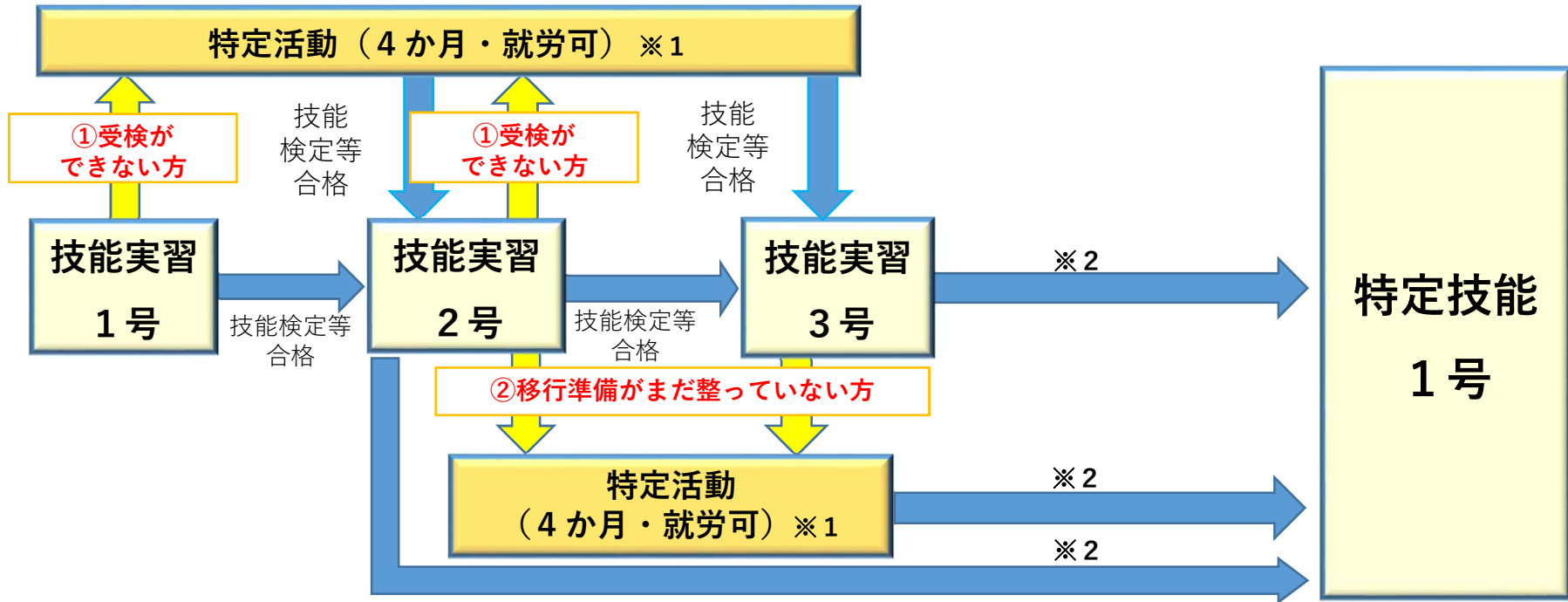
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



## 2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

## 3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」※3への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます）。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

## 追加資料2

### 目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

### 支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

### 在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
  - 在留期間 最大 1年
  - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること  
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
  - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
  - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

### 雇用維持支援のイメージ

